

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

(総務課 少子化対策企画室)

【目次】

資料 1	児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める 政令（案）	1
資料 2	「行動計画策定指針」新旧対照表（案）	5
資料 3	市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準の留意事項に ついて	1 1 1
資料 4	「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧対照表（案）	1 1 9
資料 5	「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」 新旧対照表（案）	1 6 5

平成 2 1 年 2 月 2 7 日（金）

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

総務課 少子化対策企画室

資料 1 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行
期日を定める政令（案）

政令第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十一年三月一日とする。

資料 2 「行動計画策定指針」新旧対照表（案）

行動計画策定指針改正案（新旧対照表）

現行	改正案
<p>一 背景及び趣旨</p> <p>政府においては、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針である「少子化対策推進基本方針」（平成十一年十二月十七日少子化対策推進関係閣僚会議決定）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（平成十一年十二月十九日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治六大臣合意）、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成十三年七月六日閣議決定）に基づき「待機児童ゼロ作戦」等により、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、様々な対策を実施してきたところである。</p> <p>しかしながら、平成十四年一月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されている。</p> <p>急速な少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものことから、少子化の流れを変えるため、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進める必要がある。</p> <p>こうした観点から、平成十四年九月には、厚生労働省において「少子化対策ブラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策等「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、</p>	<p>一 背景及び趣旨</p> <p>次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成十五年七月に「次世代育成支援対策推進法」（以下「法」という。）が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきたところである。</p> <p>一方、平成十五年七月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成十六年六月に「少子化社会対策大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定された。大綱では、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の四つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、様々な対策を実施してきたところである。</p> <p>しかしながら、平成十七年に我が国は初めて総人口が減少に転じ、出生数が一〇六万人及び合計特殊出生率が一・二六と、ともに過去最低を記録するという予想以上の少子化の進行が見られた。</p> <p>このため、平成十八年六月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきたところである。</p> <p>また、平成十八年十二月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、二〇五五年にあっても合計特殊出生率は一・二六と示され（出生中位・死亡中位推計）、社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会においては、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、この乖離を生み出している要因が整理された。</p>

「子どもの社会性の向上や自立の促進」という四つの柱に沿って、総合的な取組を推進することとした。

また、これを踏まえ、平成十五年三月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、政府における「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を取りまとめた。

あわせて、平成十五年三月には、地方公共団体及び企業における十年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」及び地域における子育て支援の強化を図るための「児童福祉法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、同年七月に成立したところである。

以上のような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成十九年十二月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられたところである。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働きたい方を見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされている。

「働き方を見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成十九年十二月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）が取りまとめられたところである。

憲章においては、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであることとされ、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の関係者が果たすべき役割を掲げている。また、行動指針においては、憲章が掲げる三つの社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取組を推進するための社会全体の目標（取組が進んだ場合に達成される水準として十年後の目標値）を設定しているところである。

今後は、憲章及び行動指針の理念を踏まえ、仕事と生活調和の推進に向けた具体的な取り組みを進めていくことが必要である。

また、重点戦略では「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、①具体的な制度設計の検討、②先行して実施すべき課題という二つの課題が示されており、②の課題については、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を第百七十四回国会に提出し、平成二十年十一月二十六日に可決され、同年十二月三日に公布されたところである。

①の課題については、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」（平成二十年十二月二十四日閣議決定）の工程表において、二〇一〇年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされたところである。

法においては、次世代育成支援対策に関し、市町村にあっては、第八条第一項の市町村行動計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することとされ、都道府県にあっては、法第九条第一項の都道府県行動計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することとされている。
また、国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人（平成二十三年四月一日以後は、百人）を超えるものにあっては、法第十二条第一項の一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、その旨を届け出ることとされ、常時雇用する労働者の数が三百人（平成二十三年四月一日以後は、百人）以下の一般事業主にあっては、一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出るよう努めることとされている。さらに、国及び地方公共団体の機関等（以下「特定事業主」という。）にあっては、法第十九条第一項の特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」と

次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）においては、次世代育成支援対策に関し、市町村にあっては、法第八条第一項の市町村行動計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することとされ、都道府県にあっては、法第九条第一項の都道府県行動計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することとされている。また、国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものにあっては、法第十二条第一項の一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）を策定し、その旨を届け出ることとされ、常時雇用する労働者の数が三百人以下の一般事業主にあっては、一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出るよう努めることとされている。さらに、国及び地方公共団体の機関等（以下「特定事業主」という。）にあっては、法第十九条第一項の特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」という。）を策定することとされて

いる。このため、主務大臣はこれらの行動計画の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めることとされている。

この行動計画策定指針は、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めるものである。

二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

1 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2 行動計画の策定の目的

地方公共団体及び事業主(国及び地方公共団体の機関等を含む。)は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための十年間の集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるもの

を策定することとされている。このため、主務大臣はこれらの行動計画の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めることとされている。

この行動計画策定指針は、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、①次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、②次世代育成支援対策の内容に関する事項、③市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準、④その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めるものである。

二 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

1 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

2 行動計画の策定の目的

地方公共団体及び事業主(国及び地方公共団体の機関等を含む。)は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための十年間の集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定めるもの

とする。

3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携

次世代育成支援対策は、市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携を始め、市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい。

このため、行動計画には、それぞれの次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携の在り方について定めることが必要である。

(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携

市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、全庁的な体制の下に、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を図ることが必要である。

とする。

3 次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携・協働

次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して部局横断的に取り組む総合的な庁内の推進体制を整備することが重要である。その上で、国及び地方公共団体の間、市町村及び都道府県の間、市町村間並びに地方公共団体と一般事業主の間の連携等を図り、総合的な体制の下に推進されることが望ましい。

このため、行動計画には、それぞれの次世代育成支援対策の推進に当たっての関係者の連携の在り方について定めることが必要である。

また、地方公共団体と国との情報の共有化をさらに深めることが重要であり、次世代育成支援対策に関する情報を集約し、地方公共団体と国が相互に情報得共有を図ることができ「少子化対策連携促進サイト」への参加、活用を図ることが必要である。

(1) 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携

市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、例えば、首長を本部長又は責任者として少子化対策推進本部等を設置するなど全庁的な体制の下に、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を図ることが必要である。

(2) 国及び地方公共団体の連携

法第四条では、国及び地方公共団体は、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう

努めなければならぬこととされている。

次世代育成支援対策は、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車及び地方公共団体は、仕事と生活の調和推進会議」や「次世代育成支援対策地域協議会」等の活用により、恒常的な意見交換を行い、連携・協力して地域の実情に応じた次世代育成支援対策の推進を図ることが必要である。

(3) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携

法第十条第一項では、都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めることとされており、小規模市町村への配慮を含め、適切に対応することが必要である。

また、市町村及び都道府県は、行動計画の策定に当たって、相互にその整合性が図られるよう、互いに密接な連携を図ることが必要である。

さらに、市町村行動計画の策定に当たっては、必要に応じて広域的なサービス提供体制の整備等、近隣市町村間での連携・協力の在り方について検討することが必要である。

(4) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携

法第五条では、事業主は、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならないこととされている。

また、一般事業主は、一般事業主行動計画の策定やこれに基

(2) 市町村及び都道府県の間並びに市町村間の連携

法第十条第一項では、都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めることとされており、小規模市町村への配慮を含め、適切に対応することが必要である。

また、市町村及び都道府県は、行動計画の策定に当たって、相互にその整合性が図られるよう、互いに密接な連携を図ることが必要である。

さらに、市町村行動計画の策定に当たっては、必要に応じて広域的なサービス提供体制の整備等、近隣市町村間での連携・協力の在り方について検討することが必要である。

(3) 国、地方公共団体等と一般事業主との連携

法第五条では、事業主は、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならないこととされている。

また、一般事業主は、一般事業主行動計画の策定やこれに基

づく措置の実施に関する援助業務を行う次世代育成支援対策推進センターによる相談その他の援助を活用することなどにより、適切な一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に努めることが望ましい。

さらに、地方公共団体及びその区域内に事業所を有する一般事業主は、行動計画の策定に当たって、地域における次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう、必要に応じて情報交換を行う等密接な連携を図ることが必要である。

4 次世代育成支援対策地域協議会の活用

法第二十一条第一項では、地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができるとされており、地方公共団体及び一般事業主は、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に当たっては、必要に応じて、地域協議会を十分に活用するとともに、密接な連携を図ることが望ましい。

なお、地域協議会の形態としては、例えば、次に掲げるものが考え

づく措置の実施に関する援助業務を行う次世代育成支援対策推進センターによる相談その他の援助を活用することなどにより、適切な一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に努めることが望ましい。

さらに、地方公共団体及びその区域内に事業所を有する一般事業主は、行動計画の策定に当たって、地域における次世代育成支援対策が効果的に実施されるよう、必要に応じて情報交換・意見交換を行う等密接な連携を図ることが必要である。

(5) 地域の事業主や民間団体等との協働

仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の改革をはじめ、次世代育成支援対策は、それぞれの地域の企業、子育て支援を行う団体等が相互に密接に連携し、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めていく必要がある。

4 次世代育成支援対策地域協議会の活用

法第二十一条第一項では、地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができるとされており、地方公共団体及び一般事業主は、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に当たっては、必要に応じて、地域協議会を十分に活用するとともに、密接な連携を図ることが望ましい。

なお、地域協議会の形態としては、例えば、次に掲げるものが考え

<p>られる。</p> <p>(1) 市町村及び都道府県の行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、意見交換等を行うため、地方公共団体、事業主、子育てに関する活動を行う地域活動団体、保健・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局等の幅広い関係者で構成されるもの</p> <p>(2) 一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、情報交換等を行うため、地域の事業主やその団体等で構成されるもの</p> <p>(3) 地域における子育て支援サービスの在り方等について検討を行うため、地域の子育て支援事業の関係者等で構成されるもの</p> <p>(4) 家庭教育への支援等について検討を行うため、教育関係者等で構成されるもの</p>	<p>られる。</p> <p>(1) 市町村及び都道府県の行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、意見交換等を行うため、地方公共団体、事業主、子育てに関する活動を行う地域活動団体、保健・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局等の幅広い関係者で構成されるもの</p> <p>(2) 一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し、情報交換等を行うため、地域の事業主やその団体等で構成されるもの</p> <p>(3) 地域における子育て支援サービスの在り方等について検討を行うため、地域の子育て支援事業の関係者等で構成されるもの</p> <p>(4) 家庭教育への支援等について検討を行うため、教育関係者等で構成されるもの</p>
<p>三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 子どもの視点</p> <p>我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては</p>	<p>三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 子どもの視点</p> <p>我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては</p>

<p>男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p>(2) 次代の親づくりという視点</p> <p>子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。</p> <p>(3) サービス利用者の視点</p> <p>核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要である。</p> <p>(4) 社会全体による支援の視点</p> <p>次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。</p> <p>(5) 仕事と生活の調和実現の視点</p> <p>仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生</p>	<p>男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p>(2) 次代の親づくりという視点</p> <p>子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。</p> <p>(3) サービス利用者の視点</p> <p>核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要である。</p> <p>(4) 社会全体による支援の視点</p> <p>次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要である。</p> <p>(5) 仕事と生活の調和実現の視点</p> <p>仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生</p>
--	--

<p>の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。</p> <p>働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方自治体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である。</p> <p>(6) すべての子どもと家庭への支援の視点</p> <p>次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。</p> <p>その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である。</p> <p>(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点</p> <p>地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーママ会等の様々な民間事業者、主任児童委員・児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対</p>	<p>の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。</p> <p>働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方自治体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である。</p> <p>(6) すべての子どもと家庭への支援の視点</p> <p>次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。</p> <p>その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である。</p> <p>(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点</p> <p>地域においては、子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーママ会等の様々な民間事業者、主任児童委員・児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対</p>
--	--

<p>スを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。</p> <p>また、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十八条の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要である。</p> <p>(7) サービスの質の視点</p> <p>利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要である。</p> <p>(8) 地域特性の視点</p> <p>都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更に社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要である。</p>	<p>するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。</p> <p>また、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十八条の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ることも必要である。</p> <p>(8) サービスの質の視点</p> <p>利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要である。</p> <p>(9) 地域特性の視点</p> <p>都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更に社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要である。</p>
<p>2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされ</p>	<p>2 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に当たって必要とされ</p>

<p>る手続</p> <p>(1) 現状の分析</p> <p>市町村行動計画及び都道府県行動計画(以下「市町村行動計画等」という。)については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、利用者のニーズの実情、サービス提供の現状やサービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえ策定することが必要である。</p> <p>このため、次世代育成支援対策に関連する各種の資料を収集・分析し、その結果を計画の策定に活かしていくことが望ましい。</p> <p>(2) ニーズ調査の実施</p> <p>市町村は、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で市町村行動計画を策定するため、サービス対象者に対するニーズ調査を行うことが望ましい。</p> <p>調査に当たっては、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を把握できる内容で行うことが必要である。</p> <p>また、都道府県は、ニーズ調査が円滑に行われるよう、市町村に対する助言やニーズ調査の共同実施をする場合の市町村間の調整等に努めることが望ましい。</p> <p>(3) 住民参加と情報公開</p> <p>法第八条第三項及び第九条第三項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あ</p>	<p>る手続</p> <p>(1) 現状の分析</p> <p>市町村行動計画及び都道府県行動計画(以下「市町村行動計画等」という。)については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、利用者のニーズの実情、サービス提供の現状やサービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえ策定することが必要である。</p> <p>このため、次世代育成支援対策に関連する各種の資料を収集・分析し、その結果を計画の策定に活かしていくことが望ましい。</p> <p>(2) ニーズ調査の実施</p> <p>市町村は、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握した上で市町村行動計画を策定するため、サービス対象者に対するニーズ調査を行うことが望ましい。</p> <p>調査に当たっては、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を把握できる内容で行うことが必要である。</p> <p>また、都道府県は、ニーズ調査が円滑に行われるよう、市町村に対する助言やニーズ調査の共同実施をする場合の市町村間の調整等に努めることが望ましい。</p> <p>(3) 多様な主体の参画と情報公開</p> <p>法第八条第三項及び第九条第三項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あ</p>
--	--

かじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、サービス利用者等としての地域住民の意見を反映させるため、公聴会、懇談会又は説明会の開催等を通じて計画策定に係る情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、反映させることが必要である。

かじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、計画の策定段階において、サービス利用者等としての地域住民の意見を反映させるため、公聴会、懇談会又は説明会の開催等を通じて計画策定に係る情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、市町村行動計画等に反映させることが必要である。

また、法第八条第四項及び第九条第四項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、計画の策定段階において、協議会等を活用して事業主支援の方策の検討、事業主に求める支援策の検討、協働で実施をする施策の検討等を行い、説明会の開催等を通じて計画策定にかかる情報を提供するとともに、事業主、労働者その他の関係者の意見を幅広く聴取し、市町村行動計画等に反映させることが必要である。

さらに、事業主、労働者、その他の関係者が主体となつて、利用者の視点に立った評価指標を考える仕組みを誘導するなど、行動計画の策定段階からの多様な主体の参画を促進することも重要である。

また、法第八条第四項及び第九条第四項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表することとされており、広報誌やホームページ

加えて、法第八条第五項及び第九条第五項では、市町村及び都道府県は、市町村行動計画等を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表することとされており、広報誌やホームページ

<p>への掲載等により適時かつ適切に広く住民に周知を図ることが必要である。</p> <p>3 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定の時期等</p> <p>(1) 計画策定の時期</p> <p>市町村行動計画等は五年ごとに、五年を一期として策定するものとされている。平成十六年度中に策定することが必要である。</p> <p>(2) 計画の期間及び見直しの時期</p> <p>市町村行動計画等は、五年を一期とするものとされているため、一回目に策定される市町村行動計画等(前期計画)については、平成十七年度から平成二十一年度までを計画期間として策定することが必要である。</p> <p>また、市町村行動計画等は五年ごとに策定するものとされていることから、二回目に策定される市町村行動計画等(後期計画)については、前期計画に係る必要な見直しを平成二十一年度までに行った上で、平成二十二年から平成二十六年までを計画期間として策定することが必要である。</p>	<p>への掲載等により適時かつ適切に広く住民に周知を図ることが必要である。</p> <p>3 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定の時期等</p> <p>(1) 計画策定の時期</p> <p>市町村行動計画等は五年ごとに、五年を一期として策定するものとされている。一回目に策定された市町村行動計画等(前期計画)については、平成十七年度から平成二十一年度までを計画期間としていることから、二回目に策定される市町村行動計画等(後期計画)については、前期計画に係る必要な見直しを平成二十一年度までに行った上で、平成二十二年から平成二十六年までを後期計画期間として、平成二十一年度中に策定することが必要である。</p>
<p>4 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入</p> <p>後期計画においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。</p> <p>次世代育成支援対策の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に</p>	<p>4 利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入</p> <p>後期計画においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、個別事業を束ねた施策や計画全体の進捗状況(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。</p> <p>次世代育成支援対策の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検・評価を行い、施策の改善に</p>

つなげていくことが望まれる。

また、個別事業を束ねた施策の指標に関しては、住民にわかりやすく周知し、提供するためにも、自治体の取組状況について比較が可能となるよう、共通の指標を設定することが望ましい。国では、共通の指標例を示すので、これを参考に、市町村及び都道府県において意識調査等に基づき設定することが望ましい。

5 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検・評価及び推進体制

法第八条第七項では、市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされていることから、各種施策が利用者の直面している問題や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度の予算編成や事業実施に反映させる、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立することが重要である。

この際、これら一連の過程が開かれたものとするため、地域における子育て支援事業の関係者や子育てに関する活動を行うNPO等が参画する場を設けることも考えられる。その際、地域協議会などを活用することも考えられる。

また、法第八条第六項及び第九条第六項では、市町村及び都道府

4 市町村行動計画及び都道府県行動計画の実施状況の点検及び推進体制

市町村行動計画等の推進に当たっては、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検しつつ、その後の対策を実施することが必要である。

また、法第八条第五項及び第九条第五項では、市町村及び都道府

<p>県は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならぬこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。</p> <p>5 他の計画との関係</p> <p>(1) 保育計画等との調和</p> <p>市町村行動計画等は、保育計画(児童福祉法第五十六条の八に規定する市町村保育計画及び同法第五十六条の九に規定する都道府県保育計画をいう。以下同じ。)、地域福祉計画(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。)、母子家庭及び寡婦自立促進計画(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。)、障害者計画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第七条の二に規定する都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をいう。)その他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画であって、次世代育成支援に関する事項を定めるものとの間の調和が保たれたものとする必要がある。</p> <p>なお、市町村行動計画等と盛り込む内容が重複する他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画については、市</p>	<p>県は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画等に基づく措置の実施の状況を公表しなければならぬこととされており、この計画の実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。</p> <p>6 他の計画との関係</p> <p>(1) 保育計画等との調和</p> <p>市町村行動計画等は、保育計画(児童福祉法第五十六条の八に規定する市町村保育計画及び同法第五十六条の九に規定する都道府県保育計画をいう。以下同じ。)、地域福祉計画(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。)、母子家庭及び寡婦自立促進計画(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)第十一条第二項第三号に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画をいう。以下同じ。)、障害者計画(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第九条に規定する都道府県障害者計画及び市町村障害者計画をいう。)その他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画であって、次世代育成支援に関する事項を定めるものとの間の調和が保たれたものとする必要がある。</p> <p>なお、市町村行動計画等と盛り込む内容が重複する他の法律の規定により、市町村又は都道府県が策定する計画については、市</p>
---	---

<p>町村行動計画等と一体のものとして策定して差し支えない。</p> <p>(2) 市町村の基本構想との調和</p> <p>市町村行動計画については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものとすることが必要である。</p> <p>四 市町村行動計画を定めるに当たって<u>参酌すべき標準</u></p> <p>1 <u>参酌標準について</u></p> <p>(1) <u>意義</u></p> <p>法第七条第二項第三号においては、<u>市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準（以下「参酌標準」という。）を定めるものとされている。</u></p> <p><u>参酌標準は、各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。</u></p> <p>(2) <u>性質</u></p> <p><u>ニーズ調査により把握した各事業の需要に基づき、次の2から10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦（平成二十二年三月二十七日厚生労働省策定）の目標年次である平成二十九年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成二十九年度目標事業量」という。）を定めることが必要である。</u></p>	<p>町村行動計画等と一体のものとして策定して差し支えない。</p> <p>(2) 市町村の基本構想との調和</p> <p>市町村行動計画については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものとすることが必要である。</p> <p>四 市町村行動計画を定めるに当たって<u>参酌すべき標準</u></p> <p>1 <u>参酌標準について</u></p> <p>(1) <u>意義</u></p> <p>法第七条第二項第三号においては、<u>市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準（以下「参酌標準」という。）を定めるものとされている。</u></p> <p><u>参酌標準は、各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。</u></p> <p>(2) <u>性質</u></p> <p><u>ニーズ調査により把握した各事業の需要に基づき、次の2から10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦（平成二十二年三月二十七日厚生労働省策定）の目標年次である平成二十九年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成二十九年度目標事業量」という。）を定めることが必要である。</u></p>
--	--

なお、後期計画期間（平成二十二年度から平成二十六年度までの期間をいう。以下同じ。）の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。

また、2の平日昼間の保育サービス及び6の放課後児童健全育成事業に関しては、平成二十二年度（新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年度）の目標事業量も定めることが必要である。

2 平日昼間の保育サービス

平日昼間の保育サービスの平成二十九年度目標事業量については、三歳未満児と三歳以上児に区分の上、次の方法により定めることが必要である。

(1) 就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率の把握

ニーズ調査により把握した共働き家庭、フルタイムとパートタイム家庭、専業主婦家庭、ひとり親家庭等の就労形態別の家庭区分（以下「就労形態別家庭類型」という。）ごとに、現に保育サービスを利用している家庭及び利用を希望している家庭を勘案した潜在的な保育サービスの利用率（以下「潜在的サービス利用率」という。）を算出する。

(2) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数の把握

就労形態別家庭類型ごとに、ニーズ調査により把握した今後の就労希望を勘案した潜在的な家庭数（以下「潜在家庭数」という。）を算出する。

(3) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数に、就労形態別家庭類型

ごとの潜在サービス利用率を乗じて得た数を合算した数により、平成二十九年度の目標事業量（定員数）を定める。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定める必要がある。

3 夜間帯の保育サービス

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した夜間帯の保育ニーズを勘案して、時間帯区分ごとに平成二十九年度目標事業量を定める必要がある。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を考慮し、延長保育事業、夜間保育事業及び夜間養護等事業で対応することを基本とし、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定める必要がある。

4 休日保育

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した休日の保育ニーズを勘案して平成二十九年度目標事業量を定める必要がある。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定める必要がある。

5 病児・病後児保育

平日昼間の保育サービスの平成二十九年度目標事業量（定員数）を病児・病後児保育の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査に

より把握した病児・病後児の発生頻度、サービスの利用実績及びサービスの利用希望を勘案して、平成二十九年度の目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

6 放課後児童健全育成事業

保育サービスとの連続性を重視し、ニーズ調査により把握した次年度に就学予定の児童を有する家庭であって放課後児童クラブの利用を希望する家庭を勘案して、適切と見込まれる平成二十九年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

7 一時預かり事業

ニーズ調査により把握した一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、適切と考えられる平成二十九年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

8 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が、居宅より容易に移動することが可能な圏域

<p><u>内に一箇所以上設置することを平成二十九年度目標事業量とすること が必要である。</u></p> <p><u>なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標 事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めるこ とが必要である。</u></p> <p>9 <u>ファミリー・サポート・センター事業</u></p> <p><u>市及び特別区にあつては、原則として一箇所以上の設置を平成二十 九年度目標事業量とすることが必要である。</u></p> <p><u>町村にあつては、住民の利用希望等を踏まえ実施の必要性を検討し た上で平成二十九年度目標事業量を定めることが必要である。</u></p> <p><u>なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標 事業量を念頭に定めることが必要である。</u></p>	
<p>10 <u>短期入所生活援助事業</u></p> <p><u>宿泊を伴う預かりを必要とした日数の実績に基づき、ファミリー・ サポート・センター事業等他サービスによる対応の可能性も勘案し ながら、適切と考えられる事業量を平成二十九年度目標事業量とする ことが必要である。</u></p> <p><u>なお、後期計画期間の目標事業量については、平成二十九年度目標 事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めるこ とが必要である。</u></p>	
	<p>五 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項</p> <p>1 市町村行動計画</p> <p>市町村は、住民に最も身近な自治体としての役割を踏まえ、次世代</p>

<p>育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を市町村行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p> <p>市町村行動計画に盛り込むべき事項としては、法第八条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子ども自身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるとする。</p> <p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p> <p>また、各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p> <p>なお、指定都市及び中核市にあっては、行動計画策定指針において都道府県行動計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市及び中核市が処理することとされているものについては、適切に市町村行動計画に盛り込むことが必要である。</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実 専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭へ</p>	<p>育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を市町村行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p> <p>市町村行動計画に盛り込むべき事項としては、法第八条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子ども自身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるとする。</p> <p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p> <p>また、各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p> <p>なお、指定都市及び中核市にあっては、行動計画策定指針において都道府県行動計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市及び中核市が処理することとされているものについては、適切に市町村行動計画に盛り込むことが必要である。</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実 専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭へ</p>	<p>育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を市町村行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p> <p>市町村行動計画に盛り込むべき事項としては、法第八条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子ども自身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるとする。</p> <p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p> <p>また、各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p> <p>なお、指定都市及び中核市にあっては、行動計画策定指針において都道府県行動計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市及び中核市が処理することとされているものについては、適切に市町村行動計画に盛り込むことが必要である。</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実 専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭へ</p>	<p>育成支援対策を総合的に、かつ、きめ細かく行えるよう、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を市町村行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p> <p>市町村行動計画に盛り込むべき事項としては、法第八条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子ども自身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるとする。</p> <p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p> <p>また、各施策の目標設定に当たっては、利用者等のニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p> <p>なお、指定都市及び中核市にあっては、行動計画策定指針において都道府県行動計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市及び中核市が処理することとされているものについては、適切に市町村行動計画に盛り込むことが必要である。</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実 専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭へ</p>
--	--	--	--

の支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が図られることが必要である。

このため、市町村は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる児童福祉法第二十一条の九に規定する子育て支援事業(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、次の(エ)に掲げる同法第二十一条の十一の規定による子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等を行うことが必要である。

また、これらの取組に際しては、親が障害を持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮が求められる。

(ア) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

① 保護者(出産後おおむね一年以内の女子に限る。)の疾病その他の理由により昼間家庭において養育を

の支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が図られることが必要である。

このため、市町村は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる児童福祉法第二十一条の九に規定する子育て支援事業(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、次の(エ)に掲げる同法第二十一条の十一の規定による子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等を行うことが必要である。

さらに、市町村は、同法第二十一条の十の規定に基づき、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する(ただし、その事務の一部又は全部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。)よう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業においては、同法第二十一条の十の三の規定に基づき、母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努める必要がある。

また、これらの取組に際しては、親が障害を持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮が求められる。

(ア) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

① 厚生労働省令で定めるところにより、市町村における、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問

受けることに支障を生じた乳児につき、その家庭において保育、家事並びに養育等に関する相談及び助言を行う事業（必要な職員を置く等により行うものに限る。②、③及び⑥において同じ。）

② 保護者の疾病その他の理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった児童につき、その家庭において保育を行う事業

③ 児童であって、その保護者がその養育上の不安等に関する援助を受ける必要があるものにつき、その家庭その他の場所において保育、養育等に関する相談及び助言その他の必要な援助を行う事業

④ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童（回復の過程にあるものに限る。）であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、その家庭又は保育士、看護師その他の者の者の居宅において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業

⑤ おおむね三歳未満の児童であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育士、看護師その他の者（当該児童の三親等内の親族であるものを除く。）の居宅において、適当な設備を備える等により、

することによって、i 子育てに関する情報の提供、ii 乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、iii 養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業（乳児家庭全戸訪問事業）

② 厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した i 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、ii 保護者に監護されること
が不適当であると認められる児童及びその保護者、iii 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（養育支援訪問事業）

③ 乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第二十四条第一項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は厚生労働省令で定める者）であって、これらの乳児又は幼児の保育を行

<p>保育を行う事業(少数の児童を対象とし、かつ、市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。)</p> <p>⑥ 保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この⑥において「援助希望者」という。)との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業</p> <p>(イ) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業</p> <p>① 小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第一条で定める基準に従い、授業の終了後に児童生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業(放課後児童健全成事業)</p> <p>なお、放課後児童健全成事業の実施に当たっては、教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園を始めとする地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目標と</p>	<p>う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業(家庭的保育事業)</p> <p>④ 保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この④において「援助希望者」という。)との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>(イ) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業</p> <p>① 小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第一条の二で定める基準に従い、授業の終了後に児童生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業(放課後児童健全成事業)</p> <p>なお、放課後児童健全成事業の実施に当たっては、教育委員会等と連携し、小学校や幼稚園を始めとする地域の社会資源の積極的な活用を検討しつつ、対策が必要な児童のすべてを受け入れる体制の整備を目標と</p>
---	---

<p>した計画的な整備が必要である。また、その運営に当たっては、民間施設等の活用、高齢者を始めとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが必要である。</p> <p>② 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長が適当と認めたとときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の<u>五</u>に定める施設において必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業)</p> <p>③ 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたとときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則第一条の<u>四</u>に定める施設において必要な保護を行う事業(夜間養護等事業)</p> <p>④ 次に掲げる児童であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所①に掲げる児童にあつては、病院又は診療所)において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業</p> <p>(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行</p>	<p>した計画的な整備が必要である。また、その運営に当たっては、民間施設等の活用、高齢者を始めとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが必要である。</p> <p>② 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長が適当と認めたとときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の<u>五</u>に定める施設において必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業)</p> <p>③ 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたとときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則第一条の<u>五</u>に定める施設において必要な保護を行う事業(夜間養護等事業)</p> <p>④ 次に掲げる児童であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所①に掲げる児童にあつては、病院又は診療所)において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業</p>	<p>した計画的な整備が必要である。また、その運営に当たっては、民間施設等の活用、高齢者を始めとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが必要である。</p> <p>② 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長が適当と認めたとときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の<u>四</u>に定める施設において必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業)</p> <p>③ 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたとときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則第一条の<u>四</u>に定める施設において必要な保護を行う事業(夜間養護等事業)</p> <p>④ 次に掲げる児童であって、その保護者の労働その他の理由により、家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所①に掲げる児童にあつては、病院又は診療所)において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業</p> <p>(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行</p>	<p>した計画的な整備が必要である。また、その運営に当たっては、民間施設等の活用、高齢者を始めとする地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが必要である。</p> <p>② 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合において、市町村長が適当と認めたとときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の<u>五</u>に定める施設において必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業)</p> <p>③ 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合において、市町村長が適当と認めたとときに、当該児童につき、児童福祉法施行規則第一条の<u>五</u>に定める施設において必要な保護を行う事業(夜間養護等事業)</p> <p>④ 次に掲げる児童であって、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所①に掲げる児童にあつては、病院又は診療所)において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業</p>
--	--	---	--

<p>うものに限る。)(病児・病後児保育事業)</p> <p>⑦ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回復の過程にあるものに限る。)</p> <p>① 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回復の過程にあるものを除く。)</p> <p>⑤ 家庭において<u>保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児</u>について、<u>厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業(一時預かり事業)</u></p> <p>⑥ <u>乳幼児</u>であって、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されるときに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。)(特定保育事業)</p> <p>⑦ 幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に<u>教育活動を行う事業</u></p> <p>(ウ) 地域の児童の<u>養育に関する各般の問題</u>につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業</p> <p>① (ア)④に掲げる事業</p>	<p>⑦ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回復の過程にあるものに限る。)</p> <p>① 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回復の過程にあるものを除く。)</p> <p>⑤ 保護者の<u>疾病その他の理由により家庭において保育される</u>ことが一時的に困難となった乳児又は幼児につき、<u>保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。⑥において同じ。)</u></p> <p>⑥ <u>おおむね三歳未満の児童</u>であって、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されるときに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業</p> <p>⑦ 幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に<u>教育活動を行う事業</u></p> <p>(ウ) 地域の児童の<u>養育に関する各般の問題</u>につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業</p> <p>① (ア)⑥に掲げる事業</p>	<p>⑦ 幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に<u>教育活動を行う事業</u></p> <p>(ウ) 地域の児童の<u>養育に関する各般の問題</u>につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業</p> <p>① (ア)④に掲げる事業</p>	<p>⑦ 幼稚園に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に<u>教育活動を行う事業</u></p> <p>(ウ) 地域の児童の<u>養育に関する各般の問題</u>につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業</p> <p>① (ア)⑥に掲げる事業</p>
---	---	--	--

<p>② おおむね三歳未満の児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適切な設備を備える等により、当該児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業</p> <p>③ 保育所その他の施設等において、必要な職員を置く等により、乳児、幼児等の保育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、保護者の児童の養育の支援に係る活動を行う民間団体(子育てサークル)の支援その他の必要な援助を行う事業</p> <p>④ 幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業</p> <p>(エ) 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施 (ア)から(ウ)までに掲げる子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業</p> <p>イ 保育サービスの充実 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えると</p>	<p>② 厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業(地域子育て支援拠点事業)</p> <p>③ 幼稚園において、幼児教育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、その他必要な援助を行う事業</p> <p>(エ) 市町村における子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等の実施 (ア)から(ウ)までに掲げる子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報の提供、ケースマネジメント、利用援助等を行う事業</p> <p>イ 保育サービスの充実 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えると</p>
---	--

ともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要であり、特に、待機児童が多い市町村においては、市町村保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。

こうした保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供が行われることが必要である。

また、保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行うことが必要である。

さらに、保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等についても取組を進めることが望ましい。

ともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要であり、特に、待機児童が多い市町村においては、市町村保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが必要である。

こうした保育サービスの充実に当たっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して、保育所、家庭的保育、認定こども園、幼稚園の預かり保育など多様な保育により量的に拡充するとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育事業の充実により多様な保育需要に対応するなど、地域の実情に応じた取組を行うことが必要である。

また、保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供や、保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などを行うことが必要である。なお、質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、市町村行動計画にもその内容を反映させることが期待される。

さらに、保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価等の仕組みの導入、実施等についても取組を進めることが望ましい。

<p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うことが必要である。</p> <p>また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが望ましい。</p> <p>エ 児童の健全育成</p> <p>地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、<u>すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要である。</u></p> <p>また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行う NPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、</p>	<p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行うことが必要である。</p> <p>また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることが望ましい。</p> <p>エ 児童の健全育成</p> <p>地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、<u>すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要である。</u></p> <p>また、児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行う NPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取組を進めることが効果的である。とりわけ、児童の健全育成の拠点施設の一つである児童館が、</p>
--	--

子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。

さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりに配慮することが望ましい。

また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等とともに子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要である。

あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的問題に対して関係機関による専門

子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、地域における中学生・高校生の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。青少年教育施設は、青少年の健全育成に資する場として、自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会の提供等を行うとともに、地域における青少年の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図ることが必要である。学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進することが望ましい。

さらに、このような社会資源を活用して、福祉部局と教育委員会が連携し、夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくりに配慮することが望ましい。

また、主任児童委員又は児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等とともに子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要である。

あわせて、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進することが必要である。また、いじめ問題への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的問題に対し

<p>チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p> <p>オ その他</p> <p>アからエまでに掲げる施策を実施するに当たっては、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ることが必要である。</p> <p>また、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービス場として<u>学校の余裕教室等</u>の<u>公共施設の余裕空間</u>や<u>商店街の空き店舗</u>を活用することが望ましい。</p> <p>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとするとともに、母子保健推進員、愛育班等の地域に根ざした住民活動との連携等についても留意することが望ましい。</p> <p>さらに、市町村保健センター等市町村において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p>	<p>関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p> <p>オ その他</p> <p>アからエまでに掲げる施策を実施するに当たっては、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ることが必要である。</p> <p>また、幼稚園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就児の親子登園等を推進することや各種の子育て支援サービス場として<u>学校の余裕教室等</u>の<u>公共施設の余裕空間</u>や<u>商店街の空き店舗</u>を活用することが望ましい。</p> <p>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとするとともに、母子保健推進員、愛育班等の地域に根ざした住民活動との連携等についても留意することが望ましい。</p> <p>さらに、市町村保健センター等市町村において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p>
--	---

<p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。</p> <p>特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野</p>	<p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。</p> <p>特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもを事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野</p>	<p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。</p> <p>特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもを事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野</p>	<p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要である。</p> <p>特に、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもを事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野</p>
--	--	--	--

<p>が連携しつつ、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。</p> <p>また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>十歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要である。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組むことが必要である。</p>	<p>が連携しつつ、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。</p> <p>また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>十歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要である。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めることが必要である。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児医療の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、都道府県、近隣の市町村及び関係機関との連携の下、積極的に取り組むことが必要である。</p>
--	--

<p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>ア 次代の親の育成</p> <p>男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。</p> <p>特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要である。</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p> <p>(ア) 確かな学力の向上</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に</p>	<p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>ア 次代の親の育成</p> <p>男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。</p> <p>特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要である。</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p> <p>(ア) 確かな学力の向上</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に</p>	<p>子どもを生み育てることに資する教育環境の整備</p> <p>ア 次代の親の育成</p> <p>男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。</p> <p>特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要である。</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p> <p>(ア) 確かな学力の向上</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができよう、知識・技能の確実な修得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に</p>	<p>子どもを生み育てることに資する教育環境の整備</p> <p>ア 次代の親の育成</p> <p>男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めることが必要である。</p> <p>特に、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進することが必要である。</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備</p> <p>次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p> <p>(ア) 確かな学力の向上</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができよう、知識・技能の確実な修得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に</p>
---	---	--	--

<p>導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。</p> <p>(イ) 豊かな心の育成</p> <p>豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの中に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。</p> <p>(ウ) 健やかな体の育成</p> <p>子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる</p>	<p>化等の取組を推進することが望ましい。</p> <p><u>全国学力・学習状況調査の結果から、児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題がみられる学校の改善に向けた取組への支援に努めることが必要である。</u></p> <p>(イ) 豊かな心の育成</p> <p>豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの中に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、<u>農山漁村における長期宿泊体験活動をはじめとした多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。</u></p> <p>(ウ) 健やかな体の育成</p> <p>子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、<u>優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学</u></p>
---	--

<p>等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。</p> <p>(工) 信頼される学校づくり</p> <p>学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力の運用等、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが望ましい。</p> <p>また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。</p> <p>さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。</p> <p>あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行う必要がある。</p> <p>(才) 幼児教育の充実</p> <p>幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を</p>	<p>校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。</p> <p>(工) 信頼される学校づくり</p> <p>学校運営協議会制度（いわゆるコミュニティ・スクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた<u>学校選択制の普及等</u>、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めることが望ましい。</p> <p>また、<u>指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適正に行うとともに</u>、<u>教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である</u>。</p> <p>さらに、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するため、<u>学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である</u>。</p> <p>あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、<u>地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある</u>。</p> <p>(才) 幼児教育の充実</p> <p><u>生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性</u></p>
---	--

進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。

また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要である。

さらに、これらを含め、各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要である。

(ア) 家庭教育への支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものである。

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的ながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時

にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じて幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要である。

また、幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指すことが必要である。

(ア) 家庭教育への支援の充実

都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的ながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成

健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要である。

また、子育て経験者等の「子育てサポーター」としての養成・配置等による、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、森林等の豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域の教育力の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させることが必要である。

などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である。また、その成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要がある。

さらに、早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えることが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんでいくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域とのパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である。

<p>また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。</p> <p>エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p> <p>街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要がある。また、携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報やインターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進等の対策に努めることが必要である。</p> <p>さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進することが必要である。</p> <p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p>	<p>また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。</p> <p>エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p> <p>街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要である。</p> <p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p>
---	--

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保
することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給
を支援するなどの取組を推進することが必要である。

また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等
がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を
図ることが望ましい。

さらに、住民に身近な地方公共団体として、持家又は借家を
含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進める
ことが望ましい。

イ 良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実
情等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備
することが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の
供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の
高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を
図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シック
ハウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

住生活基本計画（平成十八年九月十九日閣議決定）に基づき、
深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点
から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保さ
れないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を
推進することが必要である。

また、子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子
どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和
や優先入居の実施等に積極的に取り組むとともに、子育て世帯
の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報
提供を進めることが望ましい。

イ 良好な居住環境の確保

住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・
安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバー
サルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を
行うことが必要である。

また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の
供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の
高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を
図ることが望ましい。

さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シック
ハウス対策を推進することが必要である。

ウ 安全な道路交通環境の整備

<p>子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができ、道路交通環境を整備するため、次の取組を行うことが必要である。</p> <p>(ア) 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)に基づき、幅の広い歩道の整備を推進</p> <p>(イ) 死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、歩道、ハンブ、クラック等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進</p> <p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化</p> <p>妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等を行うことにより、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。</p> <p>(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備</p> <p>公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の</p>	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進することが必要である。</p> <p>また、事故の危険性の高い通学路において、歩道の整備など、安全・安心な歩行空間の創出を推進することが必要である。</p> <p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化</p> <p>妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進することが必要である。あわせて、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが望ましい。</p> <p>(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備</p> <p>公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の</p>
---	---

<p>設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p> <p>(ウ) 子育て世帯への情報提供</p> <p>「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p> <p>子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、<u>次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。</u></p>	<p>設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p> <p>(ウ) 子育て世帯への情報提供</p> <p>「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。</p> <p>オ 安全・安心まちづくりの推進等</p> <p>子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、<u>次の犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。</u></p> <p>(ア) <u>通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進</u></p> <p>(イ) <u>道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれららの必要性に関する広報啓発活動の実施</u></p> <p>また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。</p>
<p>また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。</p>	<p>(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進</p> <p>ア <u>仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し等</u></p>

<p>男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。</p>	<p>仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があるとされている。</p> <p>このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫のもとに、次のような施策を進めることが望ましい。この際、都道府県、地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。</p> <p>(ア) <u>仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発</u></p> <p>(イ) <u>次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発</u></p> <p>(ウ) <u>仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等</u></p> <p>(エ) <u>研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣</u></p> <p>(オ) <u>認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進</u></p> <p>イ <u>仕事と子育ての両立のための基盤整備</u> <u>保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミ</u></p>
<p>男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。</p>	<p>イ <u>仕事と子育ての両立の推進</u> <u>保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミ</u></p>

<p>リー・サポート・センターの設置促進等を図るとともに、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、地域住民に身近な市町村においても積極的に推進することが必要である。</p> <p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>ア 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</p> <p>(ア) 交通安全教育の推進</p> <p>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針(平成十年国家公安委員会告示第十五号)に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者を育成することが必要である。</p> <p>(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再</p>	<p>リー・サポート・センターの設置促進等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。</p> <p>(6) 子ども等の安全の確保</p> <p>ア 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進</p> <p>子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</p> <p>(ア) 交通安全教育の推進</p> <p>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針(平成十年国家公安委員会告示第十五号)に基づき段階的かつ体系的に行うとともに、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者を育成することが必要である。</p> <p>(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルド</p>
---	---

<p>利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。</p> <p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p> <p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p> <p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p> <p>(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進</p> <p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講</p>	<p>シートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。</p> <p>(ウ) <u>自転車の安全利用の推進</u></p> <p><u>児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児2人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討する必要がある。</u></p> <p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p> <p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p> <p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p> <p>(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度導入を推進</p> <p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講</p>
--	---

<p>習の実施</p> <p>(オ) <u>子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子どもー〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援</u></p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p>(ア) <u>関係機関との連携等</u></p> <p><u>児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることにはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。特に、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効であり、NPO法人、ボランティア等民間団体の参加を得るとともに、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めなければならない。</u></p> <p>また、同ネットワークが有効に機能するために、その運営</p>	<p>習の実施</p> <p>(オ) <u>子どもの安全確保のために活動する防犯ボランティア等への支援</u></p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p>(ア) <u>関係機関との連携等</u></p> <p><u>児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることにはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。特に、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)は、児童虐待の発生予防から保護・支援に至るまですべての段階で有効であり、NPO法人、ボランティア等民間団体の参加を得るとともに、単なる情報交換の場にとどまらず、個別のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、その設置に努めなければならない。</u></p> <p>また、同ネットワークが有効に機能するために、その運営</p>
<p>習の実施</p> <p>(オ) <u>子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子どもー〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援</u></p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p><u>虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。</u></p> <p><u>特に住民に最も身近な市町村における虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPO やボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、積極的な設置を働きかけることが必要である。</u></p> <p><u>具体的には、①発生予防として、日常的な育児相談機能の強</u></p>	<p>習の実施</p> <p>(オ) <u>子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子どもー〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援</u></p> <p>ウ 被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p> <p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p><u>虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。</u></p> <p><u>特に住民に最も身近な市町村における虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPO やボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組が期待されていることから、積極的な設置を働きかけることが必要である。</u></p> <p><u>具体的には、①発生予防として、日常的な育児相談機能の強</u></p>

化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、グループワーク等による養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスメニューの充実、②虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した福祉事務所(家庭児童相談室)及び市町村保健センターにおける取組の充実や主任児童委員、児童委員等の積極的な活用、③保護、支援等として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を旨とした在宅支援の充実等を図ることが必要である。

また、母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進することが必要である。

の中核となる要保護児童対策調整機関に専門性を有する職員を配置するなどの機能強化を図ることも必要である。

なお、当該調整機関の職員をはじめとする関係者の資質向上のため、都道府県等が実施する講習会等に参加することも必要である。

さらに、市町村は、出頭要求、立入調査又は一時保護の実施が適当と判断した場合は、都道府県知事又は児童相談所長に通知することや、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について、都道府県の行う検証作業に参加・協力すること等を通じ、都道府県と連携した取組を進める必要がある。

(イ) 発生予防、早期発見・早期対応等

児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる必要がある。

また、このような適切な支援や虐待の早期発見・早期対応を行うためには、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村の間で、効果的な情報提供・共有がなされるための連携体制

の構築を図る必要がある。

さらには、虐待の早期発見等のため、主任児童委員・児童委員等を積極的に活用することも必要である。

イ 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等が増加している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。

具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所並びに放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、市及び福祉事務所を設置する町村においては、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する等により母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等を総合的・計画的に進め、母子家庭等に対する支援を充実させるとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めることが必要である。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必

イ 母子家庭等の自立支援の推進

離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法(平成十五年法律第百二十六号)の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要である。

具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、市及び福祉事務所を設置する町村においては、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する等により、母子家庭等に対する支援を充実させることが必要である。

また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。

要な施策を講ずるよう努めることも重要である。

さらに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うことが必要である。

ウ 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童デイサービス事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。

さらに、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等発達障害を含む障害のある児童生徒については、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加をすすめるために必要な力を培うため、教員の資質向上を図りつつ、一人一人のニーズに応じた適切な教育的支援を行うことが必要である。

また、発達障害者支援センターにおける相談を紹介することが必要である。特に発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知も必要であり、

さらに、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うことが必要である。

ウ 障害児施策の充実

障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、障害児通園(デイサービス)事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援も併せて行うことが必要である。

さらに、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行うことが必要である。

<p>さらに家族が適切な育児を行えるよう支援を行うことも必要である。</p> <p>保育所においては、保育に欠ける障害児の受入れを推進するとともに、放課後児童健全育成事業においても同様に障害児の受入を推進する。</p> <p>受入に当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。</p>	<p>また、保育所や放課後児童健全育成事業における障害児の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要である。</p>
<p>2 都道府県行動計画</p> <p>都道府県は、次に掲げる都道府県が実施する施策と併せて、各市町村の計画的な施策の実施を支援するための措置を含めて、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を都道府県行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p>	<p>2 都道府県行動計画</p> <p>都道府県は、次に掲げる都道府県が実施する施策と併せて、各市町村の計画的な施策の実施を支援するための措置を含めて、子どもと子育て家庭への支援に関連する施策及び事業を都道府県行動計画に体系的に盛り込むことが必要である。</p>
<p>都道府県行動計画に盛り込むべき事項としては、法第九条第一項において、①地域における子育ての支援、②保護を要する子どもの養育環境の整備、③母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、④子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、⑤子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑥職業生活と家庭生活との両立の推進、⑦その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるとする。</p> <p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p> <p>また、各施策の目標設定に当たっては、市町村行動計画も踏まえて、</p>	<p>都道府県行動計画に盛り込むべき事項としては、法第九条第一項において、①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられており、こうした施策の領域を踏まえ、計画策定に当たるとする。</p> <p>計画の策定に当たっては、次に掲げる次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各都道府県の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要である。</p> <p>また、各施策の目標設定に当たっては、市町村行動計画も踏まえて、</p>

<p>可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。</p> <p>また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。</p> <p>イ 保育サービスの充実</p> <p>子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心の確保の観点から、<u>保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保などに努めることが必要である。なお、質の向上に当たっては、保育所職員の研修体制の充実、地域の関係機関との積極的な連携・協力などの施策を盛り込んだアクションプログラムを策定し、都道府県行動計画にもその内容を反映させることが期待される。</u></p> <p>また、<u>認定こども園の設置促進など地域や職場の実情に応じた取組を推進していくことが必要である。</u></p>	<p>可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。</p> <p>また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。</p> <p>イ 保育サービスの充実</p> <p><u>より質の高い保育サービスの提供や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供を図る観点から、人材の確保や養成に努めることが必要である。</u></p> <p>また、<u>区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが</u></p>
<p>可能な限り定量的に示す等具体的な目標を設定することが必要である。</p> <p>(1) 地域における子育ての支援</p> <p>ア 地域における子育て支援サービスの充実</p> <p>子育て支援に関するシンポジウムやセミナーの開催等により、地域全体で子育ての在り方を考えるための気運づくりや、子育て支援や児童の健全育成に資するための子どもの視点に立った人材の確保・養成及び質の向上に努めることが必要である。</p> <p>また、特定の市町村において、単独では実施することが困難なサービスがある場合には、広域的な観点から、市町村間の調整を行うことが望ましい。</p> <p>イ 保育サービスの充実</p> <p><u>より質の高い保育サービスの提供や多様なニーズに合わせた保育サービスの提供を図る観点から、人材の確保や養成に努めることが必要である。</u></p>	<p>また、<u>区域内に待機児童が多い市町村を有する都道府県においては、市町村と連携を図りつつ、都道府県保育計画等に基づき保育所受入児童数の計画的な拡充を図り、待機児童の解消に努めることが</u></p>

<p>必要である。</p> <p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>子育て支援サービスの質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村やNP0等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。</p> <p>エ 児童の健全育成</p> <p>児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。</p> <p>また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進する必要がある。さらに、少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>	<p>ることが必要である。</p> <p>ウ 子育て支援のネットワークづくり</p> <p>子育て支援サービスの質の向上等を図る観点から、子育て支援サービスの都道府県の区域におけるネットワークの形成を促進するとともに、子育て支援サービス等に関する市町村やNP0等の先進的な取組事例を収集し、情報提供する等の支援を行うことが望ましい。</p> <p>エ 児童の健全育成</p> <p>児童の健全育成の拠点施設である児童館が、子育て家庭の自由な交流の場や地域における中学生・高校生の活動拠点として、また青少年の健全育成の拠点施設である青少年教育施設が、地域における青少年の活動拠点としての役割を果たすことができるよう、計画的な施設の整備、体系的な研修や人材の養成、効果的な広報活動及び関係機関等との連携・協力体制の構築を図ることが必要である。</p> <p>また、性の逸脱行動の問題点等について、教育・啓発を推進する必要がある。さらに、<u>いじめ問題</u>への対応や少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援並びに引きこもり及び不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であり、地域ぐるみの支援ネットワークの整備や個別的・具体的な問題に対して関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備することが望ましい。</p>
---	---

<p>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実を図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとする 것이望ましい。</p> <p>さらに、保健所等道府県において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p> <p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>安心して子どもを生き、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。</p> <p>また、様々な機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に</p>	<p>(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</p> <p>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実を図られる必要がある。</p> <p>また、計画の策定に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえたものとする 것이望ましい。</p> <p>さらに、保健所等道府県において子育て支援の拠点となるべき基盤が適切に整備され、母子保健事業の推進に必要な保健師、管理栄養士等の人材が確保されることが必要である。</p> <p>ア 子どもや母親の健康の確保</p> <p>安心して子どもを生き、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、救急医療を必要とする未熟児及び妊産婦に対応するため、周産期医療ネットワークの整備を図る等周産期医療体制の整備を進めることが必要である。</p> <p>また、様々な機会を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取組を進めることが望ましい。</p> <p>さらに、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、医療機関等に対する積極的な情報の提供等を行うことが望ましい。</p> <p>また、出産を望みながらも精神的又は経済的な負担に悩む妊婦に</p>
--	--

<p>対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めて様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>性に関する健全な意識の醸成を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要がある。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小</p>	<p>対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>「<u>食事バランスガイド</u>」等の食生活上の指針等を参考とした乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めて様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>性に関する健全な意識の醸成を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要がある。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小</p>	<p>対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>「<u>食事バランスガイド</u>」等の食生活上の指針等を参考とした乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めて様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>性に関する健全な意識の醸成を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要がある。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小</p>	<p>対しては、市町村と連携を図りつつ、相談等の支援の充実を図ることが望ましい。</p> <p>イ 「食育」の推進</p> <p>「<u>食事バランスガイド</u>」等の食生活上の指針等を参考とした乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めて様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>ウ 思春期保健対策の充実</p> <p>性に関する健全な意識の醸成を図るため、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制の整備を図るとともに、性に関する関係機関等のネットワークづくりを進める必要がある。</p> <p>また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進める必要がある。</p> <p>エ 小児医療の充実</p> <p>子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図ること、特に、休日・夜間における小</p>
---	---	---	---

<p>見救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進すること が必要である。</p> <p>オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進 治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施することが必要である。</p> <p>カ 不妊治療対策の充実 子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受け るケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相 談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの 整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかか る配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>ア 次代の親の育成 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの 意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効 果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その 希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整 備を進めることが必要である。</p> <p>特に、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、 特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、意識啓発や職業訓 練等を積極的にを行うことにより、若年者の能力開発を推進し、適</p>	<p>見救急患者を受け入れる小児救急医療体制の整備を推進すること が必要である。</p> <p>オ 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進 治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となる小児慢性特定疾患について、小児慢性特定疾患治療研究事業を着実に実施することが必要である。</p> <p>カ 不妊治療対策の充実 子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受け るケースが多くなっていることを踏まえ、不妊に関する医学的な相 談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの 整備を図るとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかか る配偶者間の不妊治療への経済的支援を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p> <p>ア 次代の親の育成 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの 意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効 果的な取組を推進することが必要である。</p> <p>また、家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う男女が、その 希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整 備を進めることが必要である。</p> <p>特に、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、 特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、意識啓発や職業訓 練等を積極的にを行うことにより、若年者の能力開発を推進し、適</p>
---	---

<p>職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要である。</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p> <p>(ア) 確かな学力の向上</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、<u>学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要</u>であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。</p>	<p>職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要である。</p> <p>イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、次のような取組により、学校の教育環境等の整備に努めることが必要である。</p> <p>(ア) 確かな学力の向上</p> <p>子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の<u>確実な修得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要</u>であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取組を推進することが望ましい。</p>
<p><u>また、高等学校においては、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促すことが必要である。</u></p> <p>(イ) 豊かな心の育成</p> <p>豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、<u>農山漁村における長期宿泊体</u></p>	<p><u>また、高等学校においては、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、高校生の学習成果を多面的・客観的に評価する取組を進めるとともに、その結果を高等学校の指導改善等に活用することなどを通じた教育の質の保証と向上を促すことが必要である。</u></p> <p>(イ) 豊かな心の育成</p> <p>豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による<u>多様な体験活動を推進する等の</u></p>

取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。

(ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。

(エ) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学区の弾力化、総合学科、単位制高校や中高一貫教育校等特色ある学校づくり等の取組を進めることが必要である。

験活動をはじめとした多様な体験活動を推進する等の取組の充実が必要である。また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要である。

(ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業を充実させるとともに、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携の推進等により改善し、また充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ることが必要である。また、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進することが必要である。

(エ) 信頼される学校づくり

学校運営協議会制度（いわゆるコミュニティ・スクール）の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図ることや、地域の実情に応じた学区の弾力化、総合学科、単位制高校や中高一貫教育校等特色ある学校づくり等の取組を進めることが必要である。

また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。

さらに、子どもにも安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。

あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けられることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取組を継続的に行う必要がある。

(オ) 幼児教育の充実

幼児教育の充実のため、幼児教育関係者の専門的研究協議の推進を図るとともに、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要である。

また、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるように、人事交流、免許の併有等、幼稚園と小学校との連携を図る体制を構築することが必要である。

さらに、これらを含め、各地域の実情を考慮した、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育所と小学校との連携の推進等幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

また、指導が不適切な教員に対する人事管理を公正かつ適切に行うとともに、教員一人一人の能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けることも重要である。

さらに、子どもにも安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要である。

あわせて、学校においては、児童生徒が安心して教育を受けられることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備する必要がある。

(オ) 幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組みとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが必要である。

また、幼児教育の充実のため、各地域の実情を考慮した幼児教育の振興に関する政策プログラムを策定することも必要である。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要である。

(ア) 家庭教育への支援の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものである。

育児不安や児童虐待の背景として、近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設を始め、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うことが必要である。

また、子育て経験者等の「子育てサポーター」や子育ての当事者である親等により構成される子育て支援ネットワークの運営を行う人材の養成・配置等による、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域において子育てを支援するネットワークの形成を図ることが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感

学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指すことが必要である。

(ア) 家庭教育への支援の充実

都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して行うことが必要である。また、その成果を広く共有し、きめ細かな家庭教育支援が実施される必要がある。

さらに、早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境を整えることが必要である。

(イ) 地域の教育力の向上

子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、他人を思いやる心や感

動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんできくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、森林等の豊かな自然環境等の地域の教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会^{の充実}、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要である。

動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体ではぐくんできくことが必要である。

このため、地域住民や関係機関等の協力によって、学校と地域のパートナーシップの下に地域で学校を支える体制づくりの推進、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会^{の積極的な提供}、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげることが必要である。

また、地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけることも望ましい。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかける必要がある。

<p>また、携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報やインターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進等の対策に努めることが必要である。</p> <p>さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進することが必要である。</p> <p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p> <p>子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居の制度の活用を図ることが望ましい。</p> <p>さらに、市町村と連携しながら、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めることが望ましい。</p> <p>イ 良好な居住環境の確保</p> <p>公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業において、地域の実情</p>	<p>また、携帯電話を通して容易に接続できるインターネット上の有害情報やインターネット上のいじめから子どもを守るため、子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握するとともに、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングの普及促進等の対策に努めることが必要である。</p> <p>さらに、各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進することが必要である。</p> <p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p> <p>ア 良質な住宅の確保</p> <p>住生活基本計画（平成十八年九月十九日閣議決定）に基づき、深刻な少子化の状況を踏まえ、子育て世帯を支援していく観点から、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組を推進することが必要である。</p> <p>また、子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どももいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に積極的に取り組むとともに、子育て世帯の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅に関する情報提供を進めることが望ましい。</p> <p>イ 良好な居住環境の確保</p> <p>住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・</p>
---	---

<p><u>等を踏まえつつ、保育所等の子育て支援施設を一体的に整備することが必要である。</u></p> <p>また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。</p> <p>さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。</p> <p>ウ <u>安全な道路交通環境の整備</u></p> <p><u>子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができ、道路交通環境を整備するため、次の取組を行うことが必要である。</u></p> <p>(ア) <u>高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、幅の広い歩道、歩行者感应信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備等を推進</u></p> <p>(イ) <u>死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンブ、クラック等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における通過車両の円滑化等を推進</u></p> <p>(ウ) <u>自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用等を推進</u></p>	<p><u>安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化や子育て支援施設を併設した住宅の供給支援を行うことが必要である。</u></p> <p>また、特に大都市地域において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い都心等での居住を希望する子育て世帯のニーズへの対応を図ることが望ましい。</p> <p>さらに、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進することが必要である。</p> <p>ウ <u>安全な道路交通環境の整備</u></p> <p><u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するほか、生活道路において、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ハンブ、クラック等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進すること等が必要である。</u></p> <p>また、妊婦などに配慮した道路上の駐停車場所の確保等について検討する必要がある。</p>
--	---

<p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進すること</u>が必要である。<u>あわせて、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが望ましい。</u></p> <p>(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビベッド、ベビチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p> <p>(ウ) 子育て世帯への情報提供 各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。 オ 安全・安心まちづくりの推進等 子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、<u>犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。</u></p>	<p>エ 安心して外出できる環境の整備</p> <p>(ア) 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進すること</u>が必要である。<u>あわせて、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組等を行うことにより、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を進めていくことが望ましい。</u></p> <p>(イ) 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備 公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビベッド、ベビチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進することが必要である。</p> <p>(ウ) 子育て世帯への情報提供 各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進することが望ましい。 オ 安全・安心まちづくりの推進等 子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、<u>犯罪等の防止に配慮した環境設計を行うことが必要である。</u></p>
---	---

(ア) 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備の推進

(イ) 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報啓発活動の実施

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要である。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消することが必要である。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要である。

また、侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッター等の建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ることが必要である。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
仕事と生活の調和の実現については、憲章及び行動指針において、労使を始め国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていくことが必要とされている。

このため、地域の実情に応じ、自らの創意工夫のもとに、次のような施策を進めることが望ましい。この際、市町村、地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、都道府県労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めることが必要である。具体的には、都道府県労働局に設置されている「仕事と生活の調和推進会議」に積極的に参画する等により密接な連携を図ることが考えられる。

(ア) 仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地

<p><u>域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発</u></p> <p>(イ) <u>次世代育成支援対策推進法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発</u></p> <p>(ウ) <u>仕事と生活の調和や次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集提供等</u></p> <p>(エ) <u>研修やコンサルタント・アドバイザーの派遣</u></p> <p>(オ) <u>認定マーク（くるみん）の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進</u></p> <p>イ <u>仕事と子育ての両立のための基盤整備</u></p> <p><u>市町村と連携を図りつつ、広域的な観点から保育サービス</u> <u>の充実等多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。</u></p>	<p>イ <u>仕事と子育ての両立の推進</u></p> <p><u>国、市町村、関係団体等と連携を図りながら、労働者、事業主、地域住民等を対象としたセミナー、会議の開催等により、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関連法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進することが必要である。</u></p> <p>(6) <u>子ども等の安全の確保</u></p> <p>ア <u>子どもの交通安全を確保するための活動の推進</u></p> <p><u>子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</u></p> <p>(ア) <u>交通安全教育の推進</u></p> <p><u>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的</u></p>
<p>(6) <u>子ども等の安全の確保</u></p> <p>ア <u>子どもの交通安全を確保するための活動の推進</u></p> <p><u>子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</u></p> <p>(ア) <u>交通安全教育の推進</u></p> <p><u>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的</u></p>	<p>(6) <u>子ども等の安全の確保</u></p> <p>ア <u>子どもの交通安全を確保するための活動の推進</u></p> <p><u>子どもを交通事故から守るため、市町村、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要である。</u></p> <p>(ア) <u>交通安全教育の推進</u></p> <p><u>子ども及び子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針に基づき段階的</u></p>

かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

かつ体系的に行うことが必要である。

また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から総合的・科学的に調査・分析し、事故の発生要因等に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要である。

(イ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの貸出制度等を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めることが必要である。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

児童・幼児の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進するとともに、現在、幼児２人同乗用自転車の開発に向けた取組が行われていることを踏まえ、少子化対策や子育て支援の観点から同自転車の普及が促進されるよう、貸出制度、助成制度等の導入や安全利用に係る情報提供等について検討する必要がある。

<p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p> <p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p> <p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p> <p>(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動を推進</p> <p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施</p> <p>(オ) 子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども一〇番の家」等の防犯ボランティア活動の支援</p> <p>被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p>	<p>イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要である。</p> <p>(ア) 住民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進</p> <p>(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施</p> <p>(ウ) 学校付近や通学路等において PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロール活動等の安全対策を推進するとともに、<u>学校と警察の橋渡し役としてのスクールサポーター制度導入を促進</u></p> <p>(エ) 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施</p> <p>(オ) 子どもが安全確保等のために活動する防犯ボランティア等への支援</p> <p>被害に遭った子どもの保護の推進</p> <p>犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施することが必要である。</p> <p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p>
---	---

<p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p>虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずる必要がある。また、特に児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要である。</p> <p>(ア) 児童相談所の体制の強化</p> <p>児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能の充実に、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにより体制の強化を図ることが必要である。</p> <p>(イ) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進</p> <p>児童相談所が児童虐待に十分に対応していくためには、児童相談所自体の体制を強化するのみならず、市町</p>	<p>ア 児童虐待防止対策の充実</p> <p>虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関における関係機関の協力体制の構築が不可欠である。</p> <p>児童虐待の防止は、その予防対策から虐待を受けた子どもの保護、そして、自立に至るまでの支援、更には親への指導等多様な機関が長期間にわたり支援していくことが必要である。このため、その中心である児童相談所が、重篤なケース等について支援の過程を管理することを含めて十分な関わりを持つようにより、市町村における虐待防止ネットワークが有効に機能するための支援を行うなど、市町村との協力関係の確保に努めることが必要である。</p> <p>また、専門性の向上を図るための研修等について、関係機関及び市町村との連携の下に推進することが必要である。</p>
--	---

村や関係機関との適切な役割分担及び連携を推進していかくことが重要である。このため、住民に身近な市町村の体制を整備するため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の設置促進や機能強化を図るための一環として、当該ネットワークの関係者に向けた専門性向上のための研修を実施する等の市町村の支援措置を講じるとともに、地域において専門的な知識及び技術を必要とする相談支援等を行い、保護指導者の委託先となる児童家庭支援センター等を積極的に活用していくことが必要である。

(ウ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合、当該事例について地域特性を踏まえた検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じることにより、このような死亡事例等の再発を防止することが求められる。

イ 社会的養護体制の充実

社会的養護体制の質・量ともに充実を図るため、①現に児童養護施設等へ入所している又は里親等に委託されている要保護児童の人数、②児童相談所で受理した相談等のうち、現に児童養護施設等へ入所等をしていないが、入所等を必要とする可能性のある児童の人数、③一時保護所で長期に保護されている児童の人数、④児童相談所における相談対応件数の

推移、⑤要保護児童の保護等に関し、積極的に取り組んでい
ると考えられる他の都道府県の状態その他社会的養護を必要
とする児童の人数の伸び等を把握するために適当と考えられ
る指標を勘案して、平成二十九年度までの必要量を見込んだ
上で、後期行動計画期間の必要量を定める必要がある。

なお、一時保護所については、一時保護委託も含めて、社
会的養護体制の整備量に見合う定員及び個別対応できる居室
の確保等すべての児童が安心して生活できることのできる環
境整備等を勘案して計画を作成する必要がある。

社会的養護体制の整備に当たっては、上記の必要量を見込
むほか、以下の項目に記載するように、家庭的養護の一層の
推進を図るとともに、権利擁護の強化や人材育成等も含め、
ケアの質の確保を図るための体制確保について併せて進める
必要がある。

(ア) 家庭的養護の推進

里親制度を充実し、里親委託を推進するため、新規里
親の開拓、子どもを受託している里親に対する支援の充
実を図ることが必要である。また、里親委託率について
は、地域の実情に応じ、現在の委託率より一定以上委託
率が上がるよう、目標を設定する。

この際、児童相談所における支援の強化のみならず、
里親支援機関等の地域資源の活用を図りつつ、進めるこ
とが必要である。

さらに、小規模住居型児童養育事業について、地域における普及の状況を踏まえつつ、家庭的養護の一形態として促進を図る必要がある。

(イ) 施設機能の見直し

心理的ケアや治療を必要とする子どもに対する専門的なケアや自立支援に向けた取組、継続的・安定的な環境での支援の確保、ケア単位の小規模化とそこにおける家庭的な養護、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備を推進する必要がある。

(ウ) 家庭支援機能等の強化

家庭支援機能の強化を図るためには、アで示したように、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町村や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進する必要がある。この際、特に、児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携し、その委託を受けて保護者指導を行うことや、市町村等関係機関に専門的・技術的助言を行うこと等の積極的な役割を担うことが期待されることから、その活用を図ることが求められる。

また、母子生活支援施設については、その特性を活かし、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等と連携し、母親と子どもの関係性に着目した支援を推進することが求められる。

(エ) 自立支援策の強化

施設を退所した者等に対し、自立を促す自立援助ホームの設置を推進する。この際、自立援助ホームについては、施設を退所する者等の数や地域の実情等を勘案し、当該地域における必要量を見込む必要がある。

また、これらの者が気軽に相談できる拠点を用意するなど社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援体制の整備を推進する必要がある。

(オ) 人材確保のための仕組みの強化

社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制の整備を進める必要がある。

この際、見込んだ必要量に見合った必要な人材育成を進めることができるよう体制を整備する必要がある。

(カ) 子どもの権利擁護の強化

子どもの権利擁護の強化を図るため、被措置児童等虐待に対する措置のほか、ケアの質の向上のための取組を進める必要がある。

このため、被措置児童等虐待に関する通告や子どもからの届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県においてあらかじめ対応について意識を共有するとともに、適切な対応を取ることができ体制を整備することが必要である。運用に当たっては、必要に応

<p>してガイドラインの見直しや体制の見直しを適宜進める必要がある。</p> <p>さらに、都道府県児童福祉審議会などの体制についても、実情に応じた適切な運用が図られるよう、体制を整える必要がある。</p> <p>また、施設におけるケアの質の向上を進めるため、ケアの質に関しても監査できる体制を整備するとともに、施設における第三者評価の受審を推進することが必要である。</p> <p>ウ 母子家庭等の自立支援の推進</p> <p>母子及び寡婦福祉法等の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援事業や母子家庭自立支援給付金事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。また、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めることが必要である。</p> <p>さらに、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。</p> <p>エ 障害児施策の充実</p>	<p>母子家庭等の自立支援の推進</p> <p>母子及び寡婦福祉法や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定等により、母子家庭等就業・自立支援センター事業等の母子家庭等施策を総合的・計画的に進めるとともに、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、市町村における母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行うなど、広域的な観点から市町村に対する支援を行うことが必要である。</p> <p>また、母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるよう努めることも重要である。</p> <p>ウ 障害児施策の充実</p>
--	---

市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、育成医療の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

また、盲学校、聾学校及び養護学校については、特殊教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。

市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的・広域的な観点からの支援を行うとともに、自立支援医療（育成医療）の給付、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供することが必要であるほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

発達障害については、社会的な理解が十分でないことから適切な情報の周知も必要である。発達障害者支援センターについては、関係機関や保護者に対する専門的情報の提供や支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報や支援手法の提供を推進することが必要である。

また、特別支援学校については、特別支援教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、小学校、中学校等の教員の資質向上策への支援・協力、地域の保護者等への相談支援や小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への教育的支援を行うことが必要である。

行動計画策定指針改正案（新旧対照表）

現行	改正案
<p>五 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 労働者の仕事と子育ての両立の推進という視点</p> <p>子育てをすすめる労働者が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようになるという観点から、労働者のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p>(2) 企業全体で取り組むという視点</p> <p>企業による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、企業全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、経営者自らが、企業全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p>六 一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 一般事業主行動計画の策定に当たっての基本的な視点</p> <p>(1) 労働者の仕事と生活の調和の推進という視点</p> <p><u>憲章においては、企業とそこで働く者は協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に自主的に取り組むこととされている。また、行動指針においては、社会全体の目標として、週労働時間六十時間以上の雇用の割合、年次有給休暇取得率、男女の育児休業取得率及び第一子出産前後の女性の継続就業率等の数値目標が掲げられており、こうした目標を踏まえた取組が求められている。</u></p> <p>(2) 労働者の仕事と子育ての両立の推進という視点</p> <p>子育てをすすめる労働者が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようになるという観点から、労働者のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。</p> <p>(3) 企業全体で取り組むという視点</p> <p>企業による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、企業全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、経営者自らが、企業全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>

<p>更に、企業によっては全国に事業所が存在し、事業所における職種の違いや、その地域の実情により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは様々であることが想定されることから、一般事業主行動計画を企業全体として策定した上で、必要に応じて事業所ごとの実情に応じた効果的な取組を自主的に進めることが期待される。</p> <p>(3) 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点</p> <p>子育てを行う労働者の多少、企業の業種又は構成割合の高い労働者の職種、雇用形態等の違い等により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは企業によって様々であることが想定されることから、関係法令を遵守した上で、企業がその実情を踏まえ、効果的な取組を自主的に決定し進めていくことにより、社会全体の取組を進めることが必要である。</p> <p>(4) 取組の効果という視点</p> <p>次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与し、我が国の経済社会の持続的な発展や企業の競争力の向上に資するものであることを踏まえつつ、また、個々の企業にとっても、当該企業のイメージ・アップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。</p> <p>(5) 社会全体による支援の視点</p> <p>次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公</p>	<p>更に、企業によっては全国に事業所が存在し、事業所における職種の違いや、その地域の実情により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは様々であることが想定されることから、一般事業主行動計画を企業全体として策定した上で、必要に応じて事業所ごとの実情に応じた効果的な取組を自主的に進めることが期待される。</p> <p>(4) 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点</p> <p>子育てを行う労働者の多少、企業の業種又は構成割合の高い労働者の職種、雇用形態等の違い等により、仕事と子育ての両立支援策への具体的なニーズは企業によって様々であることが想定されることから、関係法令を遵守した上で、企業がその実情を踏まえ、効果的な取組を自主的に決定し進めていくことにより、社会全体の取組を進めることが必要である。</p> <p>(5) 取組の効果という視点</p> <p>次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与し、我が国の経済社会の持続的な発展や企業の競争力の向上に資するものであることを踏まえつつ、また、個々の企業にとっても、当該企業のイメージ・アップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。</p> <p>(6) 社会全体による支援の視点</p> <p>次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公</p>
---	---

<p>共同体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくという視点が必要である。</p> <p>(6) 地域における子育ての支援の視点</p> <p>各企業に雇用される労働者は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各企業にも期待されている役割を踏まえた取組を推進することが必要である。</p> <p>2 一般事業主行動計画の計画期間</p> <p>一般事業主行動計画は、経済社会環境の変化や労働者のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各企業の実情に応じて、次世代育成支援対策を効果的かつ適切に実施することができるとする期間とすることが必要であり、平成十七年度から平成二十六年度の十年間をおおむね二年間から五年間までの範囲に区切り、計画を策定することが望ましい。</p> <p>3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標</p> <p>一般事業主行動計画においては、各企業の実情を踏まえつつ、より一層労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定める必要がある。</p> <p>目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関</p>	<p>共同体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくという視点が必要である。</p> <p>(7) 地域における子育ての支援の視点</p> <p>各企業に雇用される労働者は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各企業にも期待されている役割を踏まえた取組を推進することが必要である。</p> <p>2 一般事業主行動計画の計画期間</p> <p>一般事業主行動計画は、経済社会環境の変化や労働者のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各企業の実情に応じて、次世代育成支援対策を効果的かつ適切に実施することができるとする期間とすることが必要であり、平成十七年度から平成二十六年度の十年間をおおむね二年間から五年間までの範囲に区切り、計画を策定することが望ましい。</p> <p>3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標</p> <p>一般事業主行動計画においては、各企業の実情を踏まえつつ、より一層労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定める必要がある。</p> <p>目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関</p>
--	--

<p>するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための制度の導入に関するもの等の幅広い分野から企業の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとすることが望ましい。</p> <p>また、各企業における労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備に関する取組の状況や課題を把握し、各企業の実情に応じ、必要な対策を実施していくことが重要であるが、この際、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定めた「両立指標に関する指針」を活用することも効果的であるとともに、「両立指標に関する指針」による評価の結果を目標として定めることも考えられる。</p> <p>4 その他基本的事項</p> <p>(1) 推進体制の整備</p>	<p>するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための制度の導入に関するもの等の幅広い分野から企業の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとすることが望ましい。</p> <p>また、各企業における労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備に関する取組の状況や課題を把握し、各企業の実情に応じ、必要な対策を実施していくことが重要であるが、この際、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が定めた「両立指標に関する指針」を活用することも効果的であるとともに、「両立指標に関する指針」による評価の結果を目標として定めることも考えられる。</p> <p>4 その他基本的事項</p> <p>(1) 推進体制の整備</p>
<p>一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を効果あるものとするため、まず、管理職や人事労務管理担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う労働者を含めたすべての関係労働者の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが望ましい。</p> <p>(ア) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事労務担当者、労働者の代表等を構成員とした一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための社内委員会の設置</p>	<p>一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を効果あるものとするため、まず、管理職や人事労務管理担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う労働者を含めたすべての関係労働者の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各企業における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが望ましい。</p> <p>(ア) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、人事労務担当者、労働者の代表等を構成員とした一般事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための社内委員会の設置</p>

<p>等</p> <p>(イ) 次世代育成支援対策に関する管理職や労働者に対する研修・講習、情報提供等の実施</p> <p>(ウ) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置</p> <p>また、各企業が一般事業主行動計画を策定する際に、同一業種の企業及び事業主の団体等と連携することにより、より効果的な取組を進めることも考えられる。</p> <p>(2) 労働者の意見の反映のための措置</p> <p>仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に対する労働者のニーズは様々であり、必要な雇用環境の整備を効果的に実施するためには、こうした労働者のニーズも踏まえることが重要である。このため、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する労働者の意見の反映について、企業の実情に応じて工夫することが必要である。</p> <p>(3) 計画の公表及び周知</p> <p>一般事業主行動計画の策定義務のある事業主は計画の公表及び労働者への周知が義務とされ、一般事業主行動計画の策定が努力義務とされている事業主は、計画の公表及び労働者への周知が努力義務とされたところである。</p> <p>一般事業主行動計画の公表により、事業主が、他の企業にお</p>	<p>等</p> <p>(イ) 次世代育成支援対策に関する管理職や労働者に対する研修・講習、情報提供等の実施</p> <p>(ウ) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置</p> <p>(2) 労働者の意見の反映のための措置</p> <p>仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に対する労働者のニーズは様々であり、必要な雇用環境の整備を効果的に実施するためには、こうした労働者のニーズも踏まえることが重要である。このため、労働者や労働組合等に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する労働者の意見の反映について、企業の実情に応じて工夫することが必要である。</p> <p>(3) 計画の周知</p> <p>策定した一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、企業全体で取り組むため、計画を企業内に周知し、企業全体で取組を推進することが重要である。</p>
--	--

ける取組事例を知ることができること、国民が事業主の次世代育成支援の取組について知ることができるようになり、また、就労希望者の企業選択に資すること、都道府県及び市町村が地域における次世代育成支援の取組を進める際に、地域の事業主の取組を知ることができ、円滑な連携を図ることが可能となることなどの効果が期待される。

このため、策定した一般事業主行動計画については、「両立支援のひろば」や自社のホームページなど適切な方法で公表するとともに、自社の様々な両立支援の取組やその実施状況をあわせて公表する等その公表方法を工夫することが期待される。

また、策定した一般事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、企業全体で取り組むため、計画を企業内に周知し、企業全体で取組を推進することが重要である。

このため、策定した一般事業主行動計画については、全ての労働者が知りうるように書面の交付や電子メールによる送付など適切な方法で周知するとともに、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等をあわせて行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を企業全体で推進するという意識を浸透させるため、経営者の主導の下、管理職や人事労務管理担当者に対する周知を徹底することが期待される。

なお、一般事業主行動計画に基づき次世代育成支援対策を実施する場合、労働者の労働時間その他の労働条件の変更を伴うなど一定の場合には、就業規則、労働協約等に明記することが必要で

このため、策定した一般事業主行動計画については、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、労働者に対して周知を行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を企業全体で推進するという意識を浸透させるため、経営者の主導の下、管理職や人事労務管理担当者に対する周知を徹底することが期待される。

なお、一般事業主行動計画に基づき次世代育成支援対策を実施する場合、労働者の労働時間その他の労働条件の変更を伴うなど一定の場合には、就業規則、労働協約等に明記することが必要で

<p>ある。</p> <p>(4) 計画の実施状況の点検</p> <p>一般事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を把握・点検し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが期待される。</p> <p>(5) 基準に適合する一般事業主の認定</p> <p>法第十三条の基準に適合する一般事業主の認定及び法第十四条第一項の表示の制度を活用することにより、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組んでいることを外部に広く周知することが容易となり、その結果、企業イメージの向上及び優秀な人材の確保、定着等を通じ、企業経営にメリットを生じさせることが期待できる。したがって、一般事業主行動計画を実施し、当該計画に定めた目標を達成した場合等に、認定を申請することを念頭に置きつつ、計画の策定やこれに基づく措置の実施を行うことが望ましい。また、当該認定を受けることを希望する場合には、法第十三条の厚生労働省令で定める基準を踏まえた一般事業主行動計画を策定することが必要である。</p> <p>また、認定を取得した企業においては、他の企業の取組を促す観点からも、<u>法第十四条第一項の認定を受けた旨の表示を積極的に活用することが期待される。</u></p>	<p>ある。</p> <p>(4) 計画の実施状況の点検</p> <p>一般事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を把握・点検し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが期待される。</p> <p>(5) 基準に適合する一般事業主の認定</p> <p>法第十三条の基準に適合する一般事業主の認定及び法第十四条第一項の表示の制度を活用することにより、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組んでいることを外部に広く周知することが容易となり、その結果、企業イメージの向上及び優秀な人材の確保、定着等を通じ、企業経営にメリットを生じさせることが期待できる。したがって、一般事業主行動計画を実施し、当該計画に定めた目標を達成した場合等に、認定を申請することを念頭に置きつつ、計画の策定やこれに基づく措置の実施を行うことが望ましい。また、当該認定を受けることを希望する場合には、法第十三条の厚生労働省令で定める基準を踏まえた一般事業主行動計画を策定することが必要である。</p> <p>また、認定を取得した企業においては、他の企業の取組を促す観点からも、<u>法第十四条第一項の認定を受けた旨の表示を積極的に活用することが期待される。</u></p>
<p>ある。</p> <p>(4) 計画の実施状況の点検</p> <p>一般事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を把握・点検し、その結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが期待される。</p> <p>(5) 基準に適合する一般事業主の認定</p> <p>法第十三条の基準に適合する一般事業主の認定及び法第十四条第一項の表示の制度を活用することにより、子育てしながら働きやすい雇用環境の整備に取り組んでいることを外部に広く周知することが容易となり、その結果、企業イメージの向上及び優秀な人材の確保、定着等を通じ、企業経営にメリットを生じさせることが期待できる。したがって、一般事業主行動計画を実施し、当該計画に定めた目標を達成した場合等に、認定を申請することを念頭に置きつつ、計画の策定やこれに基づく措置の実施を行うことが望ましい。また、当該認定を受けることを希望する場合には、法第十三条の厚生労働省令で定める基準を踏まえた一般事業主行動計画を策定することが必要である。</p>	<p>七 一般事業主行動計画の内容に関する事項</p> <p>五の一般事業主行動計画の策定に関する基本的な事項を踏まえ、計画期間、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標並びに実</p>

<p>施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を記載した一般事業主行動計画を策定する。</p> <p>計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各企業の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。</p> <p>1 雇用環境の整備に関する事項</p> <p>(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備</p> <p>ア 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の労働者に対して、制度を積極的に周知するとともに、情報の提供、相談体制の整備等を実施する。</p>	<p>施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を記載した一般事業主行動計画を策定する。</p> <p>計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各企業の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。</p> <p>1 雇用環境の整備に関する事項</p> <p>(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備</p> <p>ア 妊娠中及び出産後における配慮</p> <p>母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の労働者に対して、制度を積極的に周知するとともに、情報の提供、相談体制の整備等を実施する。</p>
<p>イ 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>産前産後休業の取得をした労働者について、<u>当該休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</u></p> <p>ウ 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進</p> <p>子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる労働者について、例えば五日間程度の休暇を取得しやすい環境を整備する。具体的には、子どもが生まれる際に取得することができ、<u>る休暇制度の創設や、子どもが生まれる際の年次有給休暇</u></p>	<p>イ 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>産前産後休業の取得をした労働者について、<u>当該休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</u></p> <p>ウ 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進</p> <p>子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる労働者について、例えば五日間程度の休暇を取得しやすい環境を整備する。具体的には、子どもが生まれる際に取得することができ、<u>る休暇制度の創設や、子どもが生まれる際の年次有給休暇</u></p>

<p>は育児休業の取得促進を図る。</p> <p>エ より利用しやすい育児休業制度の実施 より利用しやすい育児休業制度とするため、その雇用する労働者のニーズに配慮して、その期間、回数等について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度を上回る措置を実施する。</p> <p>エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 育児休業を取得しやすく、また、育児休業後の就業が円滑に行われるような環境を整備し、育児休業の取得を希望する労働者について、その円滑な取得を促進するため、例えば、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(ア) 育児休業に関する定めの周知等 男性も育児休業を取得できることや、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項について、労働者に周知する。</p> <p>(イ) 育児休業期間中の代替要員の確保等 育児休業を取得する期間について当該労働者の業務を円滑に処理することができるよう、当該育児休業期間について当該業務を処理するための労働者の確保、</p>	<p>配偶者の産後八週間以内の期間における育児休業の取得促進を図る。</p> <p>ウ より利用しやすい育児休業制度の実施 より利用しやすい育児休業制度とするため、その雇用する労働者のニーズに配慮して、その期間、回数等について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業制度を上回る措置を実施する。</p> <p>エ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 育児休業を取得しやすく、また、育児休業後の就業が円滑に行われるような環境を整備し、育児休業の取得を希望する労働者について、その円滑な取得を促進するため、例えば、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(ア) 育児休業に関する定めの周知等 男性も育児休業を取得できることや、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項について、労働者に周知する。</p> <p>(イ) 育児休業期間中の代替要員の確保等 育児休業を取得する期間について当該労働者の業務を円滑に処理することができるよう、当該育児休業期間について当該業務を処理するための労働者の確保、</p>
---	--

<p>業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>(ウ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等</p> <p>育児休業をしている労働者の希望に応じて、当該労働者の職業能力の開発及び向上等のための情報の提供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談その他の援助を実施する。</p> <p>(エ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>育児休業をした労働者について、当該育児休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>㊦ 短時間勤務制度等の実施</p> <p>働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするため、<u>小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。</u></p> <p>(ア) 短時間勤務制度の実施</p> <p>(イ) フレックスタイム制の実施</p> <p>(ウ) 始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げの制度の実施</p>	<p>業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>(ウ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等</p> <p>育児休業をしている労働者の希望に応じて、当該労働者の職業能力の開発及び向上等のための情報の提供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談その他の援助を実施する。</p> <p>(エ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>育児休業をした労働者について、当該育児休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>㊦ 短時間勤務制度等の実施</p> <p>働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするため、<u>小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。</u></p> <p>(ア) 短時間勤務制度の実施</p> <p>(イ) フレックスタイム制の実施</p> <p>(ウ) 始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げの制度の実施</p>	<p>業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>(ウ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等</p> <p>育児休業をしている労働者の希望に応じて、当該労働者の職業能力の開発及び向上等のための情報の提供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談その他の援助を実施する。</p> <p>(エ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>育児休業をした労働者について、当該育児休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>㊦ 短時間勤務制度等の実施</p> <p>働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするため、<u>子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。なお、子育てのための時間確保の観点からは、特に短時間勤務制度や所定外労働時間を超えて労働させない制度を実施することが期待される。</u></p> <p>(ア) 短時間勤務制度の実施</p> <p>(イ) フレックスタイム制の実施</p> <p>(ウ) 始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げの制度の実施</p>	<p>業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>(ウ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等</p> <p>育児休業をしている労働者の希望に応じて、当該労働者の職業能力の開発及び向上等のための情報の提供、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談その他の援助を実施する。</p> <p>(エ) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰</p> <p>育児休業をした労働者について、当該育児休業後に原職又は原職相当職に復帰させるため、業務内容や業務体制の見直し等を実施する。</p> <p>㊦ 短時間勤務制度等の実施</p> <p>働き続けながら子育てを行う労働者が子育てのための時間を確保できるようにするため、<u>小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者のうち希望する者が利用できる制度として、次に掲げる措置のうち適切なものを実施する。</u></p> <p>(ア) 短時間勤務制度の実施</p> <p>(イ) フレックスタイム制の実施</p> <p>(ウ) 始業又は終業の時刻の繰上げ又は繰下げの制度の実施</p>
--	--	---	--

<p>(工) 所定労働時間を超えて労働させない制度の実施</p> <p>事業所内託児施設の設定及び運営</p> <p>キ 小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の設定及び運営について、他の企業と共同で設置することも含め、検討を行い、実施する。</p> <p>ク 子育てサービスの費用の援助の措置の実施</p> <p>労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、当該ベビーシッターに係る費用を負担するなど、<u>小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。</u></p> <p>ケ 子どもの看護のための休暇の措置の実施</p> <p>子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。</p> <p>コ 勤務地、担当業務等の限定制度の実施</p> <p>希望する労働者に対して、子育てをしやすいことを目的として、勤務地、担当業務、労働時間等を限定する制度を講ずる。</p> <p>カ その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施</p> <p>アからコまでに掲げるもののほか、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施、子どもの検診や予防接種のための休限制</p>	<p>(工) 所定労働時間を超えて労働させない制度の実施</p> <p>事業所内託児施設の設定及び運営</p> <p>キ 子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児施設の設定及び運営について、他の企業と共同で設置することも含め、実施する。</p> <p>ク 子育てサービスの費用の援助の措置の実施</p> <p>労働者からの委任を受けてベビーシッターを手配し、当該ベビーシッターに係る費用を負担するなど、子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助を行う。</p> <p>ケ 子どもの看護のための休暇の措置の実施</p> <p>子の看護休暇について、一時間を単位とする取得を可能とする等の弾力的な利用が可能となるような制度等より利用しやすい制度を導入する。</p> <p>コ 勤務地、担当業務等の限定制度の実施</p> <p>希望する労働者に対して、子育てをしやすいことを目的として、勤務地、担当業務、労働時間等を限定する制度を講ずる。</p> <p>コ その他子育てを行う労働者に配慮した措置の実施</p> <p>アからコまでに掲げるもののほか、子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮、子育てのために必要な費用の貸付けの実施、子どもの検診や予防接種のための休限制</p>
--	---

<p>度の実施、子どもの学校行事への参加のための休暇制度の導入その他の子育てをしながら働く労働者に配慮した措置を講ずる。</p> <p>シ 諸制度の周知</p> <p>育児休業、子の看護休暇、時間外労働の制限及び深夜業の制限の育児・介護休業法に基づく労働者の権利や、休業期間中の育児休業給付の支給等の経済的な支援措置等の関係法令に定める諸制度について、広報誌に記載する等、手法に創意工夫を凝らし労働者に対して積極的に周知する。</p> <p>ス 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施</p> <p>出産や子育てのために退職し、退職の際、将来、再就職を希望する旨を申し出た者を優先的に採用する再雇用特別措置や母子家庭の母の就業促進のための措置を講ずる。</p> <p>(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備</p> <p>ア 所定外労働の削減</p> <p>所定外労働は、本来、例外的な場合にのみ行われるものであるという認識を深め、「ノー残業デー」や「ノー残業ウィーク」の導入・拡充、フレックスタイム制や変形労働時間制の活用、時間外労働協定における延長時間の短縮等、所定外労働を削減するための方策を検討し、実施する。企業内に安易に残業するという意識がある場合には、それを改善するための意識啓発等の取組を行う。</p>	<p>度の実施、子どもの学校行事への参加のための休暇制度の導入その他の子育てをしながら働く労働者に配慮した措置を講ずる。</p> <p>セ 諸制度の周知</p> <p>育児休業、子の看護休暇、時間外労働の制限及び深夜業の制限の育児・介護休業法に基づく労働者の権利や、休業期間中の育児休業給付の支給等の経済的な支援措置等の関係法令に定める諸制度について、広報誌に記載する等、手法に創意工夫を凝らし労働者に対して積極的に周知する。</p> <p>シ 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施</p> <p>出産や子育てのために退職し、退職の際、将来、再就職を希望する旨を申し出た者を優先的に採用する再雇用特別措置や母子家庭の母の就業促進のための措置を講ずる。</p> <p>(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備</p> <p>ア 所定外労働の削減</p> <p>子育て世代の男性を中心に、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していることから、所定外労働は、本来、例外的な場合にのみ行われるものであるという認識を深め、次のような所定外労働を削減するための方策等を検討し、実施する。企業内に安易に残業するという意識がある場合には、それを改善するための意識啓発等の取組を行う。</p> <p>(ア) 労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使間の</p>
---	--

話し合いの機会の整備	
<p>(イ) 「ノ一残業デー」や「ノ一残業ウィーク」の導入・拡充</p> <p>(ウ) フレックスタイム制や変形労働時間制の活用</p> <p>(エ) 時間外労働協定における延長時間の短縮</p> <p>イ 年次有給休暇の取得の促進</p> <p>年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇に対する意識の改革を図り、計画的付与制度を活用するとともに、労働者の取得希望時期をあらかじめ聴取し、年間の取得計画を作成すること等職場における年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。</p> <p>ウ 短時間正社員制度導入の促進</p> <p>短時間正社員制度については、個々人のライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢につながることからその導入を図られることが期待される。</p> <p>エ 在宅勤務等の導入</p> <p>在宅勤務やテレワーク（情報通信技術（IT）を利用した場所・時間にとらわれない働き方）等は、職住近接の実現による通勤負担の軽減に加え、多様な働き方の選択肢を拡大するものであり、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。</p> <p>オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組</p>	<p>イ 年次有給休暇の取得の促進</p> <p>年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇に対する意識の改革を図り、計画的付与制度を活用するとともに、労働者の取得希望時期をあらかじめ聴取し、年間の取得計画を作成すること等職場における年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。</p> <p>ウ 多様就業型ワークシェアリングの実施</p> <p>短時間勤務や隔日勤務を導入すること等多様な働き方の選択肢を拡大する多様就業型ワークシェアリングの導入に取り組む。</p> <p>エ テレワークの導入</p> <p>テレワーク（情報通信技術（IT）を利用した場所・時間にとらわれない働き方）については、仕事と子育ての両立のしやすい働き方である点に着目し、その導入の推進を図る。</p> <p>オ 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組</p>

<p>職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を積極的に解消するため、管理職を含めたその雇用する労働者すべてを対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。</p> <p>2 その他の次世代育成支援対策に関する事項</p> <p>(1) 子育てバリアフリー</p> <p>多数の来訪者が利用する社屋等において、子どもを連れて人が安心して利用できるよう、託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの設置等の整備を行う。</p> <p>また、商店街の空き店舗等を活用して、託児施設等各種の子育て支援サービスの場を提供する。</p> <p>(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動</p> <p>ア 子ども・子育てに関する活動の支援</p> <p>地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行う NPO や地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。</p> <p>イ 子どもの体験活動等の支援</p> <p>子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に企業内施設や社有地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として社員を派遣すること、子どもの体験活動を行う NPO 等に対する支援を行うこと等に取り組む。</p> <p>ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援</p>	<p>職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を積極的に解消するため、管理職を含めたその雇用する労働者すべてを対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。</p> <p>2 その他の次世代育成支援対策に関する事項</p> <p>(1) 子育てバリアフリー</p> <p>多数の来訪者が利用する社屋等において、子どもを連れて人が安心して利用できるよう、託児室・授乳コーナーや乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの設置等の整備を行う。</p> <p>また、商店街の空き店舗等を活用して、託児施設等各種の子育て支援サービスの場を提供する。</p> <p>(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動</p> <p>ア 子ども・子育てに関する活動の支援</p> <p>地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援等を行う NPO や地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。</p> <p>イ 子どもの体験活動等の支援</p> <p>子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に企業内施設や社有地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として社員を派遣すること、子どもの体験活動を行う NPO 等に対する支援を行うこと等に取り組む。</p> <p>ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援</p>
--	--

<p>子どもを交通事故から守るため、労働者を地域の交通安全活動に積極的に参加させる等、当該活動を支援するとともに、業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育、チャイルドシートへの貸出しによる再利用活動等、企業内における交通安全に必要な措置を実施する。</p> <p>エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備</p> <p>子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への労働者の積極的な参加を支援する。</p>	<p>子どもを交通事故から守るため、労働者を地域の交通安全活動に積極的に参加させる等、当該活動を支援するとともに、業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育、チャイルドシートへの貸出しによる再利用活動等、企業内における交通安全に必要な措置を実施する。</p> <p>エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備</p> <p>子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等への労働者の積極的な参加を支援する。</p>
<p>(3) 企業内における「子ども参観日」の実施</p> <p>保護者でもある労働者の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができ「子ども参観日」を実施する。</p> <p>(4) 企業内における学習機会の提供等による家庭の教育力の向上</p> <p>保護者でもある労働者は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、企業内において、家庭教育講座等を地域の教育委員会やNPO等と連携して開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。</p> <p>(5) 若年者の安定就労や自立した生活の促進</p> <p>次代の社会を担う若年者の能力開発や適職選択による安定就労を推進するため、若年者に対するインターンシップ等の就業体験</p>	<p>(3) 企業内における「子ども参観日」の実施</p> <p>保護者でもある労働者の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができ「子ども参観日」を実施する。</p> <p>(4) 企業内における学習機会の提供等による家庭の教育力の向上</p> <p>保護者でもある労働者は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、企業内において、家庭教育講座等を地域の教育委員会やNPO等と連携して開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。</p> <p>(5) 若年者の安定就労や自立した生活の促進</p> <p>次代の社会を担う若年者の能力開発や適職選択による安定就労を推進するため、若年者に対するインターンシップ等の就業体験</p>

<p>機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進を行う。</p>	<p>機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進を行う。</p>
<p>機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進を行う。</p>	<p>機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進を行う。</p>

行動計画策定指針改正案（新旧対照表）

現行	改正案
<p>七 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 特定事業主行動計画の策定に当たったの基本的な視点</p> <p>(1) 職員の仕事と子育ての両立の推進という視点</p> <p>子育てをすすめる職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようになるという観点から、職員のニーズを踏まえ、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点を立った取組が重要である。</p> <p>(2) 機関全体で取り組むという視点</p> <p>特定事業主による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、それぞれの機関全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、大臣や地方公共団体の長等の各機関の長を含め、機関全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>	<p>八 特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>1 特定事業主行動計画の策定に当たったの基本的な視点</p> <p>(1) 職員の仕事と生活の調和の推進という視点</p> <p><u>憲草においては、仕事と生活の調和した社会の実現に向け、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に取り組むことが必要とされている。また、行動指針においては、社会全体の目標として、週労働時間六十時間以上の雇用の割合、年次有給休暇取得率及び第一子出産前後の女性の継続就業率等の数値目標が掲げられており、こうした目標を踏まえ、取組が求められている。</u></p> <p>(2) 職員の仕事と子育ての両立の推進という視点</p> <p>子育てをすすめる職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようになるという観点から、職員のニーズを踏まえ、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点を立った取組が重要である。</p> <p>(3) 機関全体で取り組むという視点</p> <p>特定事業主による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、それぞれの機関全体での理解の下に取組を進めることが必要である。このため、大臣や地方公共団体の長等の各機関の長を含め、機関全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要である。</p>

(3) 機関の実情を踏まえた取組の推進という視点

各機関においては、その機関の任務、所在する地域等により、勤務環境や子育てを取り巻く環境は異なることを踏まえつつ、その機関の実情に応じて効果的な次世代育成支援対策に取り組むことが必要である。

(4) 取組の効果という視点

次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与することを踏まえつつ、また、当該機関のイメージアップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。

(5) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、家庭を基本としつつも、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要であり、特に、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための環境の整備が強く求められている中で、特定事業主においては、率先して、積極的な取組を推進することが必要である。

(6) 地域における子育ての支援の観点

各機関に勤務する職員は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各機関にも期待されている役割を踏まえた取組を推進することが必要である。

2 特定事業主行動計画の計画期間

(4) 機関の実情を踏まえた取組の推進という視点

各機関においては、その機関の任務、所在する地域等により、勤務環境や子育てを取り巻く環境は異なることを踏まえつつ、その機関の実情に応じて効果的な次世代育成支援対策に取り組むことが必要である。

(5) 取組の効果という視点

次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与することを踏まえつつ、また、当該機関のイメージアップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要である。

(6) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、家庭を基本としつつも、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要であり、特に、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための環境の整備が強く求められている中で、特定事業主においては、率先して、積極的な取組を推進することが必要である。

(7) 地域における子育ての支援の観点

各機関に勤務する職員は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各機関にも期待されている役割を踏まえた取組を推進することが必要である。

2 特定事業主行動計画の計画期間

特定事業主行動計画は、経済社会環境の変化や職員のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各特定事業主の実情に応じて設定することができるもの、平成十七年度から平成二十六年度の十年間のうち、おおむね五年間を一期とし、おおむね三年ごとに見直すことが望ましい。

3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
特定事業主行動計画においては、各特定事業主の実情を踏まえつつ、より一層職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な勤務環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定めることが必要である。

目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための取組に関するもの等の幅広い分野から各機関の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとすることが望ましい。

4 特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に係る手続

(1) 推進体制の整備

特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を実効あるものとするため、まず、管理職や人事担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う職員を含めたすべての職員の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各機関

特定事業主行動計画は、経済社会環境の変化や職員のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましい。したがって、計画期間については、各特定事業主の実情に応じて設定することができるもの、平成十七年度から平成二十六年度の十年間のうち、おおむね五年間を一期とし、おおむね三年ごとに見直すことが望ましい。

3 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
特定事業主行動計画においては、各特定事業主の実情を踏まえつつ、より一層職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な勤務環境の整備その他の次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標を定めることが必要である。

目標については、育児休業の男女別取得率等の制度の利用状況に関するもの、仕事と子育ての両立が図られるようにするための取組に関するもの等の幅広い分野から各機関の実情に応じた目標を設定すべきものであるが、可能な限り定量的な目標とする等、その達成状況を客観的に判断できるものとすることが望ましい。

4 特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に係る手続

(1) 推進体制の整備

特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を実効あるものとするため、まず、管理職や人事担当者に対し、その趣旨を徹底することが必要であるとともに、子育てを行う職員を含めたすべての職員の理解を得ながら取り組んでいくことが重要である。このため、各機関

における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが必要である。

ア 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部署における人事担当者等を構成員とした特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための委員会の設置等

イ 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等の実施

ウ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置

(2) 職員の意見の反映のための措置

仕事と子育ての両立を図るための勤務環境の整備に対する職員のニーズは様々であり、必要な勤務環境の整備を効果的に実施するためには、こうした職員へのニーズも踏まえることが重要である。このため、職員に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する職員の意見の反映について、機関の実情に応じて工夫することが必要である。

(3) 計画の公表

法第十九条第三項では、特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬとされていることから、広報誌やホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表することが必要である。

(4) 計画の周知

における次世代育成支援対策の推進体制の整備を図ることが必要であり、その方策として次のような措置を講ずることが必要である。

ア 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部署における人事担当者等を構成員とした特定事業主行動計画の策定やこれに基づく措置の実施のための委員会の設置等

イ 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等の実施

ウ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置

(2) 職員の意見の反映のための措置

仕事と子育ての両立を図るための勤務環境の整備に対する職員のニーズは様々であり、必要な勤務環境の整備を効果的に実施するためには、こうした職員へのニーズも踏まえることが重要である。このため、職員に対するアンケート調査や意見聴取等の方法により、次世代育成支援対策に関する職員の意見の反映について、機関の実情に応じて工夫することが必要である。

(3) 計画の公表

法第十九条第三項では、特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬとされていることから、広報誌やホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表することが必要である。

(4) 計画の周知

策定した特定事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、機関全体で取り組むため、計画を機関内に周知し、機関全体で取組を推進することが重要である。

このため、策定した特定事業主行動計画については、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、職員に対して周知を行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を機関全体で推進するという意識を浸透させるため、大臣や地方公共団体の長等の各機関の長等の主導の下、管理職や人事担当者に対する周知を徹底することが期待される。

(5) 計画の実施状況の点検

特定事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を一括して把握・点検できる体制を整えた上で、各年度において、把握等をした結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

八 特定事業主行動計画の内容に関する事項

七の特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項を踏まえ、計画期間、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標並びに実施しようとする次世代育成支援対

策定した特定事業主行動計画に定めた目標の達成に向けて、機関全体で取り組むため、計画を機関内に周知し、機関全体で取組を推進することが重要である。

このため、策定又は変更した特定事業主行動計画については、全ての職員が知りうるように書面の交付や電子メールによる送付など適切な方法で周知するとともに、啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等をあわせて行うことが期待される。特に、次世代育成支援対策を機関全体で推進するという意識を浸透させるため、大臣や地方公共団体の長等の各機関の長等の主導の下、管理職や人事担当者に対する周知を徹底することが期待される。

(5) 計画の実施状況の点検及び公表

特定事業主行動計画の推進に当たっては、計画の実施状況を一括して把握・点検できる体制を整えた上で、各年度において、把握等をした結果を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要である。

また、法第十九条第五項では、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づき措置の実施状況を公表しなければならぬとされており、前年度の取組状況や目標に対する実績等について広報誌やホームページへの掲載等により公表することが必要である。

九 特定事業主行動計画の内容に関する事項

七の特定事業主行動計画の策定に関する基本的な事項を踏まえ、計画期間、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標並びに実施しようとする次世代育成支援対

策の内容及びその実施時期を記載した特定事業主行動計画を策定する。

計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各特定事業主の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

- 1 勤務環境の整備に関する事項
 - (1) 妊娠中及び出産後における配慮
母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、次の制度等について周知する。
 - ア 危険有害業務の就業制限
 - イ 深夜勤務及び時間外勤務の制限
 - ウ 健康診査及び保健指導のために勤務しないことの承認

認

工 業務軽減
才 通勤緩和

また、あわせて、出産費用の給付等の経済的な支援措置についても、職員に対して周知する。

- (2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進
子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれて父親となる職員について、配偶者が出産するときの特別休暇制度について周知するとともに、例えば五日間程度の年次休暇等の取得を促進する。

また、このような休暇を取得することについて、職場

策の内容及びその実施時期を記載した特定事業主行動計画を策定する。

計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策として重要なものと考えられる次のような事項を踏まえ、各特定事業主の実情に応じて、必要な事項をその内容に盛り込むことが望ましい。

- 1 勤務環境の整備に関する事項
 - (1) 妊娠中及び出産後における配慮
母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、次の制度等について周知する。
 - ア 危険有害業務の就業制限
 - イ 深夜勤務及び時間外勤務の制限
 - ウ 健康診査及び保健指導のために勤務しないことの承認

認

工 業務軽減等
才 通勤緩和

また、あわせて、出産費用の給付等の経済的な支援措置についても、職員に対して周知する。

- (2) 子どもの出生時における父親の休暇等の取得の促進
子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに出産後の配偶者を支援するため、すべての男性職員が取得できる子どもが生まれた時の配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について周知し、これら休暇等の取得を促進する。

また、このような休暇を取得することについて、職

<p>における理解が得られるための環境づくりを行う。</p> <p>(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等 育児休業や部分休業の取得を希望する職員について、その円滑な取得の促進を図るため、次に掲げる措置を ア 育児休業及び部分休業制度等の周知 男性も育児休業を取得できることや、育児休業等の制度の趣旨及び内容や休業期間中の経済的な支援措置について周知する。 イ 育児休業等経験者に関する情報提供 育児休業及び部分休業を実際に取得した職員の体験談をまとめた冊子の配布等を行うことにより、育児休業等を取得することのメリットを周知するとともに、育児休業等の取得を希望する職員の不安の軽減を図る。 ウ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成 育児休業及び部分休業に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成する。 エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援 育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、当該機関等が発刊している広報誌等の送付を行うとともに、職場復帰時に研修その他の必要な支援を行う。 オ 育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用制度等の</p>	<p>場における理解が得られるための環境づくりを行う。</p> <p>(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等 育児休業、育児短時間勤務又は育児時間(地方公務員においては「育児のための部分休業」をいう。以下同じ。)の取得を希望する職員について、その円滑な取得の促進を図るため、次に掲げる措置を実施する。 ア 育児休業等の周知 男性も育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を取得できることや、育児休業等の制度の趣旨及び内容や休業期間中の育児休業手当金の支給等の経済的な支援措置について、職員に対して周知する。 イ 育児休業等経験者に関する情報提供 育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を実際に取得した職員の体験談をまとめた冊子の配布等を行うことにより、育児休業等を取得することのメリットを周知するとともに、育児休業等の取得を希望する職員の不安の軽減を図る。 ウ 育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成 育児休業、育児短時間勤務又は育児時間に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気を醸成する。 エ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援 育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、当該機関等が発刊している広報誌等の送付を行うとともに、職場復帰に際して研修その他の必要な支援を行う。 オ 育児休業等に伴う任期付採用及び臨時的任用制度等</p>
---	--

<p>活用</p> <p>職員から育児休業の請求があった場合に、部内の人員配置等によって当該職員の業務を処理することが難しいときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用を図る。</p> <p>カ 公共的施設における雇入れの促進等 母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭の母等の公共的施設における雇入れの促進等を図る。</p> <p>(4) 片内託児施設の設定 小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員が利用することができきる片内託児施設の設定について検討を行った上で、適切な対応を図る。</p> <p>(5) 超過勤務の縮減 超過勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>ア 小学校就学の始期に達するまでの子どもいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知 小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するため の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度について周知す</p>	<p>の活用</p> <p>職員から育児休業の請求があった場合に、部内の人員配置等によって当該職員の業務を処理することが難しいときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用を図る。また、職員から育児短時間勤務の請求があった場合に、当該職員の業務を処理するための措置として任期付短時間勤務職員の任用制度や、二人で一つの職を占める並立任用制度の活用を図る。</p> <p>カ 公共的施設における雇入れの促進等 母子及び寡婦福祉法の規定に基づき、母子家庭の母等の公共的施設における雇入れの促進等を図る。</p> <p>(4) 片内託児施設の設定 小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員が利用することができきる片内託児施設の設定について検討を行った上で、適切な対応を図る。</p> <p>(5) 超過勤務の縮減 超過勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。国については、人事院の定める超過勤務の上限の目安時間を超えて勤務させないように努める。</p> <p>ア 小学校就学の始期に達するまでの子どもいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知 小学校就学の始期に達するまでの子どもを育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するため の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度について周知す</p>
--	--

る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

国においては、既に「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成四年人事管理運営協議会決定）に基づき、全省庁一斉定時退庁日が実施されているところであるが、国又は地方公共団体を問わず、各機関の実情に応じて、独自に定時退庁日を設定する等の更なる取組を行う。

ウ 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化について、業務量そのもの見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による事務の簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化による更なる取組を推進する。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

超過勤務の縮減のための取組の重要性について、管理職を始めとする職員全体で更に認識を深めるとともに、安易に超過勤務が行われることのないよう意識啓発等の取組を行う。

(6) 休暇の取得の促進

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするため、次に掲げる措置を実施する。

ア 年次休暇の取得の促進

る。

イ 一斉定時退庁日等の実施

国においては、既に「国家公務員の労働時間短縮対策について」（平成四年人事管理運営協議会決定）に基づき、全省庁一斉定時退庁日が実施されているところであるが、国又は地方公共団体を問わず、各機関の実情に応じて、独自に定時退庁日を設定する等の更なる取組を行う。

ウ 事務の簡素合理化の推進

事務の簡素合理化について、業務量そのもの見直し、OA化の計画的な推進による事務の効率化、外部委託による事務の簡素化、事務処理体制の見直しによる適正な人員の配置及び年間を通じた業務量の平準化による更なる取組を推進する。

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

超過勤務の縮減のための取組の重要性について、管理職を始めとする職員全体で更に認識を深めるとともに、安易に超過勤務が行われることのないよう意識啓発等の取組を行う。

オ 勤務時間管理の徹底等

職員の勤務状況の的確な把握、各機関の実情に応じた縮減目標の設定など、勤務時間管理の徹底を図る。

(6) 休暇の取得の促進

休暇の取得を促進するため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするため、次に掲げる措置を実施する。

ア 年次休暇の取得の促進

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、おおむね四半期毎の年次休暇の計画表の作成及び職場の業務予定の職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行う。

また、人事担当部局においては、職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い部署については、その管理職等からのヒアリングや指導を行う等の必要な取組を行う。

イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季(七月～九月)等における連続休暇、職員やその家族の誕生日等記念日における年次休暇、学校行事への参加等のための年次休暇等の取得の促進を図る。

ウ 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護を行う等のための特別休暇について、職員に周知を図るとともに、当該特別休暇の取得を希望する職員が、円滑に取得できる環境を整備する。

(7) 転勤についての配慮

官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子どもの養育を行うことが困難となる職員がいるときは、その状況に配慮する。

(8) 宿舍の貸与における配慮

子育てをしている職員に対して、仕事と子育ての両立にも配慮した宿舍の貸与に努める。

(9) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是

正のための取組

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、各職場の実情に応じ、四半期毎等の年次休暇の計画表の作成及び職場の業務予定の職員への早期周知を図る等、年次休暇を取りやすい雰囲気の醸成や環境整備を行う。

また、人事担当部局においては、職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得率が低い部署については、その管理職等からのヒアリングや指導を行う等の必要な取組を行う。

イ 連続休暇等の取得の促進

ゴールデンウィーク期間、夏季(七月から九月まで)等における連続休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族とのふれあいのための年次休暇等の取得の促進を図る。

ウ 子どもの看護のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護のための特別休暇について、職員に周知を図るとともに、当該特別休暇の取得を希望する職員が、円滑に取得できる環境を整備する。

(7) 転勤についての配慮

官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより子どもの養育を行うことが困難となる職員がいるときは、その状況に配慮する。

(8) 宿舍の貸与における配慮

子育てをしている職員に対して、仕事と子育ての両立にも配慮した宿舍の貸与に努める。

(9) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是

正のための取組

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消するため、管理職を含めた職員全員を対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、子どもを連れ来た人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を適切に行う。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援を行う NPO や地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援すること等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に關し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施する。

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因を解消するため、管理職を含めた職員全員を対象として、情報提供、研修等による意識啓発を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

外部からの来庁者の多い庁舎において、子どもを連れ来た人が安心して来庁できるよう、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を適切に行う。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども・子育てに関する活動の支援

地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭の支援を行う NPO や地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援する。

イ 子どもの体験活動等の支援

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学を実施すること、子どもが参加する地域の行事・活動に庁舎内施設やその敷地を提供すること、各種学習会等の講師、ボランティアリーダー等として職員の積極的な参加を支援すること等に取り組む。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

子どもを交通事故から守るため、地域の交通安全活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、公務に關し自動車の運転を行う者に対する交通安全教育等の交通安全に必要な措置を実施する。

<p>エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。</p> <p>(3) 子どもとふれあう機会の充実 保護者でもある職員の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができ「子どもも参観日」を実施する。 また、各機関におけるレクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみではなく、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮する。</p> <p>(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上 保護者でもある職員は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、各機関内において、家庭教育講座等を開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。</p>	<p>エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。</p> <p>(3) 子どもとふれあう機会の充実 保護者でもある職員の子どもとふれあう機会を充実させ、心豊かな子どもをはぐくむため、子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができ「子どもも参観日」を実施する。 また、各機関におけるレクリエーション活動の実施に当たっては、当該職員のみではなく、子どもを含めた家族全員が参加できるように配慮する。</p> <p>(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上 保護者でもある職員は、子どもとの交流の時間が確保しにくい状況にあるとともに、家庭教育に関する学習機会への参加が難しい状況にあるため、各機関内において、家庭教育講座等を開設する等の取組により、家庭教育への理解と参画の促進を図る。</p>
--	--

資料3 市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき
標準の留意事項について

市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準の留意事項について

※四角囲みは策定指針（案）の内容

1 参酌標準について

(1) 意義

法第7条第2項第3号においては、市町村行動計画において、保育サービス、放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準（以下「参酌標準」という。）を定めるものとされている。

参酌標準は、各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。

(2) 性質

ニーズ調査により把握した各事業の需要に基づき、次の2から10までに示す方法により、新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を定めることが必要である。

なお、後期計画期間（平成22年度から平成26年度までの期間をいう。以下同じ。）の目標事業量については、平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえつつ定めること。

また、2の平日昼間の保育サービス及び6の放課後児童健全育成事業に関しては、平成22年度（新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間の最終年度）の目標事業量も定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 平成29年度目標事業量は、次に示す2から10に基づき、ニーズ調査により把握した推計ニーズ量を目標事業量とすることが必要である。新待機児童ゼロ作戦においては、10年後の目標として、保育サービス（3歳未満児）の提供割合を現行の20%から38%に、放課後児童クラブ（小学1年から3年）の提供割合を現行の19%から60%にするため、取組を進めることとしている。平成29年度目標事業量については、できるだけ早期に達成されることが望ましい。
- ② 平成22年度における保育サービス（3歳未満児）の提供割合については26%、放課後児童クラブ（小学1年から3年）の提供割合については32%の目標が設定されていることに留意する必要がある。

2 平日昼間の保育サービス

平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量については、3歳未満児と3歳以上児に区分の上、次の方法により定めることが必要である。

(1) 就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率の把握

ニーズ調査により把握した共働き家庭、フルタイムとパートタイム家庭、専業主婦家庭、ひとり親家庭等の就労形態別の家庭区分（以下「就労形態別家庭類型」という。）ごとに、現に保育サービスを利用している家庭及び利用を希望している家庭を勘案した潜在的な保育サービスの利用率（以下「潜在的サービス利用率」という。）を算出する。

(2) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数の把握

就労形態別家庭類型ごとに、ニーズ調査により把握した今後の就労希望を勘案した潜在的な家庭数（以下「潜在家庭数」という。）を算出する。

(3) 就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数に、就労形態別家庭類型ごとの潜在サービス利用率を乗じて得た数を合算した数により、平成29年度の目標事業量（定員数）を定める。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 「平日昼間の保育サービス」としてニーズを捉える時間帯区分の例としては、午前7時～18時までを基本とするが、地域の保育所の運営状況に応じて設定しても構わない。
- ② 「就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数」について、就労希望を勘案した家庭数を把握するに際しては、ニーズ調査の母親の就労希望を問う設問において「すぐにでも若しくは1年以内に希望がある」と回答した者を対象とすることが望ましい。
- ③ 「平日昼間の保育サービス」の利用希望を把握するに際しては、3歳未満児に係るものは以下のa及びbの2パターン、3歳以上児に係るものは以下のaからcの3パターンにより算出することが望ましい。
 - a 市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるもの、いわゆる「保育に欠ける」子ども（前記2（2）の「就労形態別家庭類型ごとの潜在家庭数」として、ひとり親家庭・フルタイム共働き家庭・フルタイムとパートタイムの共働き家庭に該当する家庭の子ども）の「認可保育所」の利用希望
 - b aに加え、いわゆる「保育に欠ける」子どもの「家庭的保育事業」、「事業所内保育所」、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の保育施設」を加えた利用希望
 - c bに加え、すべての家庭の「幼稚園の預かり保育」を加えた利用希望
- ④ 平成29年度目標事業量の設定に際しては、3歳未満児に係るものは、a及びbの利用希望の水準を勘案し、認可保育所（特定保育事業を含む）と家庭的保育事業それぞれの目標事業量を設定することが望ましい。

3歳以上児に係るものは、さらに、cの利用希望の水準を勘案し、認可保育所、家庭的保育事業及び幼稚園の預かり保育を合わせた平成29年度目標事業量も設定することが望ましい。

- ⑤ 後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要であるとしており、すべての家庭における認定こども園（午後まで）の利用希望も踏まえ、都道府県と連携しつつ、認定こども園の整備の促進についても併せて検討されたい。

3 夜間帯の保育サービス

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した夜間帯の保育ニーズを勘案して、時間帯区分ごとに平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を考慮し、延長保育事業、夜間保育事業及び夜間養護等事業で対応することを基本とし、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 夜間の時間帯区分の例としては、一般的な延長保育の時間帯（18時～20時）、夜間保育の時間帯（20～22時）、深夜・早朝帯（22時～5時）が考えられる。
- ② 休日の夜間については、夜間帯の保育サービスに含めて目標事業量を定めることが必要である。

4 休日保育

2の平日昼間の保育サービスと同様の手法により、ニーズ調査で把握した休日の保育ニーズを勘案して平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

5 病児・病後児保育

平日昼間の保育サービスの平成29年度目標事業量（定員数）を病児・病後児保育の利用可能性がある者と捉えた上で、ニーズ調査により把握した病児・病後児の発生頻度、サービスの利用実績及びサービスの利用希望を勘案して、平成29年度の目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- 「サービスの利用実績」については、病児・病後児保育サービスの利用のほか、代替的措置、例えば、病気を理由とするベビーシッターやファミリー・サポート・センターの利用等も含めて目標事業量を算出することが必要である。

6 放課後児童健全育成事業

保育サービスとの連続性を重視し、ニーズ調査により把握した次年度に就学予定の児童を有する家庭であって放課後児童クラブの利用を希望する家庭を勘案して、適切と見込まれる平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 平成29年度目標事業量の算出に際しては、次年度に就学予定の未就学児を有する家庭の利用希望を基本としつつ、適宜、就学児を有する家庭の利用希望も参考とすること。
- ② 就学児を有する家庭の「利用希望」としては、就労家庭の放課後の預かり希望（放課後子ども教室も含む）を広く捉えることが必要である。

7 一時預かり事業

ニーズ調査により把握した一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、適切と考えられる平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

【留意事項】

- ① 「一時的に未就学の子どもを第三者に預けた日数の実績」とは、一時的に子どもを預けたことが「ある」と回答した者における預けた平均日数とすることが適当である。この際、一時預かり事業のサービス利用日数に限らず、家族以外の者に一時的に預けた日数を広く含むことが必要である。
- ② 「子どもと家族を応援する日本『重点戦略』」（平成19年12月）における一時預かり事業の試算では、非就労家庭は月20時間（＝週に1回、半日程度）、就労家庭は月10時間（＝2週に1回、半日程度）を望ましい水準として設定していることに留意が必要である。

8 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が、居宅より容易に移動することが可能な圏域内に1箇所以上設置することを平成29年度目標事業量とすることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

9 ファミリー・サポート・センター事業

市及び特別区にあつては、原則として1箇所以上の設置を平成29年度目標事業量とすることが必要である。

町村にあつては、住民の利用希望等を踏まえ実施の必要性を検討した上で平成29年度目標事業量を定めることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に定めることが必要である。

【留意事項】

- ファミリー・サポート・センターの設置及び事業運営にあつては、「病児・緊急対応強化モデル事業」や22年度までの時限措置である「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」の実施等を視野に入れて検討することが必要である。

10 短期入所生活援助事業

宿泊を伴う預かりを必要とした日数の実績に基づき、ファミリー・サポート・センター事業等の他サービスによる対応の可能性も勘案しながら、適切と考えられる事業量を平成29年度目標事業量とすることが必要である。

なお、後期計画期間の目標事業量については、平成29年度目標事業量を念頭に、現状のサービス基盤の状況も踏まえながら定めることが必要である。

資料4 「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧
対照表（案）

「次世代育成支援対策交付金交付要綱」新旧対照表（案）

平成20年度	平成21年度
<p>厚生労働省発雇児第1128002号 平成20年11月28日</p> <p>各 市 町 村 長 殿 特 別 区 区 長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>次世代育成支援対策交付金の国庫補助について</p> <p>標記の交付金については、別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>	<p>厚生労働省発雇児第1128002号 平成20年11月28日 第一次改正 厚生労働省発雇児第 ※ 号 平成21年 ※ 月 ※ 日</p> <p>各 市 町 村 長 殿 特 別 区 区 長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>次世代育成支援対策交付金の国庫補助について</p> <p>標記の交付金については、別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」により行うこととされたので通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>

平成20年度	平成21年度
<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、次世代法第8条第1項の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村行動計画（以下「行動計画」という。）に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため交付することにより、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1（別表3）による事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく次の事業であって、市町村が実施する事業又は市町村以外の民間が実施する当該事業に対し市町村が補助する事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 特定事業</p> <p>平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（以下、「評価基準通知」という。）に基づく次の事業</p> <p>ア 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちやん事業） 評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業</p>	<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1（別表3）による事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちやん事業） 評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業</p>

<p>イ 育児支援家庭訪問事業 評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>ウ ファミリー・サポート・センター事業 評価基準通知の1の(3)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>エ 子育て短期支援事業 評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業</p> <p>オ 延長保育促進事業 評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が民間に委託して実施する事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>(2) その他の事業 評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が認めた事業及び評価基準通知の4の要件を備える新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査事業(以下「保育等ニーズ調査」という。)</p> <p>(対象外事業及び費用) 4 この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。 (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業 (2) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業 (3) 今までに一般財源化された事業 (4) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業 (5) 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」の7に掲げる費用</p>	<p>イ 養育支援訪問事業 評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 子育て短期支援事業 評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) その他の事業 評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が認めた事業</p> <p>(対象外事業及び費用) 4 この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>
--	---

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）が設置されていない場合は、3（2）その他の事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額の算定については、評価基準通知に定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

(1) 3の(1)及び(2)（保育等ニーズ調査を除く。）に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額とする。

(2) 3の(2)に掲げる事業（保育等ニーズ調査）について、下表1の区分ごとに定める基準額と、事業計画に掲げる事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(表1)

区分（調査票送付数）	基準額
6,601以上	2,800,000円
6,001以上6,600以下	2,600,000円
3,401以上6,000以下	2,400,000円
2,001以上3,400以下	1,400,000円
1,501以上2,000以下	900,000円
1,001以上1,500以下	700,000円
1,000以下	500,000円

(3) (1)により選定された額と(2)により選定された額との合計額を交付額とする。

(4) なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）が設置されていない場合は、3（2）その他の事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 (略)

(1) 3の(1)及び(2)に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額とする。

削除

削除

(2) なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、

(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率(前年度基準点数の合計(実績)／前年度基準点数の合計(計画))に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表2)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 市町村が事業を実施する場合((2)に掲げる場合を除く。)
- ア 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- イ 3の(1)及び(2)(保育等ニーズ調査を除く。)に掲げる事業と3の(2)に掲げる事業(保育等ニーズ調査)の間での経費の配分の変更はしてはならないものとする。

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

エ 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

カ 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

ク この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙

(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率(前年度基準点数の合計(実績)／前年度基準点数の合計(計画))に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

(交付の条件)

- 6 (略)
- (1) (略)
- ア (略)
- 削除

イ 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙

<p>紙様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合</p> <p>ア (1)のア、イ、ウ、エ及びウに掲げる条件</p> <p>イ 市町村が民間が実施する事業に対してこの交付金を財源に補助金を交付する場合には、民間に対して次の条件を付さなければならぬ。</p> <p>(ア) (1)のア、イ、ウ及びエに掲げる条件 この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。</p> <p>(イ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないうで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(ウ) 市町村長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>(エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(オ) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第4により速やかに市町村長に報告しなければならない。</p> <p>なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。</p>	<p>様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合</p> <p>ア (1)のア、イ、ウ及びエに掲げる条件</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア) (1)のア、イ及びウに掲げる条件 この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) (略)</p>
---	---

<p>また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。</p> <p>(カ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。</p> <p>ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>エ 民間事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この交付金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書を別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(交付金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>	<p>(カ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 (略)</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 (略)</p> <p>(交付決定までの標準期間)</p> <p>9 (略)</p> <p>(交付金の概算払)</p> <p>10 (略)</p>
--	--

<p>(実績報告)</p> <p>11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式3による報告書を翌年度4月10日(6の(1)のウ又は(2)のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(事後評価)</p> <p>13 市町村長は、事業完了後、当該交付金の対象事業について、事業計画に記載された事業量や取組内容などの実施結果について、事業計画どおり適切に実施されているか否かの評価を実施し、これを公表するとともに、別に定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>14 特別の事情により5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式3による報告書を翌年度4月10日(6の(1)のイ又は(2)のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(交付金の返還)</p> <p>12 (略)</p> <p>(事後評価)</p> <p>13 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>14 (略)</p>
--	---

平成20年度		平成21年度	
別紙様式第1	番 平成 年 月 日	別紙様式第1	番 平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿	市町村長 特別区長	厚生労働大臣 殿	市町村長 特別区長
平成__年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について	平成__年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について	平成__年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について	平成__年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について
標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。	標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。
1. 国庫交付金交付申請額 金 円	1. 国庫交付金交付申請額 金 円	1. 国庫交付金交付申請額 金 円	1. 国庫交付金交付申請額 金 円
2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金所要額調書 (別表1)	2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金所要額調書 (別表1)	2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金所要額調書 (別表1)	2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金所要額調書 (別表1)
3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書 (別表2)	3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書 (別表2)	3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書 (別表2)	3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書 (別表2)
4. 平成__年度次世代育成支援対策交付金事業計画書 (別表3)	4. 平成__年度次世代育成支援対策交付金事業計画書 (別表3)	4. 平成__年度次世代育成支援対策交付金事業計画書 (別表3)	4. 平成__年度次世代育成支援対策交付金事業計画書 (別表3)
添付書類	添付書類	添付書類	添付書類
(1) 当該年度の歳入歳出予算 (見込) 書抄本 (当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)	(1) 当該年度の歳入歳出予算 (見込) 書抄本 (当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)	(1) 当該年度の歳入歳出予算 (見込) 書抄本 (当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)	(1) 当該年度の歳入歳出予算 (見込) 書抄本 (当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。)
(2) その他参考となる資料	(2) その他参考となる資料	(2) その他参考となる資料	(2) その他参考となる資料
※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。	※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。	※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。	※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

別表1

平成 年度 次世代育成支援対策交付金 所要額 調書

区 分	都道府県名 市区町村名					
	A	B	C	D	E	F
特定事業及びその他の事業（bを除く）	a		0	0		0
新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査	b		0			0
合 計	c	0	0	0	0	0

(注) 1. 本枠内に金額を入力する。色づけ、あるセルは式によって自動計算されるので入力不要。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、次によを入力すること。
 (1) 特定事業及びその他の事業……Cの欄に2分の1を乗じて得た額が自動計算される。
 (2) 新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査……交付案編5(2)(表1)の区分ごとに定める基準額
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、次によ自動入力される。
 (1) 特定事業及びその他の事業……D欄の額とE欄の額とを比較して、いずれか少ない方の額
 (2) 新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査……C欄の額とD欄の額とを比較して、いずれか少ない方の額

別表1

平成 年度 次世代育成支援対策交付金 所要額 調書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	A	B	C	D	E	F
	a			0	0	

(注) 1. クリーム色に色づけられたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
 3. D欄は、Cの欄に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較して、いずれか少ない方の額が自動入力される。

別表2

平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査

Table with 5 columns: 市町村コード, 市道庁県名, 市道庁市名, 担当部署(課室・係), 職名, 担当者氏名, 電話番号(直通又は代表(内線)), メールアドレス

(記入上の注意事項)
※ 本欄枠の欄(ワキム色)に必ずつけているものを記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
※ 20年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を記入し、B欄・C欄に20年度実施数(または数字の1)、欄外上欄枠内に行動計画に該当づけられた20年度実施数(所収及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。

<評価1>

●生後4か月までの全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)

Table with 6 columns: A欄(○を記入), 項, 目, B欄(対象全家庭数を入力), C欄(家庭訪問数を入力), 評価ポイント, 申請ポイント

※ 以下に掲げる項目①②③に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を記入し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。

●育児支援家庭訪問事業

Table with 6 columns: A欄(○を記入), 項, 目, B欄(家庭訪問数を入力), 評価ポイント, 申請ポイント

※ 以下に掲げる項目①②③に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を記入し、B欄に家庭訪問数を入力すること。

別表2

平成21年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査

Table with 5 columns: 市町村コード, 市道庁県名, 市道庁市名, 担当部署(課室・係), 職名, 担当者氏名, 電話番号(直通又は代表(内線)), メールアドレス

(記入上の注意事項)
※ 本欄枠の欄(ワキム色)に必ずつけているものを記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
※ 21年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を記入し、B欄・C欄に21年度実施数(または数字の1)、欄外上欄枠内に行動計画に該当づけられた21年度実施数(所収及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。

<評価1>

●乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)

Table with 6 columns: A欄(○を記入), 項, 目, B欄(対象全家庭数を入力), C欄(家庭訪問数を入力), 評価ポイント, 申請ポイント

※ 以下に掲げる項目①②③に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を記入し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。

●育児支援家庭訪問事業

Table with 6 columns: A欄(○を記入), 項, 目, B欄(家庭訪問数を入力), 評価ポイント, 申請ポイント

※ 以下に掲げる項目①②③に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を記入し、B欄に家庭訪問数を入力すること。

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目①～③(センター業務)に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄「1」又は数字を入力すること。

- ① 00～001で始まる場合、対象とならない場合は、対象とならないで計上しないよう注意すること。
② 委員の募集、登録その他の委員組織業務
③ 相互援助活動の調整等
④ 委員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
⑤ 委員の交流を促す、情報交換の場を提供するための交流会の開催
⑥ 子育て支援関連施設(児童館、保育園、地区子育て支援拠点事業、児童館等)との連携調整

Table with columns: A欄(0を記入), B欄(1又は数字を入力), 項目, 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include staff numbers, support hours, and other metrics.

●子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

※ B欄は1人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(児童の送迎を要しない場合を除く)

Table with columns: A欄(0を記入), B欄(数字を入力), 項目, 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include short-term stay services like 2-day overnight stays and twilight stays.

●延長保育促進事業

※ 延長保育を実施する民間保育所のか所数

Table with columns: A欄(0を記入), B欄(数字を入力), 項目, 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include basic childcare and extended hours.

※ 1年度目標値には、延長保育事業を実施する民間保育所数を記入すること。例えば、同一保育所で期間前年の前及び後で延長保育を実施している場合は、ポイントにそれぞれ加算するが、当該欄では1か所とカウントする。

評価1合計ポイント 0.00 ポイント

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目①～③(センター業務)に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄「1」又は数字を入力すること。

- ① 00～001で始まる場合、対象とならない場合は、対象とならないで計上しないよう注意すること。
② 委員の募集、登録その他の委員組織業務
③ 相互援助活動の調整等
④ 委員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
⑤ 委員の交流を促す、情報交換の場を提供するための交流会の開催
⑥ 子育て支援関連施設(児童館、保育園、地区子育て支援拠点事業、児童館等)との連携調整

Table with columns: A欄(0を記入), B欄(1又は数字を入力), 項目, 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include staff numbers, support hours, and other metrics.

●子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

※ B欄は1人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(児童の送迎を要しない場合を除く)

Table with columns: A欄(0を記入), B欄(数字を入力), 項目, 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include short-term stay services like 2-day overnight stays and twilight stays.

●延長保育促進事業

※ 延長保育を実施する民間保育所のか所数

Table with columns: A欄(0を記入), B欄(数字を入力), 項目, 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include basic childcare and extended hours.

※ 1年度目標値には、延長保育事業を実施する民間保育所数を記入すること。例えば、同一保育所で期間前年の前及び後で延長保育を実施している場合は、ポイントにそれぞれ加算するが、当該欄では1か所とカウントする。

評価1合計ポイント 0.00 ポイント

＜評価2＞

Table with columns: A欄 (O/E入力), 項目, B欄 (O/E入力), 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include: へき地保育事業, 家庭支援推進保育事業, 地域における住生活の質的向上事業, 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.

＜評価3＞ その他、創業者のある取組について実施している場合は記入する。

Form for evaluation 3 with fields for total population, age groups, and checkboxes for implementation status. Includes a table for points and a summary table.

＜評価2＞

Table with columns: A欄 (O/E入力), 項目, B欄 (O/E入力), 評価ポイント, 申請ポイント. Rows include: へき地保育事業, 家庭支援推進保育事業, 次世代育成支援人材育成事業, 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業.

＜評価3＞ その他、創業者のある取組について実施している場合は記入する。

Form for evaluation 3 with fields for total population, age groups, and checkboxes for implementation status. Includes a table for points and a summary table.

※取組数ではその他の事業を7項目以上実施しているも、明確な地方対応プログラムにおいて7項目のいずれかを実施していない場合は加算は反映されず0.00ポイントが算出されます。

Summary table for evaluation 2 showing total points for categories BK, BL, BM, BN and overall total BO.

※取組数ではその他の事業を7項目以上実施しているも、明確な地方対応プログラムにおいて7項目のいずれかを実施していない場合は加算は反映されず0.00ポイントが算出されます。

Summary table for evaluation 2 showing total points for categories BS, BL and overall total BO.

平成20年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)
実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

事業名	交付対象事業の 総事業費	A	寄付金その他の 収入額	B	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額A-E)	C
生後6か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	BS		BT		BU	0千円
育児支援家庭訪問事業	BV		BW		BX	0千円
ファミリー・サポート・センター事業	BV		BZ		CA	0千円
子育て短期支援事業	CB		CC		CD	0千円
延長保育促進事業	CE		CF		CG	0千円
へき地保育事業	CH		CI		CJ	0千円
家庭支援推進保育事業	CK		CL		CM	0千円
地域における仕事と生活の調和推進事業	CN		CO		CP	0千円
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	CO		CR		CS	0千円
安心して子どもを育てることができる社会について 地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	CI		CU		CV	0千円
若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、 交流の促進	CW		CX		CY	0千円
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く) の設置・運営	CZ		DA		DB	0千円
子どもたち本人からの電話相談等への対応	DC		DD		DE	0千円
食育の推進	DF		DG		DH	0千円
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	DI		DJ		DK	0千円
思春期保健対策等の推進	DL		DM		DN	0千円
その他創設工夫のある取組 (詳細1～3以外の創設工夫のある取組にかかる事業費を合算)	DO		DP		DQ	0千円
合計	DR	0千円	DS	0千円	DT	0千円

※DR欄の金額は予算書(抄本)の交付金総額部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

平成21年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)
実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

事業名	交付対象事業の 総事業費	A	寄付金その他の 収入額	B	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額A-E)	C
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	GD		GE		GF	0千円
養育支援訪問事業	GG		GH		GI	0千円
ファミリー・サポート・センター事業	GJ		GK		GL	0千円
子育て短期支援事業	GM		GN		GO	0千円
延長保育促進事業	GP		GQ		GR	0千円
へき地保育事業	GS		GT		GU	0千円
家庭支援推進保育事業	GV		GW		GX	0千円
次世代育成支援人材養成事業	CY		CZ		DA	0千円
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	DB		DC		DD	0千円
安心して子どもを育てることができる社会について 地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	DE		DF		DG	0千円
若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、 交流の促進	DH		DI		DJ	0千円
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く) の設置・運営	DK		DL		DM	0千円
子どもたち本人からの電話相談等への対応	DN		DO		DP	0千円
食育の推進	DR		DS		DT	0千円
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	DU		DV		DW	0千円
思春期保健対策等の推進	DW		DX		DY	0千円
その他創設工夫のある取組 (詳細1～3以外の創設工夫のある取組にかかる事業費を合算)	DZ		EA		EB	0千円
合計	EC	0千円	ED	0千円	EE	0千円

※DR欄の金額は予算書(抄本)の交付金総額部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

平成20年度

●最後に平成20年度事前協議時の状況等を記入してください。(必須入力項目)

平成20年度事前協議時 総合ポイント	①	DV	DW	②	平成20年度交付申請額 (単位:円)	③
						DX

※必須入力

※1欄は平成20年度事前協議時の(詳細1)～(詳細3)までの総合ポイントを記入してください。
 ※平成20年度の事前協議の様式で算出された、「総合ポイント」欄のポイントをもそのまま記入してください。
 ※2欄は平成20年11月〇〇日付内示書に記載されている金額を記入してください。
 ※3欄は平成20年度に申請する交付申請額を記入してください。

平成21年度

●最後に平成21年度事前協議時の状況等を記入してください。(必須入力項目)

平成21年度事前協議時 総合ポイント	①	EF	EG	②	平成21年度交付申請額 (単位:円)	③
						EH

※必須入力

※1欄は平成21年度事前協議時の(詳細1)～(詳細3)までの総合ポイントを記入してください。
 ※平成21年度の事前協議の様式で算出された、「総合ポイント」欄のポイントをもそのまま記入してください。
 ※2欄は内示書に記載されている金額を記入してください。
 ※3欄は平成21年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

1 1欄に記入ありの場合には欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合には欄が空欄になっているか。	DY	OK
2 G欄に記入ありの場合には欄が空欄になっているか、H欄記入ありの場合には欄が空欄になっているか。	DZ	OK
3 FにGになっているか。	EA	OK
4 HにIになっているか。	EB	OK
5 F欄に記入ありの場合、G欄、K欄及びH欄に1件以上の件数が入力されているか。	EC	OK
6 O欄～U欄は、委員数に記して、いずれか1つの欄のみ入力する。業種がない場合は空欄になる。	ED	OK
7 V欄、W欄は支那が設置されている場合はいずれか1つの欄のみ入力する。支那が設置されていない場合は空欄になる。	EE	OK
8 A欄が「0」以外の場合、A欄に記入があるか。	EF	OK
9 AK欄はA欄になっているか。	EG	OK
10 BB欄、BD欄、BF欄のいずれかに記入ありの場合(複数記載もあり)、AX欄、AZ欄のどちらかに記載があるか。	BH	OK
11 BB欄、BD欄、BF欄は「1」か空欄のみ。	EI	OK
12 BK欄、BL欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	EJ	OK
13 BM欄、BN欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	EK	OK
14 BL欄が「0」かつBM欄が「0」の場合、OB欄は必ず「0.00」になっている。	EL	OK
15 C欄にポイントが入っているか、B欄が1千円以上か。	EM	OK
16 N欄にポイントが入っているか、E欄が1千円以上か。	EN	OK
17 Y欄にポイントが入っているか、CA欄が1千円以上か。	EO	OK
18 AH欄にポイントが入っているか、OD欄が1千円以上か。	EP	OK
19 AG欄にポイントが入っているか、CG欄が1千円以上か。	EQ	OK
20 AS欄にポイントが入っているか、CM欄が1千円以上か。	ER	OK
21 AM欄にポイントが入っているか、CN欄が1千円以上か。	ES	OK
22 AW欄にポイントが入っているか、CP欄が1千円以上か。	ER	OK
23 AY又はB欄にポイントが入っているか、CS欄が1千円以上か。	EU	OK
24 欄かH欄にOが入力されているか、CV欄が1千円以上か。	EV	OK
25 欄かH欄にOが入力されているか、CW欄が1千円以上か。	EW	OK
26 欄かH欄にOが入力されているか、DX欄が1千円以上か。	EX	OK
27 欄かH欄にOが入力されているか、DY欄が1千円以上か。	EY	OK
28 欄かH欄にOが入力されているか、DZ欄が1千円以上か。	EZ	OK
29 欄かH欄にOが入力されているか、EA欄が1千円以上か。	FA	OK
30 欄かH欄にOが入力されているか、EB欄が1千円以上か。	FB	OK
31 欄にOが入力されているか、EC欄が1千円以上か。	FC	OK
32 必須入力欄のEG、ED、EE、EF、EG、EH欄が全て入力されているか。	FD	NG

※32は入力前は「NG」と表示されます。必須事項を入力すると「OK」に変わります。

1 1欄に記入ありの場合には欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合には欄が空欄になっているか。	EI	OK
2 G欄に記入ありの場合には欄が空欄になっているか、H欄記入ありの場合には欄が空欄になっているか。	EJ	OK
3 FにGになっているか。	EK	OK
4 HにIになっているか。	EL	OK
5 F欄に記入ありの場合、G欄、K欄及びH欄に1件以上の件数が入力されているか。	EM	OK
6 O欄～U欄は、委員数に記して、いずれか1つの欄のみ入力する。業種がない場合は空欄になる。	EN	OK
7 V欄、W欄は支那が設置されている場合はいずれか1つの欄のみ入力する。支那が設置されていない場合は空欄になる。	EO	OK
8 AS欄が「0」以外の場合、A欄に記入があるか。	EP	OK
9 AT欄はA欄になっているか。	EQ	OK
10 BB欄、BD欄のいずれかに記入ありの場合(複数記載もあり)、B欄、BK欄のどちらかに記載があるか。	ER	OK
11 BB欄、BD欄、BF欄は「1」か空欄のみ。	ES	OK
12 BV欄、BW欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	ET	OK
13 BX欄、BY欄はいずれか1つの欄のみ入力する。	EU	OK
14 BW欄が「0」かつBX欄が「0」の場合、OB欄は必ず「0.00」になっている。	EV	OK
15 欄にポイントが入っているか、G欄が1千円以上か。	EW	OK
16 欄にポイントが入っているか、G欄が1千円以上か。	EX	OK
17 欄にポイントが入っているか、G欄が1千円以上か。	EY	OK
18 AG欄にポイントが入っているか、CG欄が1千円以上か。	EZ	OK
19 AZ欄にポイントが入っているか、OR欄が1千円以上か。	FA	OK
20 BB欄にポイントが入っているか、OU欄が1千円以上か。	FB	OK
21 BD欄にポイントが入っているか、OX欄が1千円以上か。	FC	OK
22 BF又はB欄にポイントが入っているか、DX欄が1千円以上か。	FD	OK
23 BF又はB欄にポイントが入っているか、DY欄が1千円以上か。	FE	OK
24 欄かH欄にOが入力されているか、DG欄が1千円以上か。	FF	OK
25 欄かH欄にOが入力されているか、DH欄が1千円以上か。	FG	OK
26 欄かH欄にOが入力されているか、DI欄が1千円以上か。	FH	OK
27 欄かH欄にOが入力されているか、DJ欄が1千円以上か。	FI	OK
28 欄かH欄にOが入力されているか、DK欄が1千円以上か。	FJ	OK
29 欄かH欄にOが入力されているか、DL欄が1千円以上か。	FK	OK
30 欄かH欄にOが入力されているか、DM欄が1千円以上か。	FL	OK
31 欄にOが入力されているか、EN欄が1千円以上か。	FM	OK
32 必須入力欄のEG、ED、EE、EF、EG、EH欄が全て入力されているか。	FN	NG

※32は入力前は「NG」と表示されます。必須事項を入力すると「OK」に変わります。

平成20年度

別表3 平成 年度 次世代育成支援対策交付金事業計画書

1. 特定事業

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業(こどもには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日	実施方法(運営・委託の別)	委託の運営委託先
	平成 年 月 日	運営・委託	
事業の名称(略称)			
事業開始対象全世帯数(a)			
生後4か月までの全ての世帯を訪問するための実施計画			
事業開始対象全世帯数(b)			
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(イ)	生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(ロ)	実施方法(運営・委託の別)	
(件)	(件)	(件)	(件)
(b/a)(%)	(イ/ロ)(%)	(イ/ロ)(%)	(イ/ロ)(%)
うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)			
(件)	(件)	(件)	(件)
(b/a)(%)	(イ/ロ)(%)	(イ/ロ)(%)	(イ/ロ)(%)
費用対効果			
費用対効果(地域包括ケアでは虐待防止ネットワークの設置状況)			
地域包括ケアを促進・虐待防止ネットワークを促進・いずれも設置なし			
訪問実施者(例:保健師、子育て支援員等)			
訪問者の区分(市町村職員、委託・雇用職員、委託・委託(個人)など)			
研修(講習)【必須事項】			
回数	回予定	開催あり・開催なし	開催あり・実施なし
	回数	回予定	実施あり・実施なし
研修(講習)内容			
会議メンバー			
実施計画の策定の考え方			
訪問できなかった場合の対応			

※記載事項⑤

1. 「生後4か月までの全ての世帯を訪問するための実施計画」欄は、最終年度(平成21年度)のかわりに対象年度に対する訪問率(%)が100%となるように計画すること。
2. 「家庭訪問対象全世帯数(別表3)」欄は、当該年度の出産世帯数などから、全戸訪問事業の対象となる世帯数を算出すること。
3. 平成20年度の事業を開始する市町村には、「生後4か月までの全ての世帯を訪問するための実施計画」欄の平成19年度のすべての欄について、「ー」はすること。
4. 「実施計画の策定の考え方」欄は、どのような実施計画(訪問率)等の実施計画を策定したのかを記述すること。
5. 「訪問できなかった場合の対応」欄は、実施計画より訪問できなかった場合には、その数、どのような対応を行ったこととしているのかを記述すること。

平成21年度

別表3 平成 年度 次世代育成支援対策交付金事業計画書

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こどもには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日	実施方法(運営・委託の別)	委託の運営委託先
	平成 年 月 日	運営・委託	
事業の名称(略称)			
事業開始対象全世帯数(a)			
生後4か月までの全ての世帯を訪問するための実施計画(平成21年度計画)			
事業開始対象全世帯数(b)			
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(イ)	生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(ロ)	実施方法(運営・委託の別)	
(件)	(件)	(件)	(件)
(b/a)(%)	(イ/ロ)(%)	(イ/ロ)(%)	(イ/ロ)(%)
うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)			
(件)	(件)	(件)	(件)
(b/a)(%)	(イ/ロ)(%)	(イ/ロ)(%)	(イ/ロ)(%)
費用対効果			
費用対効果(地域包括ケアでは虐待防止ネットワークの設置状況)			
地域包括ケアを促進・虐待防止ネットワークを促進・いずれも設置なし			
訪問実施者(例:保健師、子育て支援員等)			
訪問者の区分(市町村職員、委託・雇用職員、委託・委託(個人)など)			
研修(講習)【必須事項】			
回数	回予定	開催あり・開催なし	開催あり・実施なし
	回数	回予定	実施あり・実施なし
研修(講習)内容			
会議メンバー			
実施計画の策定の考え方			
訪問できなかった場合の対応			

以下の(1)～(3)について、該当する本枠内に○を記入

(1)研修

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

実施あり

実施なし

平成20年度

(2) 育児支援家庭訪問事業

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	主管理		中核機関名 D	訪問実家庭数		合計 H(=E+F+G)
	児童福祉 A	母子保健 B		育児・家事 等の援助 E	分岐に関わった 産科医療機関の 助産師等が行う 訪問支援 G	
						0

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B	
			0

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B	
			0

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B	
			0

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B	
			0

《記載要領》

A、B、C：該当箇所「○」を記入する。なお、「C」については、「A」、「B」以外である場合だけでなく、両者が統合された組織である場合も該当。
D：「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。
E、F、G：訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一母子育児支援サービスを実施できなかった後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントする。また、「H」においては、分岐に関わった産科医療機関の助産師等（保健師、助産師、看護師、産科医療機関の助産師等）が行った訪問支援を計上する。
I、J、K：訪問実家庭の集計数を記入する。
M～Q：訪問支援を実施している支援者数を常勤換算せずに計上する。

平成21年度

(2) 養育支援訪問事業

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

以下の(1)(2)について該当する水枠内に○を記入

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

以下の(1)(2)について該当する水枠内に○を記入

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

以下の(1)(2)について該当する水枠内に○を記入

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

以下の(1)(2)について該当する水枠内に○を記入

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

以下の(1)(2)について該当する水枠内に○を記入

市町村名 〔委託の場合は委託先〕 〔 〕	訪問実家庭数		合計 0	訪問実件数		合計 0
	育児・家事 援助 A	専門的 相談支援 B		育児・家事 援助 D	専門的 相談支援 E	
			0			0

(注1) A～Gについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一母子育児支援サービスを実施できなかった後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。
(注2) D～Fについては、訪問支援の対象となった家庭数は、重複してカウントすること。
(注3) G～Kについては、分岐に関わった産科医療機関の助産師等（保健師、助産師、看護師、産科医療機関の助産師等）が行った訪問支援を計上すること。
(注4) Kについては、分岐に関わった産科医療機関の助産師等（保健師、助産師、看護師、産科医療機関の助産師等）が行った訪問支援を計上すること。
(注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいう。

(3)ファミリー・サポート・センター事業
 ファミリー・サポート・センターの概要

① 名称(本部)	⑥ 本年度委員会数(見込み) ※注2	合計(a+b+c)	人
② 設立(予定)年月日(本部)	平成 年 月 日	うち役員委員…a	人
③ 運営方法(本部)	直営・委託(委託先)	うち依頼委員…b	人
	補助(補助先)	うち両方委員…c	人
④ アドバイザーの配置人数(本部+支部)	人		
⑤ サブリーダーの配置人数(本部+支部)	人		
(支部数:) 箇所			
⑦ 事業内容	①基本事業 センター業務		
チェック欄(本線の枠内に○を入れてください。)	① 病児・病後児の預かり等に必要知識を付与する講習会の開催		
	② 医師機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定)		
	③ 依頼の受付・調整体制の強化		
	【依頼受付時間(時間)】 : ~ : ※1		
	④ 近隣市町村委員の受け入れ		
	活動内容		
	① 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり		
	② 保育施設までの送迎		
	③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり		
	④ 学校の放課後の子どもの預かり		
	⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり		
	⑥ 買い物物等外出の際の子どもの預かり		
	※その他にあれば、下記欄に記載してください。		
	種数預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)		

※ 注1 該当するもので囲み、委託・補助の場合は委託・補助先を記入すること。
 注2 本部に支部の合計の委員会数を記入すること。

(3)ファミリー・サポート・センター事業

運営方法(A)	職員配置(D)	委員数(E)(本年度末)
① 直営・委託・補助 (委託・補助先)	アドバイザー・ワルター (人)	提供委員 (人)
② 直営・委託・補助 (委託・補助先)	センター開設時間(C) (場所) : ~ :	依頼委員 (人)
		両方委員 (人)
		合計 (人)

該当箇所に○を記入する。

① 基本事業	② 病児・緊急対応強化モデル事業
センター業務	センター業務
① 会員の募集、登録その他の会員組織業務	① 病児・病後児の預かり等に必要知識を付与する講習会の開催
② 相互援助活動の調整等	② 医師機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定)
③ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催	③ 依頼の受付・調整体制の強化
	【依頼受付時間(時間)】 : ~ : ※1
	④ 近隣市町村委員の受け入れ
	活動内容
	① 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
	② 保育施設までの送迎
	③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
	④ 学校の放課後の子どもの預かり
	⑤ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
	⑥ 買い物物等外出の際の子どもの預かり
	⑦ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※2

(注) 1. ①、②両事業を実施する場合は、(C)は、①)について、(D)～(E)は①、②の合計数を記載すること。
 2. ②の事業を実施する事務所等は、(B)支部数には含まない。
 3. ※1 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記入すること。
 4. ※2 提供委員と依頼委員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

(4) 子育て短期支援事業

7 児童入所生活援助センター(フリースペース)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)		備考
			2歳未満児	2歳以上児	
1					保育士・里親等の 登録人数 (登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人)
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

(注1)事業を委託している場合、その委託先を施設名の下記()に記載すること。
(注2)里親・保育士等に委託し事業を実施する場合は、施設種別欄に「里親・保育士等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

イ 民間事業者(フリースペース)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)		備考
			夜間(基本分)	休日(預かり)	
1					児童の送迎の実施 有・無 保育士・里親等の 登録人数 (登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人)
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

(注1)事業を委託している場合、その委託先を施設名の下記()に記載すること。
(注2)里親・保育士等に委託し事業を実施する場合は、施設種別欄に「里親・保育士等」と記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

(4) 子育て短期支援事業

7 児童入所生活援助センター(フリースペース)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)		備考
			2歳未満児	2歳以上児	
1					保育士・里親等の 登録人数 (登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人)
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

(注1)「施設種別」欄には、民間事業者(施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等)を記載すること。
(注2)「委託先」欄には、児童福祉施設(児童福祉施設、児童福祉施設)を記載すること。
(注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
(注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託先の名称(施設名)等を記入すること。

イ 民間事業者(フリースペース)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)		備考
			夜間(基本分)	休日(預かり)	
1					児童の送迎の実施 有・無 保育士・里親等の 登録人数 (登録者の資格内訳 保育士 人 里親 人 その他 人)
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

(注1)「施設種別」欄には、民間事業者(施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等)を記載すること。
(注2)「委託先」欄には、児童福祉施設(児童福祉施設、児童福祉施設)を記載すること。
(注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
(注4)里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託先の名称(施設名)等を記入すること。

平成20年度

(5) 延長保育促進事業

*民間保育所のみ

設置主体	A	B	C	D	E	F	G	H	職員配置
実施場所	定員	年間事業員数	開所時間(時間数)	延長を含めた開所時間(時間数)	延長時間(時間数)	平均対象児童数	延長保育促進事業	延長保育事業	
1 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	
2 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	
3 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	
4 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	
5 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	

<合計表>

実施場所	事業数
J	事業数
K	事業数
30分延長	事業数
1時間延長	事業数
2時間延長	事業数
3時間延長	事業数
4時間延長	事業数
5時間延長	事業数
6時間延長	事業数
7時間延長	事業数
合計	事業数

<記入上の注意>

- 1 B欄は、保育所の定員(一時保育の定員ではない)を記入すること。
- 2 D欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- 3 E欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 4 F欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 5 G欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 6 H欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 7 I欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 8 J欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 9 K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。

平成21年度

(5) 延長保育促進事業

設置主体	A	B	C	D	E	F	G	H	職員配置
実施場所	定員	年間事業員数	開所時間(11時間)	延長を含めた開所時間(時間数)	延長時間(時間数)	平均対象児童数	延長保育促進事業	延長保育事業	
1 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	
2 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	
3 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	
4 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	
5 Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	時～時(11時間)	時～時(時)	時～時(時)	後	後	後	

<合計表>

実施場所	事業数
J	事業数
30分延長	事業数
1時間延長	事業数
2時間延長	事業数
3時間延長	事業数
4時間延長	事業数
5時間延長	事業数
6時間延長	事業数
7時間延長	事業数
合計	0
カ所	0

<記入上の注意>

- 1 D欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- 2 E欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- 3 F欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 4 G欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 5 H欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 6 I欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 7 J欄は、「交付金算定の評価基準」について(1)(5)(6)の7に基づき延長時間を記入すること。
- 8 K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。

※(参考)事業の種別・延長時間の区分と評価の考え方
 延長保育促進事業(基本分)・・・11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施
 延長保育事業(基本分)・・・11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施
 Ⅰ欄、「他」それぞれ1事業とカウントする。
 Ⅱ欄以上の延長は、30分以上の延長かつ平均対象児童数が1人以上
 Ⅲ欄以上の延長は、30分以上の延長かつ平均対象児童数が6人以上
 Ⅳ欄以上の延長は、30分以上の延長かつ平均対象児童数が3人以上
 Ⅴ欄以上の延長は、30分以上の延長かつ平均対象児童数が3人以上
 (例1)「延長が1時間以上で平均対象児童数がある」といふ場合
 (例2)「延長が2時間以上で平均対象児童数がある」といふ場合
 →1時間の条件を満たすが、又は30分に満たない

平成20年度

(2) 家庭支援推進保育事業

設置主体	保育所名 〔委託又は補助先〕	年間 事業月数	加配 保育士数	対象児童 入所率	備考
1	委託・補助〔 〕	月	人	%	
2	委託・補助〔 〕				
3	委託・補助〔 〕				
4	委託・補助〔 〕				
5	委託・補助〔 〕				

合計	公	民	か所	か所
----	---	---	----	----

(注) 1. 保育所ごとに記載のこと。
 2. 「設置主体」欄は、加配の設置主体が市町内の場合は「公」、社会福祉法人等の場合は「私」と記入すること。
 3. 「加配保育士数」欄は、本事業の案件である最低基準及びその他の補助金/他の補助金に規定する保育士の他に加配する保育士数を小家数以下第1位まで記載すること。
 4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を総数で除した数字を小家数以下第1位まで記載すること。

平成21年度

(2) 家庭支援推進保育事業

設置主体 〔公又は私〕	保育所名 〔委託又は補助先〕	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	備考
1	公・私 委託・補助〔 〕	%	人	月	
2	公・私 委託・補助〔 〕				
3	公・私 委託・補助〔 〕				
4	公・私 委託・補助〔 〕				
5	公・私 委託・補助〔 〕				
6	公・私 委託・補助〔 〕				
合計	公		0	0	
私					

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公又は私〕欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名〔委託又は補助先〕欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇金」のように、委託先団体の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を総数で除した数字を小家数以下第1位まで記載すること。(必ず10%以上)
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の案件である最低基準及びその他の補助金/他の補助金に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)

平成20年度

(3) 地域における仕事と生活の調和推進事業

都道府県名：
市町村名：

① 連絡の場の設置・協働

連絡の場の設置有無	連携している主体名(全て記載)
○	

② 取組の企画・検討・実施

事項	内容

③ 情報収集・発信等

事項	内容
ア 情報収集体制の整備	
イ 収集情報の内容	
ウ 情報発信・PR	【印刷物の配布による情報発信等】 【シンポジウム等の開催による情報発信等】

平成21年度

(3) 次世代育成支援人材養成事業

都道府県名：
市町村名：

① コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合は○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

② スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合は○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

平成20年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○要保児童虐待対策調整機関の職員配置状況

平成20年4月1日現在

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員		
兼任職員		
		合計

加盟社名

平成21年6月31日現在

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員		
兼任職員		
		合計

① 基本事業

実施の有無	研修の名称、実施機関、研修内容	
	A	B
ア	児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を有していない場合)	研修の名称、実施機関、研修内容
イ	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を有している場合)	

② 付加的事業(基本事業の実施が要件)

実施の有無	取組内容	
	A	B
ア	地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組	取組内容
イ	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	
ウ	地域住民への周知を図る取組	

(記入上の留意点)

- 1: 付加的事業を実施する場合に、A欄に○をつけること。
- 2: ①の基本的事業は、兼任の職員を配置しては行けない対象にならないこと。
- 3: ②の付加的事業は、①の基本的事業を実施が要件であること。

平成21年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○要保児童虐待対策調整機関の職員配置状況

平成21年4月1日現在

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員		
兼任職員		
		合計

加盟社名

平成22年3月31日予定

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
		0

② 基本事業

実施の有無	研修の名称、実施機関	
	A	B
ア	児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を有していない場合)	研修の名称、実施機関
イ	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を有している場合)	

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

実施の有無	取組内容	
	A	B
ア	地域ネットワーク構成員の専門性を向上を図る取組	取組内容
イ	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	
ウ	地域住民への周知を図る取組	

- (記入上の留意点)
- 1: 付加的事業を実施する場合に、A欄に○をつけること。
 - 2: ①の基本的事業は、兼任の職員を配置しては行けない対象にならないこと。
 - 3: ②の付加的事業は、①の基本的事業(②)の実施が要件であること。

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービス提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

(1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

※ 事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、以下の取組が記載されている箇所にはマーカーを引き、さらに(1)～(7)のどの取組に該当するのかわかるよう、番号もあわせて記載してください。

A欄	B欄
	(1) 安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
	(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
	(3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営
	(4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応
	(5) 食育の推進
	(6) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進
	(7) 思春期保健対策等の推進

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービス提供等を行うための事業名について記載してください。

※ 交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※ 欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

①	【事業名】
②	【事業名】

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービス提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

(1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

※ 事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、以下の取組が記載されている箇所にはマーカーを引き、さらに(1)～(7)のどの取組に該当するのかわかるよう、番号もあわせて記載してください。

A欄	B欄
	(1) 安心して子どもを育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
	(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
	(3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営
	(4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応
	(5) 食育の推進
	(6) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進
	(7) 思春期保健対策等の推進

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービス提供等を行うための事業名について記載してください。

※ 交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※ 欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

①	【事業名】
②	【事業名】

平成20年度

平成21年度

4. その他の事業(新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査)

具体的な内容	
--------	--

(記載上の注意点)

- ・具体的な取組内容欄には、調査目的・効果、調査事項、調査の手段、調査件数、回収件数、回収見込み数等できるだけ詳細に記入すること。

削除

平成20年度

別紙様式第2

平成 年度 次世代育成支援対策交付金調書

都道府県名
市区町村名

国	歳出予算科目 交付決定額の	地方公共団体						備考
		入			出			
		歳 現 額	歳 決 定 額	予 算 外 額	歳 現 額	歳 決 定 額	予 算 外 額	
	円	円	円	円	円	円		

(注)

1. 「予算別項」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、予備費支出額、流用削減額等の区分を明らかにして記載すること。
2. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

平成21年度

別紙様式第2

平成 年度 次世代育成支援対策交付金調書

都道府県名
市区町村名

国	歳出予算科目 交付決定額の	地方公共団体						備考
		入			出			
		歳 現 額	歳 決 定 額	予 算 外 額	歳 現 額	歳 決 定 額	予 算 外 額	
	円	円	円	円	円	円		

(注)

1. 「予算別項」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、予備費支出額、流用削減額等の区分を明らかにして記載すること。
2. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

平成20年度	平成21年度
<p>別紙様式第3</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市町村長</p> <p>特別区区长</p> <p>平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1. 平成__年度次世代育成支援対策交付金精算書（別表1）</p> <p>2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金精算額調書（別表2）</p> <p>3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書（別表3）</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本 （当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p> <p>号 日 月 年 平成 番</p>	<p>別紙様式第3</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p>市町村長</p> <p>特別区区长</p> <p>平成__年度次世代育成支援対策交付金の事業実績報告について</p> <p>標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <p>1. 平成__年度次世代育成支援対策交付金精算書（別表1）</p> <p>2. 平成__年度次世代育成支援対策交付金精算額調書（別表2）</p> <p>3. 平成__年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書（別表3）</p> <p>添付書類</p> <p>(1) 当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本 （当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）</p> <p>(2) その他参考となる資料</p> <p>号 日 月 年 平成 番</p>

平成20年度

別表1 平成年度次世代育成支援対策交付金精算書

区分		交付対象事業の 総事業費	交付対象事業の 支出総額 (総引当額-A)	交付対象事業の 収入額	交付対象事業の 収支差額 (総引当額-B)	国庫補助 基本額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 交付決定額 が 超過した額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額 との差額	国庫補助 交付決定額 が 超過した額	国庫補助 交付決定額 との差額	国庫補助 交付決定額 が 超過した額	国庫補助 交付決定額 との差額
区	分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	【特定事業】													
	生後4か月までの全戸訪問事業	a	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児支援補助事業	b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ファミリーサポートセンター事業	c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子育て仲間支援事業	d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延長保育促進事業	e	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	【その他の事業】													
	へき地保育の推進	f	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭支援推進・育児の推進	g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域における妊産婦・乳児の訪問事業	h	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	i	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域の内社・准社員・嘱託・パート・アルバイトが働きやすい環境づくり	j	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域の内社・准社員・嘱託・パート・アルバイトが働きやすい環境づくり	l	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	m	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)1. グリーン色に塗られているセルは金額を記入する。その他のセルは自動計算される。
 2. 利用者が類似した事業相当額等名目欄に記入すること。
 3. D欄は、B欄にB欄の1を乗じて得た額(円未満は切捨て)が自動入力される。
 4. E欄は、D欄にD欄の1を乗じて得た額(円未満は切捨て)が自動入力される。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額を比較して、F欄の1の方の額が自動入力される。(円未満は切捨て)
 6. G欄は、交付決定額超過の額を記入すること。
 7. H欄は、差額に受け入れた額を記入すること。

平成21年度

別表1 平成年度次世代育成支援対策交付金精算書

区分		交付対象事業の 総事業費	交付対象事業の 収入額	交付対象事業の 収支差額 (総引当額-B)	国庫補助 基本額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 交付決定額 が 超過した額	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額 との差額	国庫補助 交付決定額 が 超過した額	国庫補助 交付決定額 との差額	国庫補助 交付決定額 が 超過した額	国庫補助 交付決定額 との差額
区	分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
	【特定事業】												
	乳児家庭全戸訪問事業	a	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児支援補助事業	b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ファミリーサポートセンター事業	c	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子育て仲間支援事業	d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延長保育促進事業	e	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	【その他の事業】												
	へき地保育の推進	f	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭支援推進・育児の推進	g	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域における妊産婦・乳児の訪問事業	h	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	i	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域の内社・准社員・嘱託・パート・アルバイトが働きやすい環境づくり	j	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域の内社・准社員・嘱託・パート・アルバイトが働きやすい環境づくり	l	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	k	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)1. グリーン色に塗られているセルは金額を記入する。その他のセルは自動計算される。
 2. 利用者が類似した事業相当額等名目欄に記入すること。
 3. D欄は、C欄にC欄の1を乗じて得た額(円未満は切捨て)が自動入力される。
 4. E欄は、D欄にD欄の1を乗じて得た額(円未満は切捨て)が自動入力される。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額を比較して、F欄の1の方の額が自動入力される。(円未満は切捨て)
 6. G欄は、交付決定額超過の額を記入すること。
 7. H欄は、差額に受け入れた額を記入すること。

平成20年度

1. 特定事業

(1) 生後4か月までの全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日	実施方法(直営・委託の別)	委託の委託者は委託先
	平成 年 月 日	直営・委託	
<p>生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画</p> <p>平成19年度(実績) 平成20年度(実績) 平成21年度(計画)</p> <p>家庭訪問対象全家庭数(a) 家庭訪問対象全家庭数(b) 家庭訪問対象全家庭数(c)</p>			
生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(d)	生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(e)	生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(f)	生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問数(g)
(特) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)	(特) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)	(特) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)	(特) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)
RDV/0/	RDV/0/	RDV/0/	RDV/0/
<p>要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークを設置し、いづれも設置なし</p> <p>実施あり・実施なし</p>			
<p>訪問者の区分(市町村職員、福祉・保健職員、委託・ボランティア)など</p>			
<p>【必須事項】研修(講習) 回数 開催の時期 開催の回数 開催の方法 実施あり・実施なし</p>			
<p>研修(講習)内容 会議メンバー 開催の方法 実施あり・実施なし</p>			
<p>訪問でできなかった場合の対応</p>			

対象経費		備考
実支出額	① 寄付金その他の収入額	0
円	② 差引実支出額	
	(①-②)=③	

- <付録事項>
1. 「生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画」は、最終年度(平成21年度)のカーネ(対象家庭)に対する訪問率(実績)が100%となるよう計画すること。
 2. 「家庭訪問対象全家庭数(実績)」は、当該年度の出生数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。
 3. 平成20年度から事業を開始した市町村については、「生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画」欄の平成19年度の全ての欄について「-」を記入すること。
 4. 「訪問できなかった場合の対応」欄は、家庭の都合や訪問の拒否等により訪問できなかった場合に、その数、どのような対応を行ったかを記述すること。
 5. 「平成20年度の実績状況(計画)」及び次年度以降の実績計画について「欄」は、平成20年度の実績計画と比較して家庭訪問の実績数(訪問率)が目標を達成したか、改善点は何かなどの評価を行うこと。
- また、この評価を基に、次年度の実績計画の計画を記述すること。

平成21年度

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日	実施方法(直営・委託の別)	委託の委託者は委託先
	平成 年 月 日	直営・委託	
<p>生後4か月までの全ての家庭を訪問するための実施計画(平成21年度(実績))</p> <p>家庭訪問対象全家庭数(a)</p>			
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(c)	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(d)	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(e)
(特) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)	(特) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)	(特) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)	(特) (f) (g) (h) (i) (j) (k) (l) (m) (n) (o) (p) (q) (r) (s) (t) (u) (v) (w) (x) (y) (z)
RDV/0/	RDV/0/	RDV/0/	RDV/0/
<p>以下の(1)~(3)について、該当する本欄内に○を記入</p> <p>(1)研修 実施あり 実施なし</p> <p>(2)ケース対応会議 開催あり 開催なし</p> <p>(3)養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門的相談支援をいづれも実施 実施あり 実施なし</p>			
<p>※評価を実施しない場合は本事業の対象とならない。</p>			
対象経費		備考	
実支出額	① 寄付金その他の収入額	0	
円	② 差引実支出額		
	(①-②)=③		

- (注1)「家庭訪問対象全家庭数(b)」は、当該年度の出生数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。
- (注2)「訪問者人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

平成20年度

(2) 育児支援家庭訪問事業

市町村名 (委託の場合は委託先)	主管課		中核機関名	訪問実家庭数		合計 H(=E+F+G)
	児童福祉	母子保健 その他		育児・家事等 の援助	育児支援に関する 技術的援助	
[]	A	B	D	E	F	G
				(カ所)	(カ所)	(カ所)
						0

市町村名 (委託の場合は委託先)	訪問延件数		訪問支援者実人数		合計 R(=M+N+O+P+Q)
	育児・家事等 の援助	育児支援に関する技術的援助	育児・家事等 の援助	育児支援に関する技術的援助	
	J	K	L(=I+H+K)	M	N
	(件)	(件)	(件)	(人)	(人)
	0	0	0	0	0
					(人)

対象総費		備考	
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
S 円	T 円	(S-T) = U 円	0

《記載要領》
A～R：記入に当たっては、別表3(1)(2)「育児支援家庭訪問事業交付申請書」の《記載要領》に従ってください。
S～U：別表1(次世代育児支援交付金申請書)の該当する各欄の基礎となる金額を記入し、その割合性には注意をしてください。
T：利用料を徴収する場合や利用者から徴収した実費相当分がある場合は、本欄へ計上してください。

平成21年度

(2) 養育支援訪問事業

市町村名 (委託の場合は委託先)	訪問実家庭数		合計 (カ所)	訪問延件数		合計 (件)
	育児・家事 の援助	専門的 相談支援		育児・家事 の援助	専門的 相談支援	
[]	A	B	C	D	E	F
	(カ所)	(カ所)	(カ所)	(件)	(件)	(件)
			0			0

市町村名 (委託の場合は委託先)	訪問支援者実人数		合計 (人)	訪問延件数		合計 (人)
	専門的相談支援	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援		専門的相談支援	分娩に関わった産科医療機関の助産師等が行う訪問支援	
	H	I	J	K	L	M
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
			0			0

対象総費		備考	
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
L 円	M 円	(L-M) = N 円	0

(注1) A～Gについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の申請により、一部子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。
(注2) D～Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。
(注3) G～Kについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師(保健師、助産師、看護士等)が行った訪問支援の延件数を計上すること。
(注4) L～Mについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師(保健師、助産師、看護士等)が行った訪問支援の延件数を計上すること。
(注5) 「中核機関」には、単独の取組やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことをいいます。
(注6) 利用料を徴収する場合や利用者から徴収した実費相当分がある場合は、本欄へ計上すること。

平成20年度

(3)ファミリー・サポート・センター事業(支部も含めた状況記入すること)

【事業内容】

- (1)名称(本部) _____
- (2)所在地(本部) _____
- (3)運営方法(本部) 直営・委託・補助 (委託もしくは補助先: _____)
- (4)支部数 _____

開設年月日(本部)	センター開設時間(本部)	アドバイザー配属人数	サポーター配属人数	ファミリー・サポート・センター事業実施状況	チェンブの欄(該当の欄に○を記入すること)	事業実施状況詳細
年月日	～	人	人	①会員の募集、登録その他の会員組織業務 ②相互援助活動の調整等 ③会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催 ④会員に対して相互援助の調整等が、児童交際の調整等を行うための講習会の開催 ⑤子育て支援相談活動、事業(通園・通塾・通学)他、新卒、他職、子育て支援事業、児童館等との連携調整 ⑥買い物等外出の際の子どもの預かり	<input type="checkbox"/> 講習会の開催 <input type="checkbox"/> 回数 <input type="checkbox"/> 受講者数 <input type="checkbox"/> 交流会の開催 <input type="checkbox"/> 回数 <input type="checkbox"/> 受講者数 <input type="checkbox"/> のべ <input type="checkbox"/> 回数 <input type="checkbox"/> 受講者数 <input type="checkbox"/> のべ <input type="checkbox"/> 回数 <input type="checkbox"/> 受講者数 <input type="checkbox"/> のべ <input type="checkbox"/> 回数 <input type="checkbox"/> 受講者数 <input type="checkbox"/> のべ	講習会の開催 回数 受講者数 のべ 交流会の開催 回数 受講者数 のべ 回数 受講者数 のべ

【活動実績】

当該センターで取り扱う相互援助活動の取組内容について	センター会員数(9月末)	
	前年度	本年度
①保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	件	件
②保育施設までの送迎	件	件
③児童発達支援センター終了後の子どもの預かり	件	件
④学校の放課後の子どもたちの預かり	件	件
⑤冠婚葬祭や他の子どもたちの学校行事の際の子どもの預かり	件	件
⑥買い物等外出の際の子どもの預かり	件	件
⑦その他	件	件
合計活動件数	0件	0件

【対象経費】

実支出額	寄付金その他	差引実支出額
① 円	② 円	①-②=③ 円
		0

平成21年度

(3)ファミリー・サポート・センター事業

運営方法(A)		職員配置(D)		会員数(E)(本年度末)	
① 直営・委託・補助 (委託・補助先)	センター開設時間(C) (か所) 時間	アドバイザー (人)	サポーター (人)	提供会員 (人)	両方会員 (人)
② 直営・委託・補助 (委託・補助先)	～				
					合計 (人)

該当箇所に○を記入する。

①基本事業		②病児・緊急対応強化モデル事業	
センター業務			
① 会員の募集、登録その他の会員組織業務	① 病児・病後児の預かり等に必要なる知識を付与する講習会の開催		
② 相互援助活動の調整等	② 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定)		
③ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催	③ 依頼の受付・調整体制の強化		
	【依頼受付時間(時間)】	～	※1
	④ 近隣市町村委員の受け入れ		

活動実績		活動実績	
① 保育施設での送迎	件	① 病児・病後児の預かり	件
② 保育施設までの送迎	件	② 宿泊を伴う預かり	件
③ 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	件	③ その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)	件
④ 学校の放課後の子どもたちの預かり	件	④ 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎	件
⑤ 冠婚葬祭や他の子どもたちの学校行事の際の子どもの預かり	件	合計活動件数	件
⑥ 買い物等外出の際の子どもの預かり	件		
⑦ その他	件		

対象経費	
実支出額①	円
寄付金その他の収入額②	円
差引実支出額③(①-②)	円

(注)1. ①、②両事業を実施する場合は、④は、①～⑦は①、②の合計数を記載すること。

2. ②の事業を実施する事務所等は、(B)支部数には含まない。

3. ※2 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間数を記入すること。

4. ※2 提供会員と依頼委員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成20年度

(4) 子育て支援短期利用事業費

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員 人	延日数 日	実支出額 ① 円	対象経費	
								寄付金その他の収入額② 円	差引実支出額 ①-②=③ 円
1				2歳未満児 2歳以上児 緊急一時保護の母親 小計	0	0	0	0	0
2				2歳未満児 2歳以上児 緊急一時保護の母親 小計	0	0	0	0	0
合 計					0	0	0	0	0

(注1)「施設種別」欄には、児童福祉施設、母子生活支援施設、乳幼児、保育所、児童、保育士等を記載すること。
 (注2)「委託先法人名」欄には、事業を委託する場合(児童、保育士等に委託している場合を除く。)に記載すること。
 (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
 (注4)「区分」欄「保育士等」に委託して事業を実施する場合は、「施設種別」欄に「児童・保育士等」を記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

② 短期養護等（トワイライトステイ）事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員 人	延日数 日	実支出額 ① 円	対象経費	
								寄付金その他の収入額② 円	差引実支出額 ①-②=③ 円
1				夜間保護 休日預かり 小計	0	0	0	0	0
2				夜間保護 休日預かり 小計	0	0	0	0	0
合 計					0	0	0	0	0

(注1)「施設種別」欄には、児童福祉施設、母子生活支援施設、乳幼児、保育所、児童、保育士等を記載すること。
 (注2)「委託先法人名」欄には、事業を委託する場合(児童、保育士等に委託している場合を除く。)に記載すること。
 (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
 (注4)「区分」欄「保育士等」に委託して事業を実施する場合は、「施設種別」欄に「児童・保育士等」を記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

平成21年度

(4) 子育て短期支援事業

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員 人	延日数 日	実支出額 ① 円	対象経費	
								寄付金その他の収入額② 円	差引実支出額 ①-②=③ 円
1				2歳未満児 2歳以上児 緊急一時保護の母親 小計	0	0	0	0	0
2				2歳未満児 2歳以上児 緊急一時保護の母親 小計	0	0	0	0	0
合 計					0	0	0	0	0

(注1)「施設種別」欄には、児童福祉施設、母子生活支援施設、乳幼児、保育所、児童、保育士等を記載すること。
 (注2)「委託先法人名」欄には、事業を委託する場合(児童、保育士等に委託している場合を除く。)に記載すること。
 (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
 (注4)「区分」欄「保育士等」に委託して事業を実施する場合は、「施設種別」欄に「児童・保育士等」を記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

② 短期養護等（トワイライトステイ）事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員 人	延日数 日	実支出額 ① 円	対象経費	
								寄付金その他の収入額② 円	差引実支出額 ①-②=③ 円
1				夜間保護 休日預かり 小計	0	0	0	0	0
2				夜間保護 休日預かり 小計	0	0	0	0	0
合 計					0	0	0	0	0

(注1)「施設種別」欄には、児童福祉施設、母子生活支援施設、乳幼児、保育所、児童、保育士等を記載すること。
 (注2)「委託先法人名」欄には、事業を委託する場合(児童、保育士等に委託している場合を除く。)に記載すること。
 (注3)「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
 (注4)「区分」欄「保育士等」に委託して事業を実施する場合は、「施設種別」欄に「児童・保育士等」を記入し、施設名・所在地欄の記入は不要である。

平成20年度

(5) 延長保育促進事業

設置主体	実施場所	年間 事業月数	開所時間 (11時間)	延長保育 開始時間 (評価基準に基づき)	職員配置			平均対象児童数 (評価基準に基づき)	対象経費		
					延長保育 推進事業	延長保育 推進事業①	延長保育 推進事業②		延長保育 推進事業①	延長保育 推進事業②	寄付金その他 収入額③
1 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
2 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
3 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
4 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
5 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
合計					人	人	人	人	円	円	円

<合計表>

実施が所数	事業数	対象経費	
		実支出額 L	寄付金その他の収入額 M
30分延長	事業		
1時間延長	事業		
2時間延長	事業		
3時間延長	事業		
4時間延長	事業		
5時間延長	事業		
6時間延長	事業		
7時間延長	事業		
合計	0 事業	0 円	0 円

<記入上の注意>

- D欄は、延長保育時間を含めたい、基本前所時間を24時間表記で記入すること。
- E欄は、延長保育時間を含めたい、総前所時間を24時間表記で記入すること。
- F欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイに基づく延長時間を記入すること。
- G欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のロに基づく平均対象児童数を記入すること。
- H欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイのロに基づく平均対象児童数を記入すること。
- I欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイのロに基づく平均対象児童数を記入すること。
- J欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイのロに基づく延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- K欄は、それぞれ算定の評価基準について、1の(5)の2のイのロに基づく延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- L欄は、それぞれ算定の評価基準について、前記の施設数が記載された申請書は、①及び③欄に記入すること。
- M欄は、それぞれ算定の評価基準について、前記の施設数が記載された申請書は、①及び③欄に記入すること。

平成21年度

(5) 延長保育促進事業

設置主体	実施場所	年間 事業月数	開所時間 (11時間)	延長保育 開始時間 (評価基準に基づき)	職員配置			平均対象児童数 (評価基準に基づき)	対象経費		
					延長保育 推進事業	延長保育 推進事業①	延長保育 推進事業②		延長保育 推進事業①	延長保育 推進事業②	寄付金その他 収入額③
1 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
2 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
3 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
4 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
5 私			時～時 (11時間)	時～時 (11時間)	人	人	人	人	円	円	円
合計					人	人	人	人	円	円	円

<合計表>

実施が所数	事業数	対象経費	
		実支出額 L	寄付金その他の収入額 M
30分延長	事業		
1時間延長	事業		
2時間延長	事業		
3時間延長	事業		
4時間延長	事業		
5時間延長	事業		
6時間延長	事業		
7時間延長	事業		
合計	0 事業	0 円	0 円

<記入上の注意>

- D欄は、延長保育時間を含めたい、基本前所時間を24時間表記で記入すること。
- E欄は、延長保育時間を含めたい、総前所時間を24時間表記で記入すること。
- F欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイに基づく延長時間を記入すること。
- G欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のロに基づく平均対象児童数を記入すること。
- H欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイのロに基づく平均対象児童数を記入すること。
- I欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイのロに基づく平均対象児童数を記入すること。
- J欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の2のイのロに基づく延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- K欄は、それぞれ算定の評価基準について、1の(5)の2のイのロに基づく延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- L欄は、それぞれ算定の評価基準について、前記の施設数が記載された申請書は、①及び③欄に記入すること。
- M欄は、それぞれ算定の評価基準について、前記の施設数が記載された申請書は、①及び③欄に記入すること。

※(参考) 算定の範囲：延長時間の区分と欄の誘導方
延長保育促進事業(基本分)・・・11時間の開所時間の枠内、30分以上の延長保育を記録
延長保育事業(加算分)・・・11時間の開所時間の枠内、30分以上の延長保育を記録

【例】「表」それぞれ1等とカウントする。
・30分延長 30分以上の延長かつ平均対象児童数が1人以上
・1時間延長 1時間以上の延長かつ平均対象児童数が6人以上
・2時間以上延長 2時間以上の延長かつ平均対象児童数が9人以上
(例1) 「実延長が1時間で平均対象児童数が3人」の場合→30分延長
(例2) 「実延長が1時間で平均対象児童数が3人」の場合→30分延長
→1時間の条件を満たすため、又は30分に達しない

平成20年度

(2) 家庭支援推進保育事業

設置主体 〔公文は私〕	保育所名 〔委託又は補助先〕	対象児童 入所率 %	加配 保育士数 人	年間 事業月数 月	対象経費			備考
					実支出額 円	寄付金その他の 収入額 円	差引実支出額 (A-B) 円	
1 公・私	委託・補助〔 〕						0	
2 公・私	委託・補助〔 〕						0	
3 公・私	委託・補助〔 〕						0	
4 公・私	委託・補助〔 〕						0	
5 公・私	委託・補助〔 〕						0	
6 公・私	委託・補助〔 〕						0	
合計			0	0	0	0	0	

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公文は私〕欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名〔委託又は補助先〕欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)

平成21年度

(2) 家庭支援推進保育事業

設置主体 〔公文は私〕	保育所名 〔委託又は補助先〕	対象児童 入所率 %	加配 保育士数 人	年間 事業月数 月	対象経費			備考
					実支出額 円	寄付金その他の 収入額 円	差引実支出額 (A-B) 円	
1 公・私	委託・補助〔 〕						0	
2 公・私	委託・補助〔 〕						0	
3 公・私	委託・補助〔 〕						0	
4 公・私	委託・補助〔 〕						0	
5 公・私	委託・補助〔 〕						0	
6 公・私	委託・補助〔 〕						0	
合計			0	0	0	0	0	

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公文は私〕欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名〔委託又は補助先〕欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。(必ず40%以上)
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の他に加配した保育士数を記載すること。(必ず1人以上)

平成20年度

(3) 地域における仕事と生活の調和推進事業

都道府県名:
市町村名:

① 連携の場の設置・協働

連携の場の設置有無	連携している主体名(全て記載)
○	

② 取組の企画・検討・実施

事項	内容

③ 情報収集・発信等

事項	内容
ア 情報収集体制の整備	
イ 収集情報の内容	[シンポジウム等の開催による情報発信等]
ウ 情報発信・PR	【印刷物の配布による情報発信等】

対象経費	
実支出額	寄付金その他の収入額
A	B
C	差引実支出額 (A-B)
	0

平成21年度

(3) 次世代育成支援人材養成事業

都道府県名:
市町村名:

① コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

② スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

対象経費	
実支出額	寄付金その他の収入額
A	B
C	差引実支出額 (A-B)
	0

平成20年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○要保児童虐待対策啓発機期の職員配置状況

平成20年4月1日の状況

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員		0
兼任職員		0

平成21年2月31日の状況

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員		0
兼任職員		0

市町村名:

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①要保児童虐待対策啓発機期の職員配置状況

平成21年4月1日の状況

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員		0
兼任職員		0

平成22年3月31日の状況

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員		0
兼任職員		0

市町村名:

① 基本事業

	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関、研修内容
ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			
イ 更に児童虐待への専門性向上を促すための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			

② 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取組内容
ア 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

実支出額	①	②	③	④
①	②	③	④	0

(記入上の留意点)
1.取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
2.①の基本的事業は、専任の職員を配置していないなければ対象にならないこと。
3.②の付加的事業は、①の基本的事業を実施が要件であること。

平成21年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①要保児童虐待対策啓発機期の職員配置状況

平成21年4月1日の状況

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員		0
兼任職員		0

平成22年3月31日の状況

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
専任職員		0
兼任職員		0

市町村名:

② 基本事業

	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
ア 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			(名称) (実施機関)
イ 更に児童虐待への専門性向上を促すための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			(名称) (実施機関)

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取組内容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

実支出額	①	②	③	④
①	②	③	④	0

(注1)取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
(注2)基本事業(②)は、調査機関に職員を配置(①)していない場合は対象にならないこと。
(注3)付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

平成20年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)
 (1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において決定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

A欄	B欄	内容	対象経費	
			実支出額①	寄付金その他の収入額②
		(1)安心して子どもを育てることができるとともに子育て支援サービスが参加して共に考える機会の提供		0
		(2)老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進		0
		(3)要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営		0
		(4)子どもたち本人からの電話相談等への対応		0
		(5)食育の推進		0
		(6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進		0
		(7)思春期保健対策等の推進		0

平成21年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)
 (1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において決定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

A欄	B欄	内容	対象経費	
			実支出額①	寄付金その他の収入額②
		(1)安心して子どもを育てることができるとともに子育て支援サービスが参加して共に考える機会の提供		0
		(2)老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進		0
		(3)要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営		0
		(4)子どもたち本人からの電話相談等への対応		0
		(5)食育の推進		0
		(6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進		0
		(7)思春期保健対策等の推進		0

平成20年度

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。
 ※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※備が不足している場合には、行を追加して記入してください。

対象経費	対象経費	
	寄付金その他の 収入額①	差引歳入出額③
①【事業名】		0
②【事業名】		0

平成21年度

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。
 ※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※備が不足している場合には、行を追加して記入してください。

対象経費	対象経費	
	寄付金その他の 収入額①	差引歳入出額③
①【事業名】		0
②【事業名】		0

平成20年度

平成21年度

4. その他の事業(新特機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査)

削除

具体的な内容			
	実支出額 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引実支出額 (A-B) C 円
対象経費			0

(記載上の注意点)

- ・具体的な取組内容欄には、調査目的・効果、調査事項、調査の手段、調査件数、回収見込み数等できるだけ詳細に記載すること。
- ・「対象経費(差引実支出額)C」欄は式で自動計算されるので記入は不要。

平成20年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書

品名	数量	単価	金額	直・間	設置場所 〔委託先又は補助先〕	備考
		円	円		※次により必ず記入のこと。 直 市町村が直接事業を実施した場合 間 市町村が民間が実施する事業に補助した場合	

(注)この報告書は、以下の場合に作成、提出するものとする。

1. 市町村が事業を実施したとき、単価50万円以上の機械又は器具を購入した場合
2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事業者が単価30万円以上の機械又は器具を購入した場合

平成21年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書

品名	数量	単価	金額	直・間	設置場所 〔委託先又は補助先〕	備考
		円	円		※次により必ず記入のこと。 直 市町村が直接事業を実施した場合 間 市町村が民間が実施する事業に補助した場合	

(注)この報告書は、以下の場合に作成、提出するものとする。

1. 市町村が事業を実施したとき、単価50万円以上の機械又は器具を購入した場合
2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事業者が単価30万円以上の機械又は器具を購入した場合

平成20年度	平成21年度
<p>別紙様式第4</p> <p>市町村長 殿 特別区区长</p> <p>番 平成 年 月 日</p> <p>法人名</p> <p>代表者名</p> <p>平成__年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発雇見第 号により交付決定があつた平成20年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額 又は事業実績報告額 金 円</p> <p>2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金返還相当額) 金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)</p>	<p>別紙様式第4</p> <p>市町村長 殿 特別区区长</p> <p>番 平成 年 月 日</p> <p>法人名</p> <p>代表者名</p> <p>平成__年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日厚生労働省発雇見第 号により交付決定があつた平成20年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額 又は事業実績報告額 金 円</p> <p>2 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要交付金返還相当額) 金 円</p> <p>注：別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)</p>

資料5 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び
評価基準について」新旧対照表（案）

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」新旧対照表（案）

平成20年度	平成21年度
<p>市町村長 各 特別区区长</p> <p>雇 発 第 1128003 号 平成20年11月28日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおり定めたとその旨通知する。</p> <p>なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>	<p>市町村長 各 特別区区长</p> <p>雇 発 第 1128003 号 平成20年11月28日 第一次改正 雇 発 第 ※ 号 平成21年 ※月 ※日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおり定めたとその旨通知する。</p> <p>なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>

平成20年度	平成21年度
<p>1 平成20年11月28日厚生労働省発雇第1128002号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援交付金の国庫補助について」の別紙「次世代育成支援交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）の3の（1）特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。</p> <p>（1）<u>生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</u></p> <p>① 事業内容</p> <p>すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、<u>親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的とする事業。</u></p> <p>ア 対象者 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭</p> <p>イ 訪問の時期 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。</p> <p>ウ 訪問者 訪問者については、特に資格要件は問わない。 保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。</p> <p>ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修（講習）を行うものとする。</p> <p>② 実施内容</p> <p>ア 育児に関する不安や悩みの聴取、相談</p> <p>イ 子育て支援に関する情報提供</p> <p>ウ 要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</p>	<p>1 (略)</p> <p>(1) <u>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）</u></p> <p>① 事業内容</p> <p>すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、<u>子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第4項に規定される事業）。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 訪問者 訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。</p> <p>ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。</p> <p>② 実施内容</p> <p>ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握</u></p> <p>エ <u>支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整</u></p>

③ 実施に当たった際の留意事項
 家庭訪問の実施に当たっては、次の点に留意すること。
 ア 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに事前に訪問日時の同意を得るよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。
 イ 訪問者が市町村職員以外の者の場合には、訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を課し、個人情報の保護に万全を期すること。
 ウ 訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。
 エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
 オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参するなど、子育てが必要とする身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供すること。
 カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。
 キ 市町村の保健師等専門職が訪問結果についてアセスメントし、支援が必要な家庭か否かを判断すること。
 ④ 研修（講習）
 必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。
 ⑤ ケース対応会議
 訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、児童家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとすること。

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。
 研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることと。

<p>⑥ 新生児訪問指導等との関係 <u>児童福祉法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。</u></p> <p>⑥ 実施計画 <u>事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。</u> <u>なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉法第21条の10の2第1項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。</u></p>	<p>⑦ 新生児訪問指導等との関係 <u>既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業を実施する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。</u></p> <p>⑦ 実施計画 <u>本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問すること</u> <u>を目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成でき</u> <u>る体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施すること</u> <u>も認められるものとする。この場合にあつては、カバー率(対象家庭に</u> <u>対する訪問実績)100%に向けた実施計画を作成することとし、その</u> <u>計画期間は平成21年度までとする。</u> <u>なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の</u> <u>訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。</u></p>
<p>(2) 養育支援訪問事業</p> <p>① 事業内容 <u>乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援すること</u> <u>が特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当</u> <u>であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産</u> <u>前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養</u> <u>育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、</u> <u>助言その他必要な支援を行う事業(児童福祉法第6条の2第5項に規定</u> <u>される事業)。</u></p> <p>② 実施方法</p> <p>ア 支援の対象 この事業の支援対象は、<u>乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により</u> <u>市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるよ</u> <u>うな一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象と</u> <u>する。</u> (7) <u>若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期</u> <u>からの継続的な支援を特に必要とする家庭。</u> (1) <u>出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレ</u> <u>ス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに</u></p>	<p>(2) 育児支援家庭訪問事業</p> <p>① 事業内容 <u>市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握</u> <u>した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等に</u> <u>よる育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技</u> <u>術的援助を訪問により実施する事業。</u></p> <p>② 実施方法</p> <p>ア 支援の対象 この事業の支援対象は、<u>生後4か月までの全戸訪問事業の実施その</u> <u>他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に</u> <u>掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家</u> <u>庭を対象とする。</u> (7) <u>出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレ</u> <u>ス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに</u></p>

して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭。

なお、妊娠前から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。
(イ) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭

(ウ) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

イ 支援内容

(7) 家庭内での育児に関する具体的な援助

- a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
- b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- d 若年の養育者に対する育児相談・指導
- e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

(イ) 発達相談・訓練指導

家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

ウ 支援の対象者、支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のため、中核機関の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、要保護児童対策協議会（子

対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

(イ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

イ 支援内容

(7) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援

(イ) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

(ウ) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援

(イ) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

ウ 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

どもを守る地域ネットワーク）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

エ 訪問支援の実施者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

(7) 養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB(経験者)、ヘルパー等が実施する。

(4) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。

エ 訪問支援者

(7) 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

(4) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、ファミリー・サポート・センター（地域において子ども預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(9)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。）

(7) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

(4) 相互援助活動の調整等

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子ども預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(9)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。）

(7) (略)

(4) (略)

(ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

(エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

(オ) 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、地域子育て支援センター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業、児童館等）との連絡調整

イ 相互援助活動は、

(ア) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり

(イ) 保育施設までの送迎

(ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

(エ) 学校の放課後の子どもの預かり

(オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり

(カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり等の活動とする。

② ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について
各市町村1か所設置できること。

イ 支部の設置について
政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。
ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合には、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

③ アドバイザーの配置について
ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。
また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整

イ 相互援助活動の内容

(ア) (略)

(ウ) (略)

(エ) (略)

(オ) (略)

(カ) (略)

ウ ファミリー・サポート・センターの設置について

(ア) (略)

(イ) (略)

エ 実施方法

(ア) (略)

差し支えないこと。

④ ファミリー・サポート・センターの運営について

ア 会則の制定
 市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

イ アドバイザー及びサブ・リーダーの業務
 (7) アドバイザーの業務は、次のとおりであること。

a ファミリー・サポート・センターの事業内容の周知、啓発

b 会員の募集、登録

c 会員の統括

d サブ・リーダーの選任

e サブ・リーダーの育成指導

f 会員の相互援助の調整

g 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施

h 会員間のトラブルへの助言

i 他のセンター、支部、子育て関連施設・事業等との連絡調整

j ファミリー・サポート・センターの経理事務等の業務運営

(イ) サブ・リーダーの業務は、次のとおりであること。

a グループ会員の統括

b グループ会員の募集

c アドバイザーとの連絡調整

d グループ会員との連絡調整

e アドバイザーの指示を受け、会員の相互援助の調整

f 各グループのサブ・リーダーとの連絡調整

ウ 会員の登録
 会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。

エ 会員間で行う相互援助活動
 会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の

(イ) (略)

削除

(ウ) (略)

(エ) (略)

援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は
準委任契約に基づくものであること。

オ 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、
補償保険に加入するものとすること。

カ 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する
会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援
助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限り
でないこと。

キ 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり
等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受け
たい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを預
かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を
預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164
号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

ク 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員相互
間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の
趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を
会則等で定めることができるものとする。

（オ）（略）

（カ）（略）

（キ）複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預か
り等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受
けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子どもを
複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6
人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法
律第164号）第59条の2に定める届け出を行わ
なければならない。

（ク）（略）

② 病児・緊急対応強化モデル事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早期・夜間等の緊急時の預
かり、宿泊を伴う預かり等（「病児・病後児の預かり
等」という。以下同じ。）をファミリー・サポート・
センターにおいて行う事業。（ただし、①アの（7）～
（ウ）に加えて以下の事業を実施することとし、会員数
は問わない。）

<p>(7) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催</p> <p>(イ) 安全に預かり等の活動が実施できるよう医療機関との連携体制の整備</p> <p>(ウ) 早朝・夜間等の急な相互援助の依頼にも対応できる体制の整備</p> <p>イ 相互援助活動の内容</p> <p>(7) 病児・病後児の預かり</p> <p>(イ) 宿泊を伴う子どもの預かり</p> <p>(ウ) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり</p> <p>(エ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等の間の送迎等の活動とする。</p> <p>ウ 実施方法</p> <p>①エ(7)～(ウ)に加えて、以下の方法によること。</p> <p>(7)会員への講習の実施</p> <p>病児・病後児の預かり等に対応できるよう、別途示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。</p> <p>また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。</p> <p>(イ)医療機関との連携体制の整備</p> <p>a 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。</p> <p>b 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。</p> <p>c 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。</p> <p>(ウ)依頼の受付体制について</p> <p>病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相</p>	
---	--

<p>互援助活動の調整ができる体制をとること。</p> <p>(エ)病児・病後児の預かりについての留意事項</p> <p>a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。</p> <p>b ①エ(キ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。</p> <p>c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。</p> <p>(ウ)近隣市町村住民の利用について 地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実地市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。</p> <p>(カ)事業実施の体制整備について 平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、②のア(7)～(ウ)の取組みを別途評価対象とする。</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(4) 子育て短期支援事業 ① 事業の種類及び内容 保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設(以下「実施施設」という。)において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。</p>	<p>ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 (7) 事業内容 市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護</p>

することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- a 児童の保護者の疾病
- b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由
- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認められた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライステイ）事業

(7) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができ実施で実施するものとする。

③ 実施方法

ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めたる者。以下「里親等」という。）に委託することができるとする。

イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居室において又は当該児童の居室に派遣して養育・保護を行うものとする。

ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

エ 夜間養護等（トワイライストイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居室等への児童の送迎に努めること。

(5) 延長保育促進事業

① 事業の種類及び内容

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」という。）の開所時間を超えた保育を行う事業。

ア 延長保育促進事業（基本分）

イの事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの。

イ 延長保育事業（加算分）

民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施するもの。

② 実施方法

ア 延長時間の定義

延長時間の定義は次のとおりとすること。

なお、同一保育所又は送迎保育ステーションにおいて開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合

(5) 延長保育促進事業

① (略)

② (略)

は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することとはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

(7) 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が6人以上いることをいう。

(4) 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。

(ウ) 3時間以上の延長については、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。

(エ) 30分延長とは、上記(7)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とする。

イ 対象児童

実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。

なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認められた児童を対象とできること。

ウ 給食等

対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

③ 実施場所

事業の実施場所に当たっては、保育所の他、公共的施

③ (略)

設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上追加すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童数の多さ等に応じて常時2名以上の保育士を配置すること。

⑤ 保護者負担額

①のイの事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

2 交付要綱の3の(2)その他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表（評価に対する基準点数表）の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1)へき地保育の推進

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することとが著しく困難であると

認められる地域に設置される児童を保育するための施設であって、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上追加すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

⑤ (略)

2 (略)

(1) (略)

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(7) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(4) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでないなければならない。

a へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第5条の2の規定によるへき地手当(以下「へき地手当」という。)の支給の指定をうけているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第13条の2第1項又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定による特勤手当(以下「特勤手当」という。)の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特勤手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d a から c までのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)の精神を尊重して行なうものとする。

(7) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。

なお、1日当たり平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

(4) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、

寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合には、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

(ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場(その附近にあるこれにかかわるべき場を含む。)その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めると。

(エ) 必要な医療器具、医薬品、ほう帚材料等を備えるほか、必要に応じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

(オ) 保育士を2人以上置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

(カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育の推進

① 趣 旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童。

(2) (略)

イ 受入れ状況
②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ 実施内容

②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 地域における仕事と生活の調和推進事業

① 趣 旨

子育て支援に関して、行政、子育て支援団体、子育て当事者のみならず、企業も含めて連携・協働を図り、地域における仕事と生活の調和の実現に資する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の普及や情報発信を行い、地域ぐるみの子育て意識を醸成する。

② 事業内容等

次のア～ウについて、要件を満たし全て実施した場合にポイント算定対象とする。

ア 連携の場の設置・協働

次世代育成支援対策協議会等を活用するなど、企業を含め行政・市民団体等との連携・協働の場を設置する。

【要件】

次の主体が既存の協議会等の場において連携・協働すること。

・市町村

削除

- ・企業（経済団体含む）
- ・子育て支援団体（NPO法人など）
- ・子育て当事者（サークル団体など）
- ・その他関係機関（都道府県労働局など、市町村が必要と判断する機関）

イ 地域における仕事と生活の調和推進に資する取組の企画・検討・実施

意識の醸成を目的とした地域におけるイベントの企画や、企業の両立支援に向けた取組の検討など、地域における仕事と生活の調和に資する具体的な取組を企画・検討し実施する。

【要件】

連携の場において年間を通じて検討を行い実施に移すこと。

<取組の例>

- ・子育て支援団体や企業等と協働したイベント（例えば、事業主行動計画策定を啓発するためのシンポジウム、研修会等）の実施
- ・企業、店舗等の子育て支援（両立支援）にインセンティブを与えるための行政のバックアップのあり方（企業のイメージアップに資するため、行政が企業の取組をPRする等）など

ウ 情報収集・発信等

仕事と生活の調和に取り組み企業の好事例や自治体の取組等を収集し、地域の子育て支援情報と併せて、シンポジウムや印刷物等において情報発信・PRを行い、意識の啓発等を図る。（子育て支援団体等を積極的に活用）

（ア）情報収集体制の整備・収集

【要件】

都道府県（労働局が事務局）に設置される「仕事と生活の調和推進会議」との連携や、子育て支援団体等と協働し地域企業の取組情報を取材する体制を整えるなど、仕事と生活の調和に取り組み企業の好事例の収集体制を整えること。

（イ）収集した情報の内容

【要件】

都道府県との連携や、子育て支援団体等による取材、協議会

の場における検討の結果実現された取組など、仕事と生活の調和推進に資する取組の情報であること。その他、一般的に知られていないと考えられる子育て支援に資する地域の情報（インフォーマルな情報）なども含むこと。

<情報の例>

○両立支援

- ・両立支援関係の施策情報
- ・ファミリー・フレンドリー企業（地域）の紹介

○インフォーマルな情報

- ・子育て支援団体・NPO法人の取組内容
- ・子育てサークル等自主グループの内容
- ・相談窓口
- ・フリーマーケット情報
- ・託児付き講習会、研修会 など

○その他地域における必要な情報

(ウ) 情報発信・PR

a シンポジウム等の開催による情報発信等

【要件】

子育て支援団体や経済団体（商工会議所等）等と連携し、シンポジウム・フォーラム等の開催や、地域における活動への参加などにより、収集した情報の発信や企業の取組のPR等を年間を通じて行い、地域における仕事と生活の調和推進のための意識啓発等を図る。

b 印刷物の配布等による情報発信等

【要件】

情報発信等にあたっては、特に乳幼児のいる子育て家庭が情報の入手をしやすい方策をとること。例えば、母子手帳交付時や乳幼児検診、こんにちは赤ちゃん事業を活用した印刷物の配布や、子育て情報に関するHPの活用など。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣 旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を

<p>図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。</p> <p>③ <u>事業内容等</u> <u>次のア及びイのいずれか又は両方とも実施した場合にポイント算定対象とする。</u></p> <p>ア <u>地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーデイネーター的役割を果たす者の養成</u> (ア) <u>子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義</u> (イ) <u>子育て支援に関わる各施設との連携のあり方</u> (ウ) <u>リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）</u> <u>などを中心として、コーデイネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。</u></p> <p>イ <u>地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成</u> (ア) <u>地域における子育て支援の必要性への理解</u> (イ) <u>保育の理解と援助</u> <u>などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。</u> <u>（子育て支援事業の例）</u> <u>地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>基本事業</u></p> <p>ア <u>職員の配置</u> <u>調整機関に、職員（非常勤職員等を含む）を配置すること。</u></p>
<p>(4) <u>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</u></p> <p>① <u>趣 旨</u> 市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。</p> <p>② <u>事業内容</u></p> <p>ア <u>基本事業</u> <u>調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。</u></p> <p>(7) <u>職員の配置</u> <u>調整機関に、専任職員（非常勤職員等を含む）を原則として配置</u></p>	<p>図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。</p> <p>③ <u>事業内容等</u> <u>次のア及びイのいずれか又は両方とも実施した場合にポイント算定対象とする。</u></p> <p>ア <u>地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーデイネーター的役割を果たす者の養成</u> (ア) <u>子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義</u> (イ) <u>子育て支援に関わる各施設との連携のあり方</u> (ウ) <u>リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）</u> <u>などを中心として、コーデイネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。</u></p> <p>イ <u>地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成</u> (ア) <u>地域における子育て支援の必要性への理解</u> (イ) <u>保育の理解と援助</u> <u>などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。</u> <u>（子育て支援事業の例）</u> <u>地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など</u></p>

<p>なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量にかかわらず調整機関の業務以外の母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。</p> <p>(イ)取組内容</p> <p>(7)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。</p> <p>a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合 次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」） ・児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」） <p>b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合 更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修 ・都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修 <p>イ 付加的事業</p> <p>アの基本事業に加えて、次の(7)～(9)の取組を行う市町村に対して交付する。</p> <p>(7)地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組</p> <p>地域ネットワーク構成員に対し、</p> <p>a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。</p> <p>b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。</p>	<p>なお、配置する職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。</p> <p>イ 取組内容</p> <p>アの職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。</p> <p>a (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」） ・(略) <p>b (略)</p> <p>③ 付加的事業</p> <p>②の基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれポイント算定の対象とする。</p> <p>ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組</p> <p>地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。</p>
---	--

c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。

(イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。

・地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。

・生後4か月までの全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。

(ウ) 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。

a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。

b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。

③交付の条件

ア 基本事業

調整機関に一定の専門性を有した職員の配置を促進する取組

②のアの(イ)の a、b の研修を受講した人数に応じてポイントを交付する。

イ 付加的事業

アの基本事業の実施を要件とし、付加的事業の(7)～(ウ)の取組を行った場合に、各々ポイントを加算する。

(7) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

削除

②のイの(7)の a～c のいずれかを実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

(4)地域ネットワークと訪問事業との連携強化を図る取組

②のイの(4)をいずれも実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

(4)地域住民への周知を図る取組

②のイの(4)の a、b のいずれかを実施する場合に、1市町村あたりのポイントを交付する。

3 交付要綱の3の(2) その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成20年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスを提供を行うための取組が事業計画に記載されている。

(2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は「平成20年6月30日総官企第270号総務省大臣官房企画課長通知「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトにおいて(照会)」に定めるプロジェクトの募集について(照会)」において策定するプロジェクト上で以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合等、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

- ① 安心して子どもを生き育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考えられる機会の提供
- 子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを生き、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組
- ② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の

3 交付要綱の3の(2) その他の事業については、次に掲げる要件を備える事業計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) (略)

(2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム(※)」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

※平成20年度は「平成20年6月30日総官企第270号総務省大臣官房企画課長通知「頑張る地方応援プログラム」に係るプロジェクトの募集について(照会)」に基づき実施

① (略)

- 促進地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを
含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に
関わられるようにし、多世代の交流を促進するため、保育
所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関
わる行事等を開催するなどの取組
- ③ 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを除く。）の設置・
運営
地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護
士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する要保護児童対策地域
協議会（虐待防止ネットワークを除く。）を設置し、定期的な連絡検討
会議等の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発
生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るため
の連携した活動を実施する取組
- ④ 子どもたち本人からの電話相談等への対応
児童虐待やいじめ等で思い悩む子ども達に対し、NPO法人等の民
間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応を行う取
組
- ⑤ 食育の推進
子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育む
ため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保
育所、学校等関係機関の連携による取組
- ⑥ 家庭内における子どもの事故防止対策の推進
乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故など多いため、ことか
ら、家庭内における子どもの事故防止のための取組
- ⑦ 思春期保健対策等の推進
住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊
娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母
子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地
域ぐるみで、健やかに子どもを生み育てるための施策を
自主的に進めることを目的とした取組

削除

4 交付要綱の3の(2)の新待機児童ゼロ作戦に基づく保育等のニーズ調査
については、市町村が下記の取組を実施する場合に、交付要綱の5の(2)
に基づき交付額を算定する。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)

(1) 目的

本調査は、保育を中心としたサービスの利用状況や潜在需要も含めた利用希望などの実態を把握し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく3か年の集中重点期間における保育サービス等の利用目標量や施策の立案を行う。

(2) 内容

世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、保育サービスの利用時間・種類、今後の利用希望、育児休業制度の利用状況、放課後児童クラブの利用状況等について、あらかじめ抽出した世帯について調査を行う。

評価に対する基準点数表

【特定事業】

【別表】

評価1	基準点数
<p>〇生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②育児支援家庭訪問事業のうち、以下に掲げる援助 ○育児支援に関する技術的援助 ○育児支援に関する技術的援助</p>	<p>生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問回数 (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.04ポイント</p>
<p>(2) (1)以外の市町村</p>	<p>生後4か月までの全戸訪問事業による家庭訪問回数 (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.03ポイント</p>
<p>〇育児支援家庭訪問事業 ① 育児支援の援助 ② 育児支援に関する技術的援助 ③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援</p>	<p>0.03ポイント 0.04ポイント 0.05ポイント 1訪問あたり</p>
<p>〇ファミリー・サポート・センター事業 ① 会員数 ・100人相当～299人 ・300人～599人 ・600人～999人 ・1,000人～1,499人 ・1,500人～1,999人 ・2,000人～2,999人 ・3,000人以上 ② 支所の設置箇所数 ・10か所未満 ・10か所以上 ③ 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く)</p>	<p>10.0ポイント 14.0ポイント 20.0ポイント 40.0ポイント 60.0ポイント 80.0ポイント 100.0ポイント 50.0ポイント 5.0ポイント 5.0ポイント 100人日あたり</p>
<p>〇子育て短期支援事業 ① ショートステイ事業の実施 ・2歳未満児・慢性疾患児 ・2歳以上児 ・緊急一時保護 ② トワイライトステイ事業の実施 ・基本分 ・宿泊分 ・休日 ・児童の送迎の実施</p>	<p>4.30ポイント 2.35ポイント 0.60ポイント 0.45ポイント 0.45ポイント 1.00ポイント 0.30ポイント 100人日あたり</p>
<p>〇児童保育促進事業 ① 延長時間 ・1時間 ・2～3時間 ・4～5時間 ・6時間以上 ② 基本分</p>	<p>1.5ポイント 7.0ポイント 11.0ポイント 23.0ポイント 27.0ポイント 23.0ポイント(加算)</p>

評価に対する基準点数表

【特定事業】

【別表】

評価1	基準点数
<p>〇乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②育児支援家庭訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問回数 (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.04ポイント</p>
<p>(2) (1)以外の市町村</p>	<p>乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問回数 (全戸訪問事業の対象となる全家庭数 × 20%) 0.03ポイント</p>
<p>〇養育支援訪問事業 ① 育児・家事援助 ② 専門的相談支援 ③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援</p>	<p>0.03ポイント 0.04ポイント 0.05ポイント 1訪問あたり</p>
<p>〇ファミリー・サポート・センター事業 ① 基本事業(会員数) ・100人相当～299人 ・300人～599人 ・600人～999人 ・1,000人～1,499人 ・1,500人～1,999人 ・2,000人～2,999人 ・3,000人以上 支所の設置箇所数 ・10か所未満 ・10か所以上 ② 病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後児預かりの利用件数) ・60件～119件 ・120件～199件 ・200件～299件 ・300件～399件 ・400件～599件 ・600件以上 ・近隣市町村委員会受入 ・初年度体制整備</p>	<p>10.0ポイント 14.0ポイント 20.0ポイント 40.0ポイント 60.0ポイント 80.0ポイント 100.0ポイント 50.0ポイント 5.0ポイント 5.0ポイント(加算) 9.0ポイント 12.0ポイント 19.0ポイント 28.0ポイント 38.0ポイント 52.0ポイント 72.0ポイント 5.0ポイント 20.0ポイント</p>

平成20年度

【その他の事業】

	基準点数
評価2	
○へき地保育所	20.0ポイント 1か所あたり
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント 1事業あたり
○地域における仕事と生活の調和推進事業	5ポイント 1市町村あたり
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
① 基本事業	
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント
② 付加的事業	
・地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組	3.3ポイント
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント

評価3

●その他、創意工夫のある取組について

児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の30.(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省の「頑張る地方応援プログラム」において決定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	ポイント	当該児童人口 1,000人
児童人口1万人以上	10P+	当該児童人口＝10,000人 1,500人

平成21年度

○子育て短期支援事業

① ショートステイ事業の実施	4.30ポイント	100人日あたり
・2歳未満児、慢性疾患児	2.35ポイント	
・2歳以上児	0.60ポイント	
・緊急一時保護	0.45ポイント	
② トライステイ事業の実施	0.45ポイント	
・基本分	1.00ポイント	
・宿泊分	0.30ポイント	
・休日デイサービス	0.30ポイント	1か所あたり
・児童の送迎の実施	0.30ポイント	
○延長保育推進事業		
① 延長時間		
・30分	1.5ポイント	1事業あたり
・1時間	7.0ポイント	
・2～3時間	11.0ポイント	
・4～5時間	23.0ポイント	
・6時間以上	27.0ポイント	
② 基本分	23.0ポイント	(加算)

【その他の事業】

	基準点数	
評価2		
○へき地保育所	20.0ポイント 1か所あたり	
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント 1か所あたり	
○次世代育成支援人材養成事業		
・コーデイネーター養成研修	3ポイント 1市町村あたり	
・スタッフ養成研修	3ポイント 1市町村あたり	
※園外実施の場合は6ポイント		
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		
① 基本事業		
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	1人あたり
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント	
② 付加的事業		
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	1市町村あたり
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント	
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント	

評価3

●その他、創意工夫のある取組について

児童人口3,000人未満	3ポイント	「交付金算定の評価基準」の30.(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において決定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算
児童人口3,000人以上～1万人未満	ポイント	当該児童人口 1,000人
児童人口1万人以上	10P+	当該児童人口＝10,000人 1,500人